

る調査を參考するを捷徑と考ふるが故に、次に其資料を述べん。  
米國國民教育會に於て、委員を設けて、農業科の課程に就きて調査する所あり。一九一一年及同一二年、委員長の名を以て報告を發表せり。此調査は、小學校及中等學校の農業科に關するものなるが、今此處には、小學校に關するものにつき、重要な點を摘録せん。

一九一一年の  
調査

- 一九一一年の調査報告に於ては、先づ初に委員は、産業としての農業科課程を作成せんことを期せず、普通の公立學校に於ける課程を編製せんことを旨とせること、又特種の課程を作るに非ずして、農業科課程の整理上影響を與ふべきものを表明せんことを期せること等に就き一言し、農業科の課程を作成せんが爲に、現今左の如き要求の存することを列舉せり。
- 一、小學校に於ける理科教授及其課程は整理を要す。
  - 二、農業科の教材と、他教科目の教材とは、有機的統合を要す。
  - 三、公立小學校の理科にては、農業科を充分取扱ふことを得ざるが故に、農業科の特設を要す。

四、教育は、特に、農業科教授の有する新價値を認めんことを要す。  
斯る承認は、農業科並に教育學及傳承的教科目教授を價値あらしむる所  
以なり。  
更に調査の各種上問題となりし點を列舉し、次に現今教育上の原則とす  
べきものを擧げ、次に農業科課程作成及農業教授上遵守すべき原則として、  
左の八箇條を列舉せり。

- 一、農業は經濟的教材なると共に修養的材料なり。
- 二、産業としての農業は、家内業務なると共に主要の職業なり。
- 三、農業教授は、出來得るだけ、季節に合せしむべし。
- 四、農業教授は、兒童の智識と生活の興味との間に、生々たる連絡を圖るべし。
- 五、農業教授は、其本質に於て、科學的に、其應用に於て、經濟的に、其目的及効果に於て修養的なるべし。
- 六、農業は、又其本質に於て智識的 (Informal) なるべし。從て智識を授與す

る方法によりて之を教授すべし。

七、農業教授は、其目的、方法及効果に於て、的確ならざるべからず。

八、農業教授は、生徒をして、學習の甲斐あらしめんが爲には、充分理科的なべく、其實地につきては、非科學的方法をとれる地方の成績よりも、農園に於ける結果佳良なるものあり、又修養的價值あらしめんが爲充分美的ならしめざるべからず。

次に、學級に於て、農業を教授する通則として、左の十五箇條を列舉せり。

- 一、出來得るならば、生々たる事物に面せしめて、課業を授くべし。
- 二、出來得るだけ、授けんとする實物を、各生に持たしむべし。
- 三、機能の見地より構造に入るべし。
- 四、最も兒童の生活に觸るる時及處に於て、新材料を提供せよ。
- 五、教ふるものは、兒童にして、材料ならざることと記憶せよ。
- 六、時と力とを合理的に用ひ、兒童の自ら發見し得るものは、絶対に教ふる勿れ。

七、教授時間中、各兒の、能動的に學習せるやを調査せよ。

八、發問を的確にし、出來うるだけ、然否と答ふれば、足るの問を避けよ。

九、各生に對してなせる問答により、地方の事情、實地及結果に關する事實を確證せよ。

一〇、收得を確實ならしめんが爲、必要に應じ、屢々原則を復習せよ。

一一、兒童生徒をして、合理的に、主系に近接せしめ、後來の發展の爲、副系に就き、ノートを作らしめよ。

一二、生徒及兩親にして、教授の應用を理會するの時に至らば、出來得るだけ、屢々經濟的方面を鞏固ならしめよ。

一三、實驗及觀察により議論を決定せよ。議論を決するには、獨り科學方法あるのみ。教室又は裝置中に、生ける動植物を置き、出來得るならば、特種の學習の終る迄、繼續的に觀察せしめよ。

一四、復習を指導し、又家庭に於て、自由研究をなさしむる様指示せよ。

一五、單に記憶又は個々の事實を授くるに止らず、原理を確立せよ。次の

課に移るに先ち、一課を理會せしめよ。

之より農業科の教科課程として占むべき位置につき調査し、小學校の農業科につき左の十五項を列舉せり。

- 一、農業は小學校の各學年に互りて、之を授くべし。
- 二、農業教授は、初學年、中學年(一―六)及高學年(七―八)により各特質あり。前者にありては、農業の方法よりも、物の研究に重を置き、後者にありては、農業の方法を知らしむるを重しとすべし。
- 三、一―六年に於ける目的は、修養的方面を重んじ、七―八年にありては、寧ろ實際的なるべし。
- 四、八學年單級に於ては、同時に、二組以上を設くべからず。
- 五、一―六學年に於ては實際的理科とし、又出來得るだけ郷土地理、産業地理と密接に關聯せしむべし。而して、同時に、特に三學年後は、地理と分離し、別種の教材として取扱ふべし。
- 六、初步の農業は、七八年に於て、一通り之を授け、此際、經濟的見地より、家庭

地方及國と密接なる關係を有せしむべし。

七、各學年比較的少數の題目を選択し、一時に一題目とすべし多くの題目を選択し、其收得の表面的とならんよりも、少數のものを取扱ふべし。

八、學級に於ける練習は、二十分以上なるべく、各週教授時數は、一時間以下なるべからず。

九、研究せらるべき材料は、一般に、學校所在地の地方を現せるものたり、又農業の教授は、學校園及生徒の家庭に於て、見るを得べき實物及作用を基礎となすべし。

一〇、學級教授の方法は、發見的方法を用ひ、實驗室、郊外作業は、觀察及實驗によりて解決せしむべき問題の形式を用ふべし。

一一には、農村單級小學校教師の爲、最小限の課程を設くる理由を擧げ、一二には、此課程を地方の事情に應じて適用し、特設の農業科としての確實的のものたらしむべきことを述べ、一三には、他教科目と連關して教授すべきこと、一四は、農業の補助的材料を用ふべきことに就きて説述せり。

一五、教授は、單元とすべき、題目に就きて之を行ひ、題目毎に、材料、目的、取扱  
方及引用書につき概要を記するを可とす。  
自然科及理科と農業科との關係

自然科

學年 一―六 知識 相關 道德

地理科

a 學年 一―三 郷土地理及地理教授に於て、自然科の單元に就き、  
知識を授く。

b 學年 四―七 一、郷土地理及産業地理に於て地理的單元に就き、  
實用的自然科の取扱をなす。二、地理的單元に就き、模式的學習  
三、農業科との相關事項 普通地理

農業科

a 學年 一―三 自然科の知識 郷土地理

b 學年 四―五(又四―六)特設材料) 農業的單元につき、實用的自然

科の教授及農業的單元につき、郷土及産業地理の教授

c 學年 七―八(又六―八) 初步の經濟的農業

目的

自然科 一、兒童固有の美的情操發達 二、推理力の發達 三、將來の使  
用及慰の爲材料を集むること。四、現在及將來判斷及選擇をなすの要  
に應ぜん爲、經驗を積むこと。

地理科 一、自然科の二、三、四 二、相關の知識 三、既見の世界により未  
見の世界を解釋すること。

農業科 一、自然科の一、二、三、四 二、地理科の二 三、農業の方法に關す  
る知識 利益と樂とを増進せんが爲、農業の方法に就き、「何故に」、「如何  
に」、「何時」に關する知識を收得せしむること。四、個人、家族、學校及社會の  
進歩

農業教授上學校及家庭に於てとるべき方法

學 校 家 庭

- 一、觀察
- 二、實驗
- 三、證明
- 四、學習
- 五、報告
- 六、復習
- 七、讀書

- 一、觀察
- 二、實驗
- 三、證明
- 四、記錄
- 五、作業
- 六、會話
- 七、讀書

一九二二年の調査

該報告は、更に、題材の取扱方農村單級小學校に於ける農業科教授上の要點、中等學校の農業科等に關して記述せるも、こゝには之を省略せん。

次に、一九二二年の報告に於ては、主として、小委員會の報告を纏めて記述せり。其中には、A、高等學校に於ける農業科課程、B、農村學校に於ける農業科の課程、C、農村單級小學校に於ける最低限の農業科課程及アイオワ多級學校に於ける農業科課程家庭に於て履修せしむべき課程に關するものあり。今此等の中より、特に參考とすべき點を摘録せん。

農村學校に於ける農業科の課程は、左の如き材料を以て編制すべしとせり。

第一團(一—三年)普通の鳥類、樹木、雜草、昆蟲、簡易なる園藝等 材料は後來の學習上に役立つものたるべし。

第二團(四—六年)材料の種類は前に同じ。但し兒童を活動せしむる様問題の形に於て提出す。例へば、雜草に就きて云へば、雜草の種子を集めしむるが如し。尙第三團の材料の一面觀たるべき事項をも加ふ。

第三團(七—八年)畜産、農産物、土壤、造園、家庭園及學校園、牛乳搾取(特に牛乳検査)、昆蟲、種子検査、園藝、養鶏、造林、雜草、鳥、植物の作用、肥料

現在農村學校に於て教授せらるゝ題目を調査し、其多きものより、順次に之を擧ぐれば左の如し。而して、最初の十二は、最も多く採用せらるゝものなりとす。

- 畜産(家畜鑑定の一方面等)
- 農作物
- 土壤
- 造園(家庭園及學校園)
- 牛乳搾取(特に牛乳検査)
- 昆蟲
- 種子検査
- 園藝
- 養鶏
- 造林
- 雜草
- 鳥類

植物の作用 肥料 輪作 排水 秣 農園道路 農園管理特に計算)  
 有用なる野獸 天候 繩編合 植物の病 植物蕃殖 ドライファミング  
 單級小學校に於ける最少限の課程は、左の如し。之は單級の組數により  
 て、轉換教授を行ふべきものなるが故に、該調査には、轉換の方法に關するこ  
 ともあれど、引用することゝせん。

第一節

第一部

一、牛特に乳牛に關すること 二、小麥、玉蜀黍若は其地方に、多量に産する  
 穀物 三、蜜蜂及食卓用としての貯藏 四、魚類及魚類と蚊並其他の昆蟲  
 との關係 五、白魚及家屋に棲息する昆蟲

第二部

二、家畜の食物飼育及注意特別に授くるものを除き一般的に一、ムラサ  
 キウマゴヤシ其他地方に産する秣 三、魚類、地方に於て厄介視する鳥類  
 四、蚊及之と病氣との關係 五、昆蟲捕食者としてのヒキガヘル

第三部

一、雛の育方特に産卵に就き附説 二、樹木日蔭用、裝飾用 三、種子の播布  
 特に雜草に就き 四、蚊及之に對する無用の恐怖 五、他に題目を設くる  
 以外の の害毒

第四部

一、馬の取扱上の注意 二、家庭園及之に關する注意、管理 三、蟻及他の害  
 蟲との關係 四、水と其作用(特に土壤に關して) 五、地中及流水中の生物

第五部

一、家庭用叢生仕立果物及葡萄 二、經濟上關係ある鳥類 三、收穫と天  
 候 四、病氣の媒としての蠅 五、土鼠と地方病

第六部

一、果樹園(家庭用販賣用) 二、植物の病(特に果樹及耕作物に關して) 三、蝶  
 蛾其他幼蟲時代に害を與ふるもの 四、地中の蟲と土壤に及ぼすの作用  
 五、家庭附近に於ける昆蟲捕食者としての蝙蝠



全	小	雜	土	社	羊	種	養	馬	植	燕	牛	器	昆
	麥	草	壤	會	活	子	禽	薯	鈴	成	物	乳	及
				生							製	械	蟲
二〇	二												二
二〇								三		三			
二〇				一		九				八			
二〇				五									
二〇	四	五											四
二〇				三		二		三					
二〇						三		一		三			
二〇	四												
二〇								一	五				四
一八〇	四	六	五	三	六	五	一	六	五	六	二	四	七

右の中、鳥、牛、玉蜀黍、農園管理、家庭衛生、園藝、馬鈴薯、養禽、土壤及小麥につき、一課毎に、其要項を擧ぐれば左の如し。  
鳥三課 一、哺食の習性 二、益鳥及害鳥 三、保護及剿絶

牛五課 一、肉用及兩用の型、産仔、特徴 二、乳牛 三、飼育及之に關する注意 四、屠殺、截肉、保存 五、食用肉料理  
玉蜀黍四十二課 一、穂の検査 二、野外練習、實生の禾本を計ふこと 三、野外練習を教室にて報告すること 四、家庭に於て實生の禾本を計へ、之を報告すること 五、玉蜀黍に望まじき特徴 六、野外に於て、種子用及展覽用として、玉蜀黍を選択すること 七、種子を貯ふること 八、家庭に於て、種子用玉蜀黍を取扱ふ手續を報告すること 九、野外練習、穂數により産額を定むること 一〇、前野外練習を基とせる教室の仕事 一一、野外練習、最良の實生の禾本を見出すこと 一二、前野外練習を基とせる教室の仕事 一三、生産物 一四、玉蜀黍の核に關する學習 一五、玉蜀黍の歴史、種類 一六、學校鑑別用として玉蜀黍の標本を準備すること 一七、鑑別カード使用—種子は生ゆるか 一八、同上—熟するか 一九、同上—成長するか 二〇、同上—改良の見込あるか 二一—二五、記録及鑑別の實習 二六、改良法 二七、輪作法 二八、輪作上玉蜀黍の位置及その理由



- 二九 發芽箱の作り方
- 三〇 種子の検査
- 三一 家庭に於ける検査の報告
- 三二 若き玉蜀黍の植物につき研究
- 三三 若き植物の具ふべき要件
- 三四 種子に等級を附すること
- 三五 種蒔器械を検査すること
- 三六 苗床の目的
- 三七 苗床の準備
- 三八 植方
- 三九 耕作法
- 四〇 畑に及ぼす動物の害及其破壊
- 四一 雜草及其除去
- 四二 玉蜀黍の害蟲及其取扱
- 農園管理六課
- 一 栽培すべき農作物及飼育すべき動物の選擇
- 二 農園牧場、低地等に區分すること
- 三 貸借器械、勞力
- 四 賣買市場、郵便系統
- 五 副産物及廢物利用
- 六 農村道路
- 家庭衛生六課
- 一 殘廢物の買場
- 二 蠅及蚊
- 三 排水
- 四 水の供給、井、泉、水槽
- 五 農舍位置、便利利用等
- 六 後庭、小屋、食料置場及養鶏場の衛生
- 園藝十五課
- 一 果物生産に關する注意
- 二 罐詰、果物及植物保存
- 三 冬季植物に關する注意
- 四 野菜料理
- 五 園の種子を集め貯ふること
- 六 温床及冷櫃
- 七 トマト
- 八 家庭園
- 九 苗木の買方及輸送
- 一〇 剪枝
- 一一 挿木
- 一二 挿芽及接芽
- 一三 撒水
- 一四 庭を美はしくすること

一五 幼樹の鑑別

- 馬鈴薯六課
- 一 及二 鑑別塊莖につき研究
- 三 作物に就きての注意
- 四 種子の選擇及準備
- 五 苗床の準備、耕作、撒水
- 六 食用として貯藏法
- 養禽十一課
- 一 雛の種類及育方
- 二 冬季飼育及産卵に關する注意
- 三 産卵の記録、卵の販賣
- 四 食用としての卵
- 五 販賣の爲、飼育、賣買
- 六 養鶏共進、陳列の準備
- 七 家鴨、鵝、七面鳥
- 八 食用としての養禽
- 九 養禽舍及飼場
- 一〇 孵化及雛に關する注意
- 一一 卵の貯藏
- 土壤五課
- 一 組織
- 二 毛細管引力及水分の保存
- 三 耕作の結果
- 四 肥料、肥料小屋、綠肥
- 五 輪作法、土地を肥沃にするの効果、クロバ、及アルファ
- アルファの價値
- 小麥四課
- 一 小麥の植物に就きて研究
- 二 耕作
- 三 用途、製粉
- 四 バン製法

家庭に於ける作業は、學校に於て教授する農業、家事、及手工の課程の學習に寄與する所大なるものあれば、學校は一定の案を定めて、或事項は、家庭に

於て之を實習せしめ、其作業に對して履修せることを認定するの施設に就き講究し、所謂學校の認定する家庭作業課程なるものあり。次に掲ぐるは、アイオワ教員團の討議したる家庭作業課程の條項なり。

建物及器具の修理 道路の雜草芟除、瀦水の排水、パンの烘方、個人衛生、製本、家計簿記、兎係蹄、紙風、轆車等の製作、物品交付、買方、教會、日曜學校に出席すること、園藝、家庭日常の仕事、卵をとること、玉蜀黍の種子検査、卵を抱かすこと、雛飼育の注意、齒を磨くこと、沐浴すること、窓を開放して寝ぬること、早寝、食事の用意、老人幼者を助くること、食器を洗ふこと、辨當の用意、花園に植うる種子の検査、或種の野菜及び穀類を栽培すること、馬、牛、豚及雛を飼ふこと、收穫器械、草刈器、其他の器械を動かすこと、排水作業、繪畫的庭園作業をなすこと、床及中庭を清潔にすること、芝生を刈ること、樹木を觀察し、之が智識を得ること、書籍雜誌を讀むこと、或種の昆蟲、木葉花、草、雜草を集め、之を收穫すること、鳥類其他のものを描寫すること、果物を鑑詰とする事、培方、料理法、縫方、

繕方、洒掃法、木を割る事、薪水の供給、庭の掃除、樹木の手入、街路の人道、鳥小屋、犬小屋を設営すること、棚を設け、戸窓の目隠を作る事、人形の衣服及通常の衣服を作る事、玉蜀黍及其他の農作物を栽培すること、豚子馬、犢、雛を養ふこと、果物を摘取ること、類別、等級別すること、男女兒俱樂部の仕事、樂器を奏すること、唱歌をなすこと、轆、手車、鶏欄、戸棚、門箱、水槽を作る事、園藝作物及草花、鳥の觀察及之が智識を收穫すること、衣類、器具の修理、器械及馬具の修理、降霜前、玉蜀黍の種子を摘取ること、種子用馬鈴薯を選択すること、日蔭用樹木を植うる事、農業新聞を閲讀し、題目を報告すること、農場及家庭の略目錄を作ること、田圃の反別を計算すること、販賣したる苗木の計算をなすこと、田圃の或部分に植付をなすこと、一小地片に玉蜀黍を栽培し、其利益を計算すること、木蝨を集むること、普通なる雜草を鑑別すること、を學ぶこと、矮小の豚に注意し、何故にかくなりしかを收得すること、牝牛の飼育及之に關する記述、牛乳を搾る事、穀類を積む事、家畜飼

育、セメント作業 馬具整頓、靴修理、牝牛及豕牧畜 子馬を馴すこと 四  
 頭立の馬を御する事 穀類の束堆をなすこと 果樹仕立、剪枝、藥液撒水、  
 挿枝、ベリ、栽培、花卉栽培 競技 遊泳、漕艇、氷滑、庭球  
 左記各項は男女並行してなすべき作業なり

男

- 芝生の世話をなすこと 一〇分
- 馬の世話をなすこと 一〇分
- 花園の世話をなすこと 一〇分
- 薪を運搬すること 五分
- 使をなすこと 五分
- 学校の認むる女兒の作業
  - 皿を洗ふこと 一〇分
  - 寢床を作ること 五分
  - 室を掃ふこと 一〇分

女

- 皿を洗ふこと 一〇分
- 洒掃をなすこと 五分
- 食事の用意をなすこと 一五分
- 衣服を繕ふこと 一〇分
- 使をなすこと 五分
- 学校の認むる男兒の作業
  - 毛氈を掃ふこと 一〇分
  - 爐火の番をなすこと 一〇分
  - 芝草を刈ること 五分

- 食事の用意をなすこと 一五分
- 花園を世話すること 五分
- 新思潮に關する讀書 五分
- 個人衛生 一〇分
- 以上の外農園に關する作業

女

- 牛乳攪拌
- 衣服修繕
- 嬰兒の世話
- 戶外讀書
- 教會

男

- 家畜飼育
- 搾乳
- 馬具を着くること
- 園藝
- 教會

- 馬の世話をなすこと 五分
- 園藝 五分
- 新思潮に關する讀書 五分
- 個人衛生 一〇分

以上は農業科課程に關する調査に就き、参考とすべきものを摘出せるものなるが、小學校に於ける農業科の如何なるものかを知る上に、大に参考となすべし。

以上の所説を参考し、次に、吾人の所見を述べんに、本邦の小學校に在りては、農業科を課するの時期は尋常第一學年より第四學年迄、同五六學年及高等小學校各學年の三期とし、大體左の形式に於て之を授くべし。第一期(一―四)に在りては、現行の教科課程の儘ならば、國語科の一部を割き、又は郊外教授等を利用し第二期(五六)に在りては、特に理科地理科に於て之を授け、高等科に在りては、特設科を設くべし。從來の所述は、現行の教科を變更せざることを旨として、成るべく、既定の範圍に於て、各教科目の改善を述べ來りたれど、實は、尋常第四學年前に於ける地理、理科、農業に關する教授は、之を一括し、名稱は自然科と稱するも、理科と稱するも、或は其他の名稱を用ふるも可ならんも、兎に角一科を新設して、之を取扱ふに非ざれば、充分改善の目的を達せんこと難かるべしと思惟す。農村小學校に在りては、將來、明に斯種の一科目を設くるの要あるべしと信ず。

第一期及第二期に於ける農業教授は、兒童の農村的環境に於て、目撃する自然物及自然現象、農村生活に影響を與へ、農村生活に利用せらるゝ自然に

關する研究を旨とすべし。理科的智識、一般原理を傳ふる上に代表的模式的のものなるが故に之を授くるに非ずして、兒童特に農村兒童の生活に密接なる關係を有するが故に、自然を會得せしめざるべからず。稻を取扱ふに、禾本科植物の代表的のものとし、稻も、つゝじも、同一價值を有するものとして取扱ふが如きは、農村の理科教授としても、不適當なり。況んや、之を農業教授とせしことは益々不當なりとす。從來理科教授には、斯る傾向あれば、農村兒童の境遇に、更に密接せしめんことを要す。而して第一期と第二期とは、其間に、多少旨趣を異にし、第一期に在りては、主として、兒童の環境に於て、目撃する個々の自然物に就き學習せしめ、第二期に在りては、自然物、自然現象及農村に於ける人生との關係を會得せしめんことを旨とすべし。農業上の術語の如き、之を授くるを要せずして、専ら農村、農業に關し兒童の境遇に觸るゝ事實を理會せしめんことを期すべし。

此期に於ける材料の種類は、前に引用せる報告の中にも掲げたる如く、自己の農村に見聞する自然物たるべし。而して、之は兒童の生活する土地の

氣候、其他の特質等によりて異なるべく、土地の自然及人事的事情に最も適應せんことを要す。一九一六—一七年、紐育州立農科大學に於て、自然科及初等農業科の材料として、低學年に課すべきものとして調査せるものは、左の如し。(ベッツ氏著書より引用) 第一期及第二期に於ける材料は蓋し、前掲調査及此調査中に存する程度のものたるべし。但種目は、固より地方によりて異れば、茲に掲ぐるものとは異なるべし。

鳥 特に學習せしむるもの—啄木鳥及牝鷄 見覺えしむるもの—冬季に見る鳥二、及次のもの—中五(鳥名略)

動物 特に學習せしむるもの—蟾蜍及牝牛 見覺えしむるもの—次のもの—中四、蛙、豚、蝙蝠、鼠、兎

昆虫 特に學習せしむるもの—蟻又は蜜蜂 噛むもの—吸着くもの—見覺えしむるもの—次のもの—中四、蟋蟀、蜻蛉、根切蟲、大黃蜂

植物 特に學習せしむるもの—菘苳 見覺えしむるもの—クローバーの中一、穀類一、草一、次の中六、接骨木、チユーリツブ、タンボ、ウマノアシ

ガタ、ユリハコベ、クマツバラ、タウヂサ、トマト、スクアレルコルン  
學習すべきもの 次の雜草中四(名稱略)

樹木 特に學習せしむるもの—林檎、松柏科の中一 見覺えしむるもの

—果樹一、松柏科一 次の中四、ドクニンジン、松、桃梨、胡桃、槭、キユキユーパートリ、ハリエンジュ、トナリコ、シナノキ、

第三期にありては、前二期に比すれば、稍系統的に、農業の基礎的の智能を與へんことを期すべきも、専門的ならず、科學的ならず、所謂農業に關する普通の智能を與へんことを旨とすべし。而して、其授くる所の智識は、農業及農村生活上、農民の熟知すべき共通の事項に關することとなるべし。其收得せしむるの能に關しては、農業の術に堪能ならしむるに非ざれど、農民の經驗し來れる農業の過程を、一通り卑近に經驗せしむる中に、或は農用動植物に就きて、鑑別をなすの能を養ひ、普通、何人にも可能なる動植物の飼育、栽培の能を與へ、學校園、家庭園等に關する設置をなすの能及幸福、修養、保健上、自然界を利用するの能を得しむる上に資せんことを期すべし。而して常に自

然に接せしむることにより、廣く自然を理會し、之を愛好するの情を養ひ、又農業の眞義を理會し、他の職業に存せざる美點を把握して、之に従事するを誇とし、之に對するの興味を得しむる上に資する所あるべし。總じて實質的及形式的に、智能及性格を陶冶し、之が爲に、農村生活及家庭生活に關し、道徳的衛生的、美的職業的標準を向上し、農民としての生活を豊富にし、満足ならしむる上に寄與する所なかるべからず。素より、高等小學校程度に於ける本科教授は、充分なるを望むを得ざるは、明なりと雖ども、其教授の旨趣に於て如上の精神を有せんことを肝要なりとなすべし。

## 第三期の教材

此期に於ける教材は前に引用せる調査中、第七八學年に課すべき種類のものたるべし。但本邦の事情より考ふれば、米麥の如き主要穀類を中心とすべきは勿論、其地方により、主要作物栽培、若くは養鶏養畜等數事項を中心として、農業上須要なる智能を統合的に授くるの方法をとるを可なりとす。而して、教科書中に存する術語の解釋に非ずして、實物及實地の作用を試みて、之を會得せしめんを旨とすべし。之が爲、農村學校には、學校園を必須の

## 家庭園の必要

施設となさざるべからず。從來の因襲より、學校園と云へば、遊戯的娛樂的に、花卉を栽培するか、又は讀本、理科教授上の觀察用植物を栽培する底のもの考ふる傾あれど、之は、初學年の農業教授には必要なるべけれど、高學年に於けるものとしては不充分なり。高學年に於けるものは、農業の實驗場たり、試験場たり、實地に學習をなすの機關たらざるべからず。從て其内容に於て、經營の方法に於ても前者と趣を異にせざるべからず。第五章第五節中に掲げたる農村學校の模式圖につきて考ふるも、其規模に於て、其經營に於て、現今の如き學校園を改善するの要あること明なるべし。

## 家庭園

家庭園及家庭に於ける作業と學校教授との連絡を計り、家庭の收得に對して承認を與ふるの方案は、有益にして興味ある問題なれど、本邦の如き家庭の現狀にありて、凡ての家庭に之を實施する迄には、未だ相當の距離あるが如し。將來、斯る案の實施せらるゝに先立ち、先づ尠くとも、學校に在りては、家庭に於ける經驗を尊重して、之と連絡を圖り、又學校に於ける學習を成べく、家庭に於て運用せしむることを務めしめ、相互の連絡を圖る上に留意

工夫する所あり、特に學校を萬能視し、多大の時間を學校にのみ費し、家庭に於ては、夜間文字上の復習をなすに過ぎざるの弊は、最初に改善を要する緊急事なりとすべし。

米國に行はるゝ家庭園には、次の如き方法を以て施設せらるゝものあり。即ち教師及兩親指導の下に、兒童をして、全く之を耕作栽培せしめ、作物の種類は二三種とし、生産に要する費用等の記録は、兒童をして之をなさしめ、收穫祭を學校に開きなどして、結果の良好なるものには賞品を授與す。左に舉ぐるは、ウイスクンシン州に於ける兒童家庭園の綱要なり。

一、園地

a 何時—前の凋落期を可なりとす

b 何處—日當り能く、排水能き地

c 廣—巾九呎、又は十五呎—長十五呎、又は三〇呎

二、仕事

a 前の凋落期 (一)雜草木片及小石を除く (二)能く腐敗せる肥料を施

す (三)耕鋤

b 春季 (一)植付けんとするものを早く計劃す (二)霜の止める時耕鋤す (三)能く土壤を耕す (四)温き日播種す (五)深さを定む。大小の種子により、(六)間隔を定む (七)除草 (八)間引

c 夏季 (一)屢々耕作す (二)給水(必要に應じて終始朝夕) (三)食卓用野菜を收穫す—計算

b 凋落期 (一)作物收穫 (二)學校、郡、農會、州の共進會に最良のものを出品す (三)生産物販賣 (四)冬季用貯藏

三、園の友—鳥、ヒキガ、ハル、昆蟲

四、園の敵 a 鶏の雛幼蟲、根切蟲 b 雜草、其種類

學校園を以て重要な學校の作業とせる施設の著しきものは、オントリオに於けるものも其一なるべし。即ち學校管理者と教師をして、各責を別ちて、農業教授上の施設につき計劃せしめ、學校園の計費を充分に計上して、教育局の認可を受け、教師は各週記録を作り、學校記録係は、一年中の記録を

纏め年の終に、地方監督を經由して、之を州教育局長に進達す。此報告は學校園の如何に設計せられ、夏季休暇中、如何に注意せられしかを明にせざるべからず。而して、九月開始の農業教授は、之に基き、施設せらるるものとす。左に掲ぐるは、秋季及初冬教授すべき題目なるが、素より、土地の事情に應じて、悉く之を取扱ふものに非ざれど、學校園に關し、教師の局長に報告せし事項中、如何なることを遂行せしかを知るに足るべし。

九月

植物研究 一、雜草研究旅行 堆積の準備 種子の蒐集 鑑別試験 根絶法 二、玉蜀黍の立株につき種子用、品評會用のものを選択すること  
 學校品評會 改善俱樂部生産物の出品家庭にて作れるもの、男兒には養鶏、馬鈴薯、燕麥、女兒には、裁縫、料理、鐘詰等 學校にて作れる園藝作物  
 實驗の證明 品評、賞品(書籍、球根等)の授與  
 昆蟲研究 家蠅、其性狀、發育、撲滅 蛾の損害計算  
 讀書 學校及家庭用農業書の選擇及購入 農民圖書館 冬季讀書案

十月

植物研究 一、競争及鑑別用林檎及其他果物蒐集 地方に於ける果物栽培の説話 各種類の鑑別力試験 箱詰及荷造法 二、損傷せられ又は發育不完全なる果物蒐集 其原因及救済法  
 畠及果樹園の作業 一、穂を打落すこと 穀物貯藏 模範穀倉 密閉貯藏庫 産額計算 穀量決定 二、土壤につき秋季の準備 用具及耕作の費用に關する問題 三、秋季凋落季剪枝 收穫物を庇ふこと  
 園の作業 學校及家庭に於ける窓圍又は冬圍用として農園より樹枝を集むること 學校附近に球根栽培又は冬季の花用として温室栽培をなすこと 學校園凋落季準備、清潔、施肥、耕鋤

十一月

玉蜀黍共進會 競争用作物の選擇蒐集 品評 受賞録を讀むこと  
 農園作業 農用動物、越年の準備 よき廐 飼育 養鶏の注意 よき鶏舎



讀書 學校討論 農業に關する題目につき討論  
物理 空氣につき簡易實驗

十二月

動物研究 農用會繁殖 養禽及養畜場見學 地方養禽業の調査及統計  
養禽賣買

讀書 書籍雜誌新聞等を閲讀して知れる題材の評論  
物理 寒暖計を以てする實驗 日々寒暖計使用 氣象記錄

(家庭園及學校園に關してフォート氏著參考)

### 第三節 正規の學校以外の教育

教育の普及と  
永續

近世社會の理想は、民衆に對して、教育を受くるの機會を提供し、等しく其  
與ふる恩恵を享受せしめ、之によりて、個人の幸福を増進し、又能く社會國家  
の福利を増進せんとするにあり。而して、此理想を實際の施設に發現すれ  
ば、各種の形式に於て、廣く教育を普及する方法を講じ、又永く教育を持続

其施設

する方法をとることゝなるべし。

學校は、民衆の必要に應じて、多様な系統を具備し、先づ一面普通教育を  
普及して、社會に無教育者なからしめ、之を期すると共に、社會及個人の  
爲に、種類を異にし、程度を別に、各専門の教育を授くる所あり、以て、成る  
べく、廣く教育の與ふる恩恵に浴せしめざるべからず。しかるに、社會の企  
圖學校の努力の存するに拘らず、生活上の必要、其他の事情に依り、全く、學校  
教育を受くること能はざるか、或は中途にして、學業を廢するの止むを得ざ  
るもの、各時代に存せり。特に過去に於ける教育施設の不備なりしが爲、無  
教育者として、現代に生存するもの、尠きに非ず。社會は、正規の學校以外に、  
此等無教育者を救済するの途を講ぜざるべからず。又正規の學校教育は、  
其修業年限に、限あり、其教授事項に、制限あり、兒童生徒の永き將來を豫想し、  
又日進月歩の社會事情に適應し、僅に數年の修業年限に於て、遠く十數年後  
の後迄も、有効なる一切の事項を教授し得べきに非ざれば、正規の學校教育  
の効果を繼續し、之を永く有効ならしめんが爲には、正規の學校教育以外に、

其必要を充すの方法なかるべからず。繼續補習教育は、畢竟此必要によりて生じたるものなり。

通俗教育、社會教育なる語あり。二者は、正規の學校以外の方法によりて、教育を普及し、教育を永續せんとする意義に於て、補習教育の一種なりとすべし。而して、現に正規の學校教育を受くる者に對しても、同時に、其利益を享受せしむることあれば、此點に於ては、補習教育と、其任務を異にすることもあるべし。又通俗教育の所謂通俗を目的として、廣く民衆に對して、諸般の智能を普及せんことを期せると、社會教育の社會に存する諸種の機關により、若くは社會の爲に、民衆を教育せんとすること等は、此等の教育に、差別的意義を有せしむる所以なるべし。されど、正規の學校以外に、教育を繼續補習するの事實より見れば、補習教育の一種とするも不當なりと云ふを得ざるなり。

要するに正規の學校教育以外に於ける教育は大體左の三方面に別ちて之を考ふべし。

正規の學校以外  
の教育三  
方面

- 一、無教育者を教育すること。
- 二、正規の學校教育を終へたるものに對して、學校の形式に於て、繼續補習教育と施すこと。

三、學校以外、諸種の形式によりて、繼續補習教育を施すこと。

尙別に、兒童生活上の必要に應じて、普通の學校課程を履修せしむることを得ず、半ば勞働し、半ば學校教育を受けんとする者の爲にする施設あり。例へば、米國の如き其上級學年、即ち主として七八學年に於て、兒童の遞減するの傾向あり。之れ全く、兒童の早く生活費を得ざるべからざる必要上、永く學校に止るを得ざると共に、一面教育を受けしむるの途を講ぜざるべからず。之れ半勞半學の施設の起る所以なり。而して、此施設は、其過程より見、正規の課程の一部を履修せしめんとするものなれば、正規の學校教育にして補習教育には非ざるなり。されど、正規の學校教育としては、特種の形式なりといふべし。本邦には、未だ斯る施設存せざれど、今日迄義務教育六箇年の程度に於ても、其上級學年の兒童中には、往々生活難の爲に、長期缺席

半勞半學制の  
施設

をなすもの若干存せり。此等に對しては、形式上の督促をなすが如き手段のみに満足せず、寧ろ半勞半學の制を設くるを以て、或は適當なりとすべし。若し夫れ、將來義務教育年限の七箇年乃至八箇年に延長せらるゝ場合に至らば、一層長期缺席、其實半途退學者の増加するを豫期せざるべかず。此等に對する修學の途は、半勞半學制をとるにあり。されば、今日より、此制を豫想することは、決して無益なるにあらざるべきなり。

今後の社會には、普通教育普及の結果無教育者と稱する者著しく、其數を減ずることゝなるべけれど、過去に於ける社會にありては、教育の普及せざりし結果幾多の無教育者あり。當時に於ける此青少年は、今日無教育なる成年として生活し、其數相當に存すべし。之に加ふるに、主として、經濟上の事情により、半途に廢學し、殆んど無學なるか、又は之に準ずべき青少年も亦相當に存すべしと思惟す。本邦に於ては、斯種の統計存せざる爲、其數を審みせずと雖ども、今尙尠きに非ざるべし。而して、都鄙相比すれば、恐くは、村落に其數多からんか。一九一〇年、米國の調査によれば、十年以上の青少年

## 無教育者の教育

## 具案的方法の必要

にして讀み又書くことを得ざる者五五一六一六三人、此中には、二十一歳以上の無教育者二二七三六〇三人を包含せり。而して、此等無教育者中に、白人一五三四七二七人あり。即ち五八%に相當せり。又二二二七七三一人即ち四〇%は黒人たり、他の二%は印度人、支那人及日本人にして、全無教育者を通じて、三分の二以上は村落民なりと云ふ。

抑も斯る無教育者の存するは、社會の能率を減少する所以なれば、之を救済する方法を講ぜざるべからざるは、應に社會の一義務たるべし。しかるに、本邦に在りては、具案的に、此不幸なる人々に對して、教育の恩恵を享受せしむるの途存せず、本より間接に、自然に、智能を啓發せしむるの機會は存せんなれど、具案的に、救済の途を講ずるの有効にして、價值多きは、茲に之を云ふの要なかるべし。近時補習教育の施設に努力する傾向著しきに至れるは、喜ぶべしと雖ども、之と並んで、無教育なる成年及青少年を具案的に教育するの途を講ぜんことは、農村教育上、忽にすべからざる一重要問題なりとなすべし。

米國に在りては、夙に此點に着眼し、或は寺院に於て、或は個人として、無教育者の教育に努力する所ありしが、近時、月光學校 Moonlight School なる運動創始せられ、次第に傳播するに至れり。該運動は、一九一一年、ケンタッキー州 ロワン郡、ウイルソン、ステワート夫人の創設せしものなるが、同夫人は同郡學事監督者として、同郡内に、無教育なる青年の存するを見、月夜に於て、夜學校を開かんとを案出し、正規の學校教師と協議し、一切の準備をなし、無教育者を招集せり。其記事によれば、吾等は、速に之に應ずる者尠かるべしと思ひしが、當夜會合せしもの、十八歳乃至八十六歳に至る男女千二百人あり。其中には、山坂を踰え來り、不充分なる學校時代の教育を補習せんとする者あり、初て読み書きを學ばんとする者あり、又農夫及其妻子もあれば、商人、礦夫、樵夫も存せり。腰の曲れる老媪にして、遠地にある子女よりの手紙を讀解せんとする希望の下に來れるあり、又初より其子女に送るべき手紙の書方を學ばんとする希望を有して來る者ありと。以て盛況の一斑を知るべし。而して、翌年には、入會者千六百人となり、中三百五十人は読み書きを習

得するに至れり。既にして、斯計畫は、他の二十五郡に波及し、一九一四年には、法定の無教育者教育委員を設くることとなり、次期の一九二〇年、州聯合統計の出る迄には、無教育者なからしめんとするの企圖なりと云ふ。他州も亦此等に倣ひ、夫々施設する所あり、米國政府は、議會に對して、此事業の補助費に當つる爲、特別費支出の協賛を求むるに至れり。

月光學校は、單に讀書算の基礎を授くるに止れるが、更に一層之を有効にせんとする企圖を生ずるに至れり。即ち、範を丁抹國民高等學校にとり、基本的學習に加ふるに、感興を惹起するに足るべき講義を以てせり。斯講義は、丁抹の農民をして、幸福なる思想的、科學的農民たらしむるに至りし者なるが之に倣ひ、事物の根本を探り、性格を強め、同胞の權利、國家に對するの忠實、神に對するの崇敬並に老幼を問はず、生活をなすの途を教ふることとせり。而して、生活には、無教育者及多少教育を受けたるものなるを問はず、現に公立學校に於て注意せらるゝことなき者を收容するを旨とし、年齢と豫備教育の有無を問はず、廣く世間に遭遇すべきことを問題として教育を施

さんことを期せり。課程には、青年に對する長期の課程、及兩親、祖父母に對する短期の課程あり。此組織は、北カロリナの山地に起りしが、又他の地方にも波及せんとする傾ありと云ふ。(月光學校以下フォート氏の著書による)

小學校卒業後に於ける繼續補習教育は、最近十數年、各國の競うて苦心努力する所なり。抑も、小學校卒業後、直に社會實際生活に入るものは、其年齒より云へば、漸次青年期に入るものにして、其心身に一大變化を來すの時期なり。社會は彼等に對して、適當なる指導監督の道を講じ、其知能に對しては、過去に於ける學校教育の効果を留保し、擴充し、實際に當らしめて、應用自在ならしめ、其徳性に對しては、青年期に於ける陶冶を忽にすべからず。又生産者として之を見れば、彼等の將來に於ける生産者としての能率は、此期に於て、大に養はるゝに非ざれば、一國の生産力の隆替にも關することゝなるべし。されば、此時期は、青年個人の爲に、重要な時期なるのみならず、國家社會の成立維持上、堅實にして、有能なる民衆を得る上に、力を注がざるべ

補習教育の重  
要なる所以補習教育の時  
期

からざるの時期なりと云ふべし。之れ近時、各國の補習教育を重要視するに至りし所以なりとす。

現今一般の趨勢より考ふるに、補習教育を與ふるの時期は、大體に於て、男子は小學校卒業後、徴兵適齡迄、女子は結婚迄とし、更に之を卒業後二三年間と、其後との二期に區分するが如し。而して、初は専ら自由制なりしも、今や、其前期に關しては、義務制となすを適切有効なりとするの傾向を生じ、外國には、實地に之を施設する地方も、既に存せり。

しかるに、最近補習教育の觀念を擴張し、教育は、單に青年に對してのみ、補習を要するものに非ずして、成年に對しても、しかするの要ありとの傾向を生じ、之が施設を具案的に試むることゝなれり。此點に就きては、前に社會中心としての學校に關して説述せる際、一言せる所ありき。

補習教育は、正規の學校教育の繼續なり。しかれども、低級教育の上に、繼續する、正規の高級學校教育の繼續には、非ざるなり。又補習と云へば、恰も過去に於ける學校教育に空疎なる點あり、之を補充すること、即ち範圍の廣

補習教育の基  
礎觀念

狭に變化なくして、其内容を充填するが如き意義にのみ之を考ふるものもなきに非ざれど、必ずしも範圍を固定し、成長を無視するの教育となすは非なり。補習教育を受くる者は、第一次の學校教育を終へたる後、進んで高級の學校教育を受くるを得ざる者なり。而して、其しかる所以は、生活の資を得るの要あるが故なり。故に教育の爲にのみ、全時間を用ひしむるを得ず、又其授くる所は、直接間接に、彼等の生活に裨益するものならんことを要す。凡そ學習事項は其種類により、又學習するもの、年齢により、教室に於て修學をなさしむるものと、しかするの要なきものとあり。補習教育の如き、特に必要なき限り、教室學習以外の方法をとるを便とすべし。之れ、彼等は、教育の爲に、時間を學校に用ふることを得ざるの事情存すればなり。以上は、補習教育中に包含せらるゝ觀念にして、補習教育の方法は、此觀念を基として、建設せらるべきものなりとす。

以上は、一般的に、補習教育に就きて説述せるものなるが、農村補習教育も亦、自ら此中に包含せらるれば、一般論を、農村なる特種の事情に限定適用す

れば、農村補習教育の旨趣明なるべし。即ち農村小學校の教育を終了し、進んで高級の學校教育を受けざる者に對して、農民たるに須要なる陶冶を興ふる上に資せんことを旨とすべし。而して、尋常小學校卒業後二三年間は、或は補習科、或は農業補習學校たるを問はず、大體、學校教育の形式に於ける施設をなすを必要なりとすべく、其後の青年補習教育は、自由任意に補習をなすことを得るの施設たるべし。短期の講習、講演會、青年會、處女會、圖書館の如き、皆補習教育の機關たるべし。又第二章第二節に述べたる俱樂部の如きも亦、其一方方法たるべく、ボーイスカウト若くはキャンプファイアガールの如きも亦、しかりとす。總じて農村教育の本旨に副はんことを主眼とし、其農村生活を理會し、農民たるべき能率を向上する上に資する所なかるべからず。特に小學校を卒業し、農村の補習教育を受けんとする者は、農民として立つべきものなれば、他の方面の制肘を受くることなく、全然農民としての陶冶を興へんことに務むべし。たゞし、農民としての陶冶とは、必ずしも、農業の技術に堪能ならしむることのみに非ざるは、前各章に於て、屢

々農村教育の旨趣を述べたる事項を熟讀せば、其意義自ら明なるものあらん。されば、農民補習教育は、先づ青少年の現在及將來に於て、農民たることを思ひ、又現に、農業に従事するものなることを考へ、補習せしむる事項、特に之を學校教育の形式に於て補習せしむとせば、子弟の家庭に於て、自ら經驗學習するを得ざることなるか、又は自ら經驗學習する事項を有効確實ならしむべきものなるか、或は一層將來の生活を向上する上に、資するものならざるべからず。家庭に於ても、實地に、學習經驗し得べき事項、又家庭に於て、なさしむるを寧ろ有効となすべきものを、教室に於て學習せしむるは、時と勢力との徒費なり。又農村補習教育なればとて、専門的に農業に關するこのみを學習せしむるは、農民生活の一面にのみ着眼するものにして、動もすれば、農民の精神を向上し、廣く農村を理會せしむるの機會を提供せざる缺陷を生ずるに至るべし。又修養的、アガツテミック式の教育思想の下に、普通教科目の教授を精深ならしめんことを旨として、教授を行ふものありとせんか、農村補習教育としては、極て其旨趣を誤れるものと云ふべし。

## 初期の補習教育

農村に於ける學校初期の補習教育は、以上の如き旨趣の下に施設すとせば、其教科目に於て、其教授時數及共教授の期に於て、本より、自由にして、成べく、其地方の事情に適應せんことを旨とすべし。現に、本邦に於ける補習科及補習學校は、大體其制度の下に成立するを、適當なりとなすべし。たゞ其缺陷とする所は、農村小學校の教科目を述ぶる際、説述せる如く、畢竟材料の彙集、知識の孤立的附與をなすの弊あれば、充分社會的意義を考察し、家庭及社會と連絡し、生々たる教育を授くるを旨とすべし。

## 二期の補習教育

第二期の青年補習教育は、一層公民的職業的陶冶を重じ、且其方法に於ても、自由なるべし。第二期の補習教育を履修し、又青年の自ら經驗して得たる實力の上に、第二期の補習教育を建設すとせば、農村に於ける公民的修養、農業の職業的陶冶を高め、有力なる農民を作る上に、寄する所頗る大なるものあるべし。本邦に於ける現状を見るに、第一期の教育の不備なると、第二期に於て、指導の任に當るべき人の尠く、又相當の施設乏しきとにより、第二期の補習教育は、頗る不振の狀を呈し、其効果に於ても、薄弱なるを免れざる

が如し。而して、此期に於ける補習の機關は、大體第一期に存するものと異なる所なかるべし。

成年の補習教育は、講演、會合、短期講習、新聞雑誌の購讀等を以て、其主なるものとなすべし。成年は、すでに農業を以て常職とし、農村生活及職業に關して利害を感じるの切なる、青少年の及ぶ所に非ず。されば、補習機關及其作用にして、適切なるあらば、成年は自ら研究せんとする動機の下に、其必要感を満足せざれば、止ざるものあらん。成年補習教育の事項は、何人も收得して、其生活を向上すべき一般的知能に關するものと、農民及農村公民として、特種の職業及公民生活に關するものに二大別し、同じく講演を開くにしても、前場合を主とするもの、若くは、後場合に該當するものを施設すべし。單に前場合のみを考へ、特に、所謂通俗教育として、老若男女を集め、只管興味を味はざらんことを恐るゝ流の講演は、其罪社會にあるか、辯者にあるか、兎に角低級の施設なりと云ふべし。

次に米國に於ける、補習教育に關する實例二三を擧げて、参考に供せん。

成年の補習教育

アイオワの補習教育

同國には此施設頗る多く、其種類に於ても、其様式に於ても、多種多様なれば、今一々之を述べんこと難く、又其代表的と見るべきものを選択せんことも困難なれば、單に或場合を知るべき二三の例を擧ぐることにせん。

アイオワ縣チロッキ郡の施設は、正規の教育を完了せざる年長者に對する、任意の補習教育にして、監督ロガン氏の創案にかゝれり。此施設によれば、冬季農閑時を利用して開設し、一年中四ヶ月を一回とし、七回の冬を重ねて完了せんとするものなるが七回に互りて、全體を履修する者は、其數多からずと云ふ。而して、毎季、英語、歴史若は理科を主要科とし、之を中心として其他の事を學習せしめ、且選擇科目を設く。左に擧ぐる課目は、第四回の英語學年に於ける教科案なり。

男

女

一、新聞雑誌の要素

一、新聞雑誌の要素

二、米國文學

二、米國文學

三、演説

三、演説



四、農場用器畫

五、植物園

六、家畜の食糧及飼育

四、家事衛生

五、配合能き食事 *Balanced meal* を工夫すること

六、裁縫

七、料理

選擇科目

- 一、近世語
- 二、經濟學
- 三、教授の參觀及教授法
- 四、習字
- 五、綴方
- 六、手工

此施設の効果は、地方の進歩に寄與し、十四年以上廿年の青年にして、高等學校に入るを得ず、又一年中修學するを得ざる事情ある者に對し、適當なる教育を與ふることゝなれり。

マツサチユーセツツ案

マツサチユーセツツ縣に於ては青年及成年の必要を顧慮し、左の如く、三様の途をとりて、農業教育を行ふ。

- 一、十四年以上廿五年迄の男女にして、専ら學習の爲に、時を用ふることを得る者に對し、時間の半を生産的農業、主として家事、家業の監督に使用せ

しめ、時間の三〇％は、日常の仕事に直接關係ある學習に、其他の時間を一般修養材料の學習に用ひしむ。

二、實地農業に従事し、一日中又は一週中、若干時間のみを學習の爲に使用することを得る青年に對しては、其職業と直接關係ある課程を組織して、授く。

ミネソタ案

三、十七年以上のものにして、生産的農業に従事するものに對しては、夜學校を設く。此人々の中には牛乳搾取者、農産物行商人、果物栽培人等あり。

ミネソタ縣に在りては、冬季短期課程を設け、十五歳以上の青年及成年に對して、農事を講習す。期間は、學校により、三ヶ月乃至六ヶ月の別あれど、概して、十一月より翌年三月に互るの間に開設し、毎日午前十時より、午後三時に互りて授業を行ふ、ミラカの學校に於ては、十八週の短期課程を施設し、午前十時より同四十五分迄は農業男女毎日、同上時より十二時十五分迄は料理(女毎日)手工(男毎日)、午後一時三十分より同二時十五分迄は裁縫(女、月水金)商業算術(男、月水金)、農業算術(男女、火木)、同二時十五分より同三時迄は

事務に關する様式及法令男女毎日とし、各時概ね一題材を教授する方法をとれり。(以上三項フォート氏著書による)

ボーイスカウト

ボーイスカウト Boy scout は近時の流行語なり。本邦亦彼國の組織に倣ひ各地に之が施設を見るに至れり。しかるに、目下本邦に紹介せられ、又本邦の模倣するが如き形式のみを以て、ボーイスカウトなりとなさば、軍隊の下稽古をなすが如きものに止り、農村青少年には妥當ならざるの感あるべし。世人は、農村に於て、如何に之を組織すべきかに關し、常に疑を有するが如し。今茲に引用するカンサスに於ける農村ボーイスカウトは、農村に於ける妥當なる組織の例を示し、世人の疑問を解くの一助ともならんか。

カンサスに於ける農村ボーイスカウト

此組織はホルトン教授の考案にして、其目的とする所兒童の、草原河流、森林の秘密を知り、自然界及書籍を解するの能を得、貯蓄を増し、他人よりも、何事か善事をなさんとすることに對し、兒童を獎勵するにあり。而して毎年七八月の候、五日乃至十日間、野營教授を開催す。其次第書左の如し。

- 一、遊戯及競技
- 二、農作物及家畜の鑑別競争
- 三、鳥獸、魚、花、樹木の名稱を

挙げしむること 四、銀行貯蓄を報告すること 五、郡内に行はるゝ其他の仕事につきての競争 六、農村生活を題材としての談話

各團員の義務とする所左の如し。

第三級

- 一、普通の鳥十種を見覺え其名を云ふこと
- 二、野獸十種を見覺え之を追跡すること
- 三、漁獵する普通の魚五種を見覺ゆること
- 四、野生の草花十種を野外に於て知ること
- 五、葉、皮及概觀により普通の喬木又は灌木十種を知ること
- 六、コンバスの十六ポイントを知ること
- 七、窒扶斯豫防上初步の規則を知ること
- 八、最近の科學的方法により、或農作物を半エーカー以上栽培すること
- 九、最近の科學的方法により、純種の家畜を飼育すること(養鶏をも含む)價格十弗以上
- 一〇、十五弗以上銀行貯金をなすこと
- 一一、普通學校卒業に努むること

第二級

- 一、二、第一級に同じ、但其數三十種
- 三、同上、但七種
- 四、同上、但二十種
- 五、

同上、但二十種 結核豫防上初歩の規則を知ること 七、第一級の八に同じ、但一エーカー以上 八、同上九に同じ、但價格二十弗以上 九、同上 一〇に同じ、但二十弗以上 一〇、青年讀書會第八九年の書を読むこと

第一級

- 一、カンサスに存する普通の鳥五十種 二、同上凡ての野獸 三、同上漁獵する普通の魚全部 四、野生の花二十五種 五、同上普通の喬木及灌木全部 六、普通の雜草二十五種 七、二エーカー以上耕作 八、養畜二十五弗以上 九、二十五弗以上貯金 一〇、農村生活に關する著書二冊以上を読むこと（見覺ゆること等の用語は第三級に同じきが故に省略せり）

團の主義を標榜する語句は次の如し Know the secrets of the open country's

(ボーイスカウトに就き Mc-Keever's Farm Boys and Girls 引用)

男兒のボーイスカウトに該當する女兒の組織を、キヤムプファイアーガールズ Camp Fire Girls と云ひ、最近ガールスカウトなる組織も生ずるに至れり。紐育キヤムプファイアーガールズ秘書セツペロブ氏の記する所によ

キヤムプ  
ファイアー  
ガールズ

れば (Addresses and Proceedings of the N. E. A. 1912) 團員は毎週會合し、智的、身體的、精神的に、強健、自主的なるべき經驗を得んが爲、何等かの作業を行ふ。而して、月の會合は、美的を旨とし、禮裝をなし、出來得る時は、戶外に於て、火を圍みつゝ、自己の遂行せる事につき承認を求め、共に笑ひ共に樂む。諸集會に於て、二十一年以上の婦人は、指導者たり、計劃者たり、團の保護者と呼ばれ、若き娘に經驗を傳へ、其性格の陶冶を補助するの特權を有せり。團員たらんとする者は、月の會合に際し、火の前に來り、左の語を述べ、團の規則を遵守すれば、何人も入團することを得べし。

「吾はキヤムプファイアーガールズの一員たり、團の規則、即ち左の條項に服従せんことを望む。

美を求む。 作務を與へよ 智識を追及す 信賴せらるゝの人たれ。 健康を保全せよ 勞働を稱讚す 幸福なれ

吾は此規則を遵奉せんことに努むべし。

入團後、ファイアーメーカー Fire maker なる第二階級に達せんが爲には、

週會に於て、二人分の食事を用意すること、皿布巾の縁縫をなすこと、靴下一足を修繕すること、嬰兒死亡の原因及米國に於て、其救濟せらるゝ範圍、自己と同じ年頃の娘の、自己に就き知得すべきこと等の如き、十四箇條の要求を充たし、又教科書中に存する保健、家事、理科、露營、手工、商業及愛國に關し、廿回の賞讃を受け、又自ら身體を健全にし、有能なる經驗を積み、月の會合に於て、一定の語によりて、希望を述べざるべからず。而して、第三階級をトルチビアラー Torch-Bearer と云ふ。之に達せんが爲には、指導者たらざるべからず。即ち自己を發達し、他人を發達せしめんことを望み、事に當りて、他人を指導し、其良否によりて、指導者たるの能否を判ぜらるべし。個人としては、保護者より、其性格能力を認められ、娘等には愛せられざるべからず、又推奨せらるゝこと十五回なるを要す。此の如き方法により、女子たるべき性格を陶冶し、又諸種の能を會得するに至るものなりとす。

以上兩團の弟妹とも稱すべき組織に、ファームデフェンダース Farm Defenders 及ブルーバードズ Blue Birds と稱するものあり。前者は十二歳

以下の男兒童の組織にして、田園家庭及其周圍を、自然界の敵より保護し、又鳥昆虫及ヒキガヘルに對し、忠實なる保護者たらんことを務むるにあり。後者は、六歳乃至十二歳迄の女兒の組織にして、保護者の下に、遊戯、舞踏及御伽噺中に存する子供らしき樂と經驗とを繼承せしめんとするにあり。地方の仲間なる巢の中に、羽翼漸く成り、遂に飛翔するを得、後成熟せるものとなるに至る。(此項フォート氏著書參考)

正規の學校外の教育は、以上の如き説述を以て盡すべきに非ず。其重要なるに於て、又記述すべき事項多きに於て、別に一書をなすべきものなるべし。されど、余は本書に於て、前述の如く、僅に、其一端を述ぶるに止め、以て本書を終ふることとせり。

## 農村教育の方針及施設 終

## 外篇

### 一 都市の特質

茲に都市と云へるは、通俗便宜的に、全國の政治、商工業等の中心たるべき大都市は勿論、地方行政廳の所在地、其他何かの中心たるべき意義を有する部落、生業の上より云へば、主として、商工業を營み、農村に比すれば、通じて、其人口の一定地域内に密集する部落を稱し、必ずしも、其市たり、町村たるを問はざるなり。換言せば、記述の便宜上、今日市町村と稱する中、大都市は勿論、商工業地として存在する市町をも、之に包含せしめたり。

同じく都市と云ふ中にも、大小の別あり。其存立の意義異れば、之を一括して、凡てを同一に論ずるは、或は、不當なるべし。されど、又個別的に多少の差異を明にして細述せんことも難ければ、本書は、成べく先づ共通點とすべきものを掲げ、而して、所謂都市の代表的性質とも見做すべきを述ぶる場合

は、多少大都市に偏し、小都邑には適合せざる事もなきにしも非ざるべし。抑も、近世の都市は、之を外部的に觀察すれば、人家櫛比し、人口密集し、道路四通し、車馬絡繹たり。官衙あり、學校あり。商店あり。工場あり。殷賑なる都市に至りては、大厦高樓軒を並べ、大道小路交錯し、百貨は集散し、煙突は黒煙を空中に漲らし、汽鐵電鐵は市の内外を縦横に走り、電燈、瓦斯燈、水道等、苟くも近世物質的文化の與ふる恩恵は、一として備はらざるなし。

若し、近世の都市は、之を内部的に考察すれば、商工業を以て其生命とし、商工業の行はるゝが爲に、前述したる外部的状態を生ずるに至れるものなりとす。元來、所謂自足經濟時代に於ては、都市なるもの存せざりしが、農工分離し、商業次第に行はるゝに及んで都市なるもの成立するに至れり。本より都市の中にも、其成立の初は、商工業の爲に存在せず、政治、宗教、教育等の中心たり、或は軍事上の必要の爲に、住民群居密集し、交通往來頻繁なるに至りしものあらん。されど、斯る場合に於ても、其住民の爲に、生活の資料を供給し、其地に往來する旅客を相手とする商業の、必ず之に隨伴するあり、又何等

か製造業の行はるゝを普通とす。而して、其他の都市に至りては、皆商工業の爲にのみ成立せるものと云ふことを得べし。

本邦現今の都市に就て考ふるに、我邦の都市は、既に徳川時代に都市たりしもの、今日尙都市たるものと、明治以後新に勃興するに至りしものとに二別することを得べし。前者の中には、江戸の東京市となりて、凡ゆる方面に於て大中心となり、大阪の大阪市となりて、商工業の大中心となれるは云ふ迄もなく、地方都市中、其多くは、昔時著名なる都市たりしを見るべし。ただ茲に注意を要するは、當時一藩の中心たりし藩侯の居城地は、概ね、今日尙も都市たれど、昔と今と、其存在の意義を同じくするものに非ざる事之なり。藩侯の居城地は、當時政治の中心たり、軍事上の要地たるを、存在の第一義とし、これに伴うて商工業自ら行はるゝに至りしものなりしが、明治維新、廢藩置縣となりては、其存在の意義を失ふととなれり。當時、自然に、商業の中心たるの位置を占め、若くは從來何等か、工業の存せし都市は、引續き、商工業を以て存立の第一義とし、都市たるの位置を保つことを得たりしも、斯る有利

なる條件を有せざる居城地は、衰頹するの止むなきに至り、其中、或ものは、其後商工業を振作して、新に存在の意義を有することとなり、或ものは、遂に全く村落に化するに至れるものもなきに非ず。而して、當時藩侯の居城地に非ずして、全く商工業地たりし都市は、最近交通の變遷工業の變化等に因し、中には、衰頹したるものもなきに非ざれど、概ね、今日も都市として存在するに至れり。

明治維新以後、新に勃興したる都市は、或は貿易の盛なるに至りし結果、農村變じて貿易港となり、交通の要衝に當り、物貨の集散に便なる爲、一小部落も商業殷盛の都市となり、新に工業の勃興に伴ひ、一寒村變じて市街となる等、其例尠しとせず。

歐洲に於ける都市は、希臘羅馬の時代、及中世に於ける都市と、近世に於ける歐米の都市とは、其成立の意義を異にするものなきに非ずと雖ども、近世に於ける都市は、何れも、商工業の爲に存し、之が爲に、年を追ひて、隆盛なるに至れりと云ふも、不當なるに非ざるべし。

斯の如く、近世の都市は、商工業を其生命とせるものなれば、都市の村落と異なる特徴は、主として、商工業の性質及發達に歸因すと云ふことを得べし。故に、以下専ら此見地に於て述ぶる所あらんとす。

第一に、都市の位置は農村と異り、交通上、樞要の地を占むること、之なり。之れ商工業の性質上より見、多くの都市は、斯る便利の地に成立し、又成立後、益々交通の發達を生ずるに至りし結果に外ならざるなり。第二に、都市は居住的密度の濃厚なること、之なり。之れ商工業は、農業と異り、廣き地域を要するの生業に非ずして、商工業者は、住居と商店、工場等の作業とに必要なる地域を有すれば可なり、且資本の供給、物貨の集散、勞働の供給等の關係上、却て密集を必要とするに基けるの故なり。第三に、都市の人口は、其出入移動の激しきこと、之なり。元來、商業は、農業の如く、移動すべからざる土地を利用せんとするに非ずして、巧に資本を運用し、以て利益を得んとするにあれば、必ずしも、其土地に固着するの要なく、場合に應じ土地を代ふるも可なり。又工業の如き、新なる工場の設置と共に、多數の勞働者を要し、事業の

盛衰に應じて、労働者の需要に變化あるを常とす。斯る事情に基き都市の住民は、常に出入移動して止まざるなり。第四、都市の住民には、智能の種類程度、職業の別、富の程度等を標準として見る場合に、各種の階級あり。都市の大なるに應じて、其差別一層顯著なるものありとす。本より、村落住民にも、社會的階級なきに非ずと雖ども、智能に就きて云へば、都市の如く、各種の専門學者、技術家、實務家、大小官吏等の存するに非ず。又貧富貴賤に就て云へば、都市に於けるが如く、大富豪、大都市の極貧者の如き者も亦稀なりとす。而して、貴族の如きは、概ね大都市にのみ生活するを常とす。概して、都市は、富の程度高く、貧富の變遷激しと云ふを得べし。第五、都市は、前述したる人口及貧富の點に於て、變化あるのみならず、其外形及内部的活動に於て、終始何等かの變遷の行はるゝが如し。村落に於ける農業の保守的なるに對して、都市に於ける商工業は、常に變化を要し、進歩の度著しきものあり、又文化の進歩は、先づ都市に變化を及ぼし、後漸く一部分の影響を、村落に及ぼすを常とするが故に、概して、都市の社會は、其變化の著しきを見ることゝな

るべし。第六、都市住民の生活は、容易便利なると共に困難なりとす。都市には、文明の利器を利用して、住民の生活を便利ならしめ、衣食の資料豊富にして、貧富の程度に應じ、各適するものを求むるを得べく、職業の種類難多なれば、職を求むるの機も多し。之れ、一面、都市生活の容易にして便利なる點なり。されど、一面には、生活に費用を要すること多く、生存競争激しく、職業上不測の變化あり。到底、農民の如く、比較的安全なる生活を営むことを得ざる場合尠しとせず。第七、都市には、教育を受くるの便あり、見聞を擴むるの機あり、慰安享樂の機關も具備せり。第八、都市の住民は、一般に、機敏にして、自由を愛し、進取の氣象に富み、思想濶大、社交性發達すれど、浮華にして、淳朴の風を缺き、時として人情輕薄の譏を受くることあり。其身體に至りては、概して、良好ならざるものありとす。

都市と村落との關係を考ふるに、地方都市は、村落に對して、村落住民の生業及日常生活に必須なる資料を供給し、或は金融の便を圖る等の任務を有し、村落よりは、衣食の資料の供給を受く。故に地方都市の存在は、村落と相



依の關係を有するものにして村落の盛衰は、地方都市の盛衰に關し、地方都市の隆否に關すと云ふことを得べし。

## 二 教育的環境としての都市

都市の環境は、人事的要素優勢にして、自然的要素を包含すること尠し。而して二要素の多少は、教育的環境としての都市の價値を規制するに至る原因なりとす。

先づ都市の環境の身體に及ぼす影響を見るに、如何なる方面より之を考ふるも、健康上有利なる結果を發見すること難し。即ち第一には、人家は稠密人口は密集し、作業は多く戸内に於てし、工場の煤煙瓦斯は四圍に飛散するが爲に、住民の新鮮なる空氣を呼吸し、日光に浴し、健康なる戸外生活を營ひことを得ざるなり。第二に、傳染病の如きは、其傳染の機會多く、又之を撲滅すること容易ならず。第三には、食料の供給を他より仰ぐが故に、生産地に於けるものに比すれば、新鮮ならず、時としては、病源を輸入する危険を伴

ふことなしとせず。又井水の如き、村落に於ては、假令不良なりとも、其影響する範圍狭小なれど、都市に於ては、其範圍廣し。都市には、到底村落に得難き良質の食品を有すれど、概ね中流以上の人の口にする所にして、下流の需用に應ぜんが爲に非ず。又下層社會と雖ども、其賃銀一般に村落勞働者より高きが爲に、時としては、食物の質に於て、農村の下層民に勝れることもあるべし。されど通じて、之を考ふるに、都市の健康に及ぼすの影響は、極めて不利なるを免れず。此を以て、幼兒の死亡率の如き、都市に於て大なるは、各國皆しからざるはなし。

尙審に、都市生活の、兒童身體に及ぼすの影響を考ふるに、都市は、發達するに従ひ、兒童より遊戯の場所を奪ふに至れり。即ち昔日は、自由に遊戯をなすの場所たりし空地には、工場建設せられ、輪を廻はし、風を飛ばしたる街路は、呆然通行するを得ざる危険の場所となれり。實に大都市に於ける兒童は、其狹隘なる家屋内に於ては、父兄の叱責に逢ひて、活動を制止し、衛生上に於ては、危険を避くる爲に、神經を勞し、唯僅に猫額大の學校運動場又は稍遠

隔の地に在る公園を利用し、稀には郊外に出で、其遊戯慾を満足するを得るに過ぎざるは、其身體の發達上より見るも、遊戯の與ふる其他の價値より見るも、都市の兒童は、不幸の境遇にありと云ふべし。

市内交通機關の發達特に近年電車の敷設は、兒童の健康上より見れば、有利なりとなすべからざる點あり。即ち昔日は、徒歩通學に由りて、自ら身體を鍛鍊するを得たりしを、今は特に意を用ひて、徒歩をなす者の外は、知らず識らず、此至便なる機關を利用し、自ら勞せずして、其身體を目的地に運ぶことを得、其結果、徒歩に由りて得らるべき利益を失ふに至れり。

人事的關係の複雑なる、四圍の現象の多様なる、日常兒童の目に映じ、耳に觸るゝもの多く、爲に兒童をして、神經的ならしむるに至る事實は、兒童の健康上、又看過すべからざる重要事件なりとす。兒童は、斯る境遇に生活するに由り、外界の刺激に適應して、身體の各部を機敏に動作するの修練を得るの利あれども、兒童の健康を増進する上に於て、決して有利なるものに非ざるは、之を細説するを要せざるべし。

以上の如く、都市には、概ね不利なる條件のみあれど、又一面には科學の威力を借り、金力を利用し、社會民衆の健康を保護増進し、疾病を豫防治療すべき機關を備へ、又教育の程度高き者は、自己の爲子女の爲、個人衛生に留意する者比較的村落よりも多かるべし。されど、此等は、概ね都市の教育的環境として不十分なる點を救済する上に、効果あるに止り、積極的に、環境の價値を高むるを得べきに非ざるなり。

次に、都市の兒童の、心性陶冶上に及ぼす影響を見るに、村落に得難きの長所を有すると共に、又缺陷をも有せり。而して、其所由一に、二要素の配合の結果に基かざるはなし。

都市の兒童を圍繞する環境は、人及其事業に關する要素多く、自然的要素に乏し。されば、村落、兒童の如く、多くの自然物に接し、自然力の秩序的に展開する状態を目撃する場合、甚だ尠しとす。従つて又、概して、自然物及自然現象に關する知識に乏しと云ふことを得べし。されど、人類の自然を征服利用したる事實及人事上の關係に就きては、耳目に觸るゝ機會甚だ多く、此

方面に於ける智能の收得は、自ら多かるべし。

尙詳に考ふるに、都人士は、利用的態度を以て、自然を考察し、其目に映ずる自然は、征服せられたる自然を考ふる場合多かるべし。即ち、都人士といふも、主として商工業者は、職業の關係上、自然を利用し、又利用せられたる自然に接するの機多きが故に、自然に對するの態度は、鑑賞的にも非ずして、自ら利用的態度に出づる事となるべく、又自然物といふ材料たる形に於ける自然物に人工を加へたる自然物たり、自然現象に關しては、素より四季の循環風雨寒暑の影響は、都鄙變りはなけれども、自然力を調節し、自然力を利用する點に於ては、其場合都市に多し。特に人智と金力とを盡して、自然の暴威を逞くすることを防止し、災害を尠からしむる設備に於ては、到底村落の及ぶ所に非ず。總じて考ふるに、都人士の自然觀は、利用的態度を以て見たる征服的自然なり。斯る環境の中に成長する兒童は、恐くは、又自然に對して、斯る思想を有し、有の儘に、自然の真相を窺ふことを得ざる缺點を有するなるべし。されど、又一方には、夙に自然を利用し、征服せんとする念、自ら培養

せらるゝの長所を存せん。而して、自然に對する興味に至りては、村落兒童と大に趣を異にする點あるべし。

都市生活の複雑なる、出來事の多き、且人と接するの機多く、又他に出來事を傳達する機關の備はれる等に由り、都人士は、大人たると兒童たるとを問はず、各種の人事的現象を見聞し、特に大人にありては、日常應對折衝の任に當らざるべからざる場合多し。斯る環境に存在する兒童は、其見聞により、又經驗によりて、人事に關する知識を收得すること多きは、固より當然の事なりとす。而して、廣く世間を知り、世故に慣れ、社會の出來事に留意することとは、都市に於ける生活上、特に商工業者にとりては、極めて重要な事なれば、都市は、其兒童に對し、將來の生活に必須なる素地を作りつゝあるものを見るべし。

變化は、都市に存する通有性にして、變化の多き環境は、其中に在る者をして、自ら機敏ならしむるに至る。而して、機敏とは、外界の刺戟に對する心身の反應の速かなるの謂なり。抑も事物を認識し、事を實行する上に於て、機

敏ならんことは、都市生活上の一條件なれば、環境の教育に由りて、斯る陶冶を受くるは、都市兒童の爲に必要なる一事項たるべし。されば、之のみに偏する時は、又弊なきに非ず。今知識の方面に就きて見れば、反應の速なること、知識の精確とは別物にして、時としては、反應の餘りに速なる爲、却て精確を缺くことあり、又刺戟の餘りに多き爲に、却て注意散漫となり、其甚しきに至りては、遂に何等の刺戟なき場合と結果を同じくすることも之なきに非ず。都市の兒童は、伶俐にして、多くの知識を有するが如く、又會得の速なる觀あるは、畢竟其環境の刺戟に富み、自ら兒童の之に反應することを誘導せらるるに歸因せり。而して、其多くの知識は、往々表面皮相的なるに止りて、印象甚だ淺く、又所謂早呑込をなせど、深思熟慮の習慣を缺き、尋常の事に對しては、容易に注意を惹かざる等の事實も、亦環境の影響に外ならざるなり。故に都市の環境は、兒童に知識を興へ、智力を練磨せしむるには、又一利害あるを免れざるなり。

次に都市の環境の、兒童の徳性に及ぼす影響を見るに、自然的要素の農民

の徳性に及ぼすが如き美點を缺如するは、又止むを得ざる所なりとす。而して、専ら人及人の事業の興ふる感化を受けて、性格を陶冶せらるることゝなるべし。

都人士、就中商工民の、其土地に集中する所以は、事業の爲にして、農民の土地に固着するとは、趣を異にせり。商工民中にも、祖先以來土地に定住し、恰も、農民の、農村に固着すると、同様の状態にある者も、尠きに非ずと雖も、此等の人も、其活動の舞臺は、其居住地に限られたるに非ず。常に他地方に來往して、廣く世間に接し、又居住地に於ても、昨の隣人は、今日の隣人ならず。終始接するの人を異にするは、都市に於ける常態なり。況して、新に他地方より移住し來れる人は、四圍悉く未知の人と物とに因りて圍繞せられ、其人を土地に膠着せしむるは、其従事する業務あるのみにして、其人の情緒を動かすべき懐しみなるもの存せず。これを以て、農民に見るが如き愛郷心は、概して、都人士に求むることを得ざるなり。本より、前述したる祖先以來の、定住者と風來人とは、一概に之を云ふことを得ざれども、農村の如く、舉りて、軒

を並べて、祖先以來土地に愛着するものと比すれば、以上の如く概言することを得べし。而して、都人士中、特に寄留民の如きは、其土地を、初より假りの居住地と思惟するが故に、全く土地を愛重するの念を缺如するが如し。此等の中には、官吏、教師、技師、支配人等、社會の中流以上に位すべきものあり。労働者の如きあり。其數も尠きに非ず。斯る環境の、兒童に及ぼす影響は、狭き土地に活動の舞臺を限るが如き、狭き考を有せしめざるの利あると共に、愛郷心を養ふ上に不利を來すことあるべし。

又廣く世間に接し、隣保常に人を易ふるの影響は、都人士をして、社交性を發達せしむる事となるべし。而して、其社交なるものは、廣くして淺きを特徴とす。試みに、三等汽車中に於ける相互の應接振を見よ。初見の人に對しても、自己の住所姓名を名乗り、家族の數、家族の生活狀態迄も話し合ふ底の人あらば、之れ必ず村落の人、しかも僻遠の地方の人なるべし。若し又機宜に應じ、所謂世間話を面白くなせど、事全く自己の責任にも關せず、自己の内事にも互らざる流の説話をなす人あらば、之れ必ず都人士なるべし。都

鄙に於ける社交なるものは、畢竟前述の如き差ありとす。村落に於ては常にその範圍は狭けれど、交情は深く、細大の事、全村民の前に展開せられ、吉凶禍福あらば、無關係の位置に於ても、傍觀することを許さざるなり。しかるに都市に於ては、人の出入常に頻繁に、接するの人常に同じからず。親熟ならんとするも、事實之を許さず。又面識淺き人に向て、自己の内事迄も語るの要も存せざるなり。されど、人に接せざるべからざる以上は、面識の程度に應じ、場合を顧みて、或は禮節を守り、或は同情を表せざるべからず。都人士の社交は、面識淺き、多くの人に接するにあるが故に、勢ひ社交の範圍廣けれど、其交情淺きこととなるべし。人或は都人士の人情輕薄なるを非難する者あり。思ふに、都人士、必ずしも、本來、人情輕薄なるに非ざるべく、又同情心の存せざるにも非ざるべし。即ち、都人士の、知己、朋友、親戚相互の間に於ける人情の發露に於て、村落の人と、何等異なる點なきは、以て其證とすべし。又或感化救濟事業の如き、都人士の同情によりて成立し、村落には、之を見るを得ざるが如きものも、之なきに非ず。しかるに前述の非難ある所以のも

のは、畢竟接せざるべからざる人餘りに多く、しかも、深き交情を以て接する程、親熟なるを得ざる事情あるに因るが故なり。若し假りに、其隣保に對し、若くは、些々たる事件に對し、恰も村落の人のなすが如くなすとせんか。其人と場合との多き、到底應接に遑あらざるべし。要するに、都市は其環境の特質上、自ら住民をして其交情の發露を、村民と異にせしむと云ふを適當なりとすべし。しからば、斯る環境は、兒童の同情を養成し、友誼を厚くする素地を作る上に、適當なる價值ありやと問はゞ、之に對しては、適當なりとは答ふることを得ざるなり。

商工民は農民の服從的保守的、性格を有するに反し、自主的、進取的性格を有せり。之れ商工社會の生活、自らしからしむるに因る。即ち、商工業は、自ら機會を捕捉し、人力を以て自然を利用し、方法に、絶えざる改善進歩を加ふる要農業に比すれば、甚だ多きが爲に、之に従事するもの、性格にも影響を與ふるに至る。特に、斯社會に於ては、常に競争行はれ、時としては、隣人に對しても、商賣上の争をなさざるべからず。而して、其成功は、結局、個人の才能、

技術機敏、資力等に歸因するが故に、資本家より労働者に至る迄、其頼む所は、自己の力、自己の腕を主とせざるべからず。商工業の進歩は、各人皆舊習を墨守し、一體裁に同様の事を行ふに非ずして、其處此處に、各人の特色を發揮し、何れか優勝の地位に立つ者あり。又其後れたる者は、更に機を捕へ、工夫を凝し、新なる地位を得んとして、相互に競争する間に、之を求むることを得べし。換言せば、相互に、其個性を發揮し、自己的活動をなす中に、進歩を生むことゝなるべし。此を以て商工民は、勢ひ個人主義の傾向を有するに至るべし。兒童も亦都市に於ける環境より、前述の如き思想性格を得ることゝなるべし。

商工民の營業上、直接目的とする所は、利益にあり。日常取扱ふ所は物質にして、打算するものは損益なり。此を以て商工民の思想、物質的に傾き、愛錢の情強きは、勢ひ免るべからざる所なり。商工業の盛んなる都市に於ける兒童は、日常一切の事項の價值を評定するに、善惡の代りに、損得の語を用ふるにあり。又以て、環境の兒童に及ぼす影響の特徴を知るべきか。特

に純然たる商工市にして、何等修養なき者も、一朝機を得て資産家となれる、所謂成金者流の多き土地に在りては、精神的價値の如きは、何等認めらるゝことなく、物質的拜金の傾向瀾漫すること著しきが如し。都市の兒童は、其環境によりて經濟を尊重するの念を養はるゝと共に、動もすれば、物質的拜金的に陥り易きことゝなるべし。

都市は、人をして向上發展せしむるの機に富めり。従て一朝志を得て榮職に就き、或は一旦機に投じて巨萬の富を得たる實例尠しとせず。都市に於ける青少年は、此等の實例に接し、自己の志を大にし、其遂行の手段を考へ、努力の如何によりては、其志す所、必ずしも空想に止らざるを信じ、又實際に成功の域に達することを得べし。都市は、運命を開拓し、向上發展せんとする青少年に生きたる實例を示し、奮闘努力の精神を鼓舞するの點に於ては、村落の企て及ぶ所に非ず。

都市の與ふる趣味は、人工的なり。都市の中に、自然美を求め、自然的趣味を得んこと不可能なりと雖ども、美術工藝音楽演劇等に由つて得らるべき

情操の陶冶、趣味の養成は、都市ならでは、之を得ること難し。唯自然の與ふる趣味は、假令低しと雖ども、人を墮落せしむるが如き恐なきも、藝術の低級なるものに至りては、間々人の品性を損ふことなきに非ず。都市に於ては、趣味を養ひ、娛樂を得んとして、品性の墮落を來すこと、亦之なきに非ず。

其他都市に於ては、生活難に伴ふ罪惡競争に基く弊害あり、今尙昔の如く、其跡を絶たざるのみならず、却て近時商工業の發達、労働者の數を増せるに従ひ、新なる弊害を加へ來れるが如し。又都市には、人の品性を墮落せしむべき誘惑に富める故に、時としては、罪惡に關する有害の知識を兒童に與へ、或は誘惑に陥らしむることなきに非ず。

以上は、教育的環境として見たる都市の特質なり。而して斯く觀じ來れば、都市は、教育的環境として、其價値尠きのみならず、事項によりては、有害の影響を及ぼすものも之なきに非ず。茲に注意を要するは、都市の教育的環境としての價値は、兒童心身の陶冶を目標とせるものにして、大人の生活々動を目標とせる價値とは、別物なり。前者に關し價値尠きの故を以て、後者

に關し、價値尠しと云ふべからざるが如く、大人に對し、利あるの故を以て、兒童にも利ありとはなすべからず。抑も兒童の成長發達は、人類の原始時代より、今日の文化に進むに至る迄の段階を踐むものなりとなす、所謂開化史的段階説の旨趣よりせば、幼少年の教育的環境は、人文の發達低き村落を適當なりとすべし。強て斯る説を擧げざるも、教育は兒童の年齢に應じ、簡より繁に入り、善感化を及ぼすべき材料を提供して、兒童の陶冶を期せざるべからず。都市の社會は、現代の文化を組成する人類過去の經驗と、現代人の活動とを網羅せる一畫圖にして、其中には、多くの罪惡をも描寫せり。今斯る畫圖を兒童の目前に展開する事は、餘りに複雑煩瑣にして、徒に注意を錯亂せしめ、其要點を捕捉せしめ難きのみならず、有害なる印象をも與ふることとなるべし。之れ都市の環境の教育的價値尠き所以なりとすべし。又都市の人生に及ぼす害惡を豫防阻止し、兒童感化上不備なる點を補充せんが爲に、幾多の社會問題の生ずる所以なりとす。都市教育の任に當る者は、先づ都市の教育的環境としての特質を知り、之に應ずる教育法を講ずる事を肝要なりとす。

### 三 近世商工業の發達

經濟學者は、産業進化の時代的區別をなし、或は當代社會の由りて以て、生かせる生産の見地より見て、一、狩獵及漁獵時代、二、牧畜時代、三、農業時代、四、手工業時代、五、工業時代（イ）競争期（ロ）集中期（ハ）成全期とし、或は物貨の生産より消費に至る迄の時の長を標準とし、一、獨立經濟時代即ち家族的獨立生産をなすの時代、二、都市經濟時代即ち生産者と消費者の間に媒介者を置かざる状態にある時代、三、國民經濟時代即ち生産の規模大となり、生産者と消費者との間に、多くの仲介者を要する時代とし、やがて、四、世界經濟時代來るべしとなし、或は物貨交付の状態を標準とし、一、物々交換時代、二、貨幣經濟時代、三、信用經濟時代とし、或は勞働の見地より、一、奴隸制度萌芽時代、二、奴隸及農奴時代、三、個人契約自由勞働時代、四、國法に由りて干渉せらるゝ傾向を生ぜる個人契約時代、五、國法に由りて干渉せらるゝ團體契約の時代とす。斯く時



代を劃するもの、例へば農業時代には、全く手工業存せず、或は信用經濟時代には、全く貨幣を用ひずとの謂に非ず。事實上、農業を營む時代にも手工業あり、信用經濟時代にも貨幣を用ふること明なれば、畢竟時代區分は、各時代の特色を表明せるものなりと解すべし。而して、本書は、斯る時代區分の適否を研究し、又は其特色を詳述せざれども、大體以上學者の所說に基き、吾人は、先づ現今經濟社會は、工業時代、國民經濟時代、信用經濟時代、國法に由る團體契約時代に在ることを會得せざるべからず。

最近歐洲の戰亂は、政治上、經濟上、社會上に大變動を及ぼすに至れり。やがて、平和克復後に於ける状態は、一新紀元を劃すべきものあらんも、之は暫く措き、今日迄進み來りし經濟時代に於ける商工業の變遷に就きて、其大要を考察せん。

識者は、十九世紀を以て、社會及産業の革命時代とし、斯世紀に於て、産業の受けたる變化は、過去十世紀間に互りて受けたる變化よりも、大なるものあり、且之が爲に、社會に新なる階級を生じ、新なる經濟的興味を起さしめ、生活の風習方法を一變せしめたる等、社會生活に大變化を及ぼすに至れりとせり。而して、斯る事實を生ずるに至りし、原因を求めて、之を十八世紀に於ける機械の發明に歸し、更に其原因を、自然科學の進歩に歸せり。

抑も、近世に於て、自然科學の研究に、最も活潑なる動機を與へたるは、天體運行說の確立に在りと云ふべし。即ちコペルニクス氏(一四七三—一五四三)の地球中心說を打破してより、獨逸に、ケプレル氏(一五七一—一六三〇)あり、遊星の軌道及運行に關するケプレル則の發見あり、以太利に、ガリレオ氏(一五六四—一六四二)あり、天體に關する新研究あり、地動說を確立せり。此新研究は、近世國民の人生觀及世界觀にも大影響を及ぼし、又自然科學の研究をも促進するの動機となれり。而して哲學の方面に於ては、英に、ペーコン氏(一五六一—一六二六)あり、自然科學の新理想と新研究法とを掲げ、自然科學の研究法は、歸納的なるべしとせり。其後、學術の各方面に互り研究盛に行はれ、新事實の發見、新法則の形成を見るに至れり。十八世に於ける機械の發明も、畢竟、自然科學研究の精神の實現せられたるものに外ならざる

なり。

抑も人類は、自然界を征服して生活せんが爲に、道具を用ひたりし事實は、遠き昔より存せることにして、其製造品も、個人の經驗及熟練に由り、精巧を極めたるものも之ありしとは云へ、吾人の慾望を充足せんが爲に、充分自然界を利用することを得るに至りしは、十八世紀即ち機械時代以後の事なりとす。而して、十八世紀に於て、各種の發明ありし中に於て、産業の發達進歩に、最も關係ありしは、實に原動機の發明にして、之によりて、産業界は一新紀元を劃するに至れり。蒸氣機關に關する工夫は、ワット氏(一七三六—一八一九)の完成するに先立ち、既に前より存せしも、漸く實用の域に達せしは、一六九〇年バビン氏、一六九八年セーヴアリー氏、一七〇五年ニューコメン氏等の發明後なりとす。而して、ニューコメン氏の發明したる蒸氣機關は、一七一一年、鑛坑内の排水のために使用せられたりと云ふ。しかるに、此等の機關は、極て不完全なるものなりしかば、ワット氏は、之を改良せんとし、一七六三年グラスゴー大學に於て、ニューコメン氏の機關を修理することに關

係せしより、工夫研究を重ね、凡そ一七六八年より一七九二年に互り、其工夫を完成するに至れり。かくて、其機械の効力世に知らるゝと共に、鑛山の排水用として盛に用ひられ、尙製粉、製鐵、織物の工場にも用ひられ、又其後、屢々機關の改良を経て、一般に利用せらるゝことゝなれり。

十八世紀に於て、發明せられたる作業機械も、尠きに非ざれど、就中、紡績器械を其主要なるものとなすべし。英國ランカシャーに於て、一七六〇年より一七七〇年に互り、ハーグリブス氏、一種の紡績器械を發明し、アークライト氏改良を加へ、一七七四年クロムプトン氏の發明により、斯業の一生面を開くに至れり。

十九世紀に入り、十八世紀に發明せられたる原動機は、一層廣く利用せらるゝに至りしが、其中に就き、汽車、汽船に利用するに至りし事實は、産業發達上特筆すべき事項なりとす。抑も、水路に於ては、汽船の發明前、機械を以て船舶を運行すること、既に實行せられ、十八世紀の終頃には、船の外輪を運轉せしむる力を造らんことを工夫するに至り、英國に於て、一八〇二年、シャイ

ロットダングラス號と稱する器械船、フォース、グライド運河上に試運転を試み、米國に於ては、從來汽船の發明に従事したる者尠きに非ざりしが、遂に、フルトン氏、成功の榮譽を擔ひ、一八〇八年、ハドソン河上に最初の汽船を浮べ、後進歩して、一八四〇年、螺旋推進機を用ふる汽船となるに至れり。陸路に於て車を用ひたることは、既に存せしが、蒸氣鐵道の出でしは、汽船の發明よりも後のことなり。而して、汽罐と鐵道とは、最初別々に發明せられ、前者は、普通の道路を走らすが爲、後者は、鑛山に於て、馬車を其上に走らすが爲に、案出せられ、夫々之を使用し來り、更に、一八〇二年には、軌道上に汽罐車を以て貨物を運搬するを見るに至りたれど、充分實用の域に達せず、後、スチブソン氏の工夫により、今日の鐵道案出せられ、一八三〇年よりは、一般旅客の爲にも用ひらるゝことゝなれり。

其他、各種の作業機械は、十九世紀に至り、益々工夫發明せられ、又科學の發達進歩に伴ひて、工業の原料たるべき新材料發見、新動力の利用、産業に關する技術の進歩するに至れり。中に就き、電車に關する研究及其利用は、産業

に一生面を開くに至れり。即ち、フランクソン氏（一七〇六—一七九〇）以來、電氣に關する研究は、十八世紀より十九世紀に互り、新事實、新法則の發見となり、十九世紀に入りては、之を利用して、電信、電話、電燈等、文明の新利器を生出し、又製作機械、交通機關の動力として、盛に之を利用せらるゝに至り、尙益々研究の歩を進むるに従ひ、一層、文化の進歩に關係ある何物かを生出する所あらんとするが如し。

科學の進歩と其結果に由りて、生れたる機械の發明は、産業の上に、如何なる變化を及ぼすに至りしや。吾人は、今や進んで、其顯著なる事實を畧述せんと欲す。先づ農業に就きて見るに、農具の工夫改良は、手の勞働を尠くして、効果を收むることを速にし、化學の助によりて、化學的肥料供給せらるゝ事となり、動植物の研究に基きて、動植物の改善となり、其他耕種栽培等の方法も面目を改むるに至りし點尠しとせず。而して、一面、都市人口の増加、商業發達に伴ひ、市場の範圍廣さに至り、又農作物の需用益、多きに至り、耕作の面積は増加し、製産額は著しく増加することゝなれり。

工業の進歩に至りては、農業に比して、更に著しきあり。ゼームス氏曰く、其面積より云へばテキサス一州に及ばざる獨逸國は、今日其生産力に於ては、實に十九世紀の初頃、全世界に於ける人口の生産力に等しと云ふも過言に非ざるべし。米國も亦國內に於て今日有する器械力は、前世紀に於ける全世界人口の生産力に勝れるものあり。今日小器械を利用すれば、一人の力は、十九世紀の初頃五十人百人の生産力に該當し、或蒸氣機關、電力機關を用ふる時は、一人の力にて、十八世紀に於ては、全世界の人を擧ぐるも、尙及ばざる生産をなすことを得べしと。機械的生産の二業に及ぼせる影響は、ゼームス氏の言の如く、明に生産力を増加せり。而して、尙審に之を考ふれば、生産方法を正確にし、生産數量を増加し、生産費を減少し、生産時間を短縮するの結果を生ずるに至れり。試に、四五十年前迄、婦人の使用せし紡績車と今日の紡績器械とを比較し、又は手寫と現今の印刷器械を用ふる印刷とを比較せば、機械的生産の偉大なる効果を承認せざるを得ざるべし。尙今日の工業は、其技術の進歩に伴ひ、茲に分業の増進を見るに至れり。アダムス

ミス氏曰く、野蠻社會に於ける一人の仕事は、開化社會に於ける數人の仕事なりと。工業の進歩は、材料及産物の種類を増加し、從て、之を取扱ふ勞働行為に分化を生じ、又勞働の節約上、從來一人の手に於てなせし仕事を數段の工程に分割し、各工程を數人の手によりて行ふの要を認め、こゝに分業を生ずるに至れり。而して分業は、器具機械の種類を増加し、器具機械の發明は、分業を増進するに至れり。今日は、一個の長靴を製するにも、百十數種の工程を経由すべしと。又以て分業の増進せられたるを知るべし。

文化の進歩は、日常生活に、從來存せざる工藝品を需要し、商業の進歩は、原料を遠きに求むることも容易に、製作品の販路を擴張し、相待ちて、益、工業の進歩を促し、人爲的技能を以て、自然界を利用し、有機物に代ふるに無機物を以てし、機械力を以て人力に代へ、生産の數量を増加するに至りしは、近世工業の特徴なりとす。而して、又一切の作業は、科學的方法を基礎とし、嚴正なる科學的法則に基きて、効果を得心ことを努むるが故に、生産の方法は、手工的作業に代ふるに機械的生産工場組織による作業を以てし、個人的經驗堪

能にのみ信賴することを得ずして、科學者の實驗室と密接なる關係を保つこととなりしは、之れ實に、近世工業の進歩にして、生産の方法上一大革新なりとす。

商業は、運輸の方法及通信の方法の革新によりて、亦一大進歩をなすに至れり。汽船の利用は、航海日數を短縮し、運輸噸數を増加し、汽車、電車の敷設は、同じく運輸交通を至便ならしめ、郵便制度の改善進歩は、萬國を通じ、遠近を問はず、通信を容易ならしめて、文化の増進に資益し、農工業の發達を助長し、地方的市場を世界的のものたらしむるに至れり。近世各國は、運輸、交通、通信の新方法を利用して、國內に於ける取引及海外貿易、年を追ふて増進し、競争も旺盛となり、内には生産物あり、外に之を輸出して、世界的競争裡に、優勢なる位置を占むることを得るの國は、其富力著しく増進し、以て強國たるを得るに至れり。

以上産業界に起れる變化の外、産業經營の制度も革新せられ、資本制、企業組織となり、事業の規模大となるに従ひて、共同企業を必要とする場合多きに至り、各種の組合、會社設立せられ、更に企業集中の傾向を生じ、カール、トラストの合同制度を見るに至れり。

商工業の發達に伴ひ都市膨脹の事實は、又重要なる一事件なり。既に、今日迄、地方の中心たりし地方都會は、近時、附近住民の新たな要求に應ぜんが爲に工場創設せられ、金融機關設置せられ、爲に人口次第に増加し、又十數年前迄は一寒村に過ぎざりし地も、工場の創設の爲に遽に都市となれるもの之れなきに非ず。特に近來鐵道の敷設、海路の交通盛となりてよりは、大會は、既に消費の中心として、商工業を誘致するの便あると、商工業を營むに必要なる各種の機關あり、又教育の程度高き技術家、事務家、及多數の勞働者を得るに易く、且交通機關を利用して、生産品を販賣するの便あるとに由り、特に商工業は、大都市に集中して行はるゝの傾向を生じ、人口膨脹の程度、地方都市に比すれば、遙に大なりとす。而して、都市人口の膨脹は、都市住民の出産もあれど、其多くは、村落住民の移住せるに由るものなれば、都市の膨脹は、村落人口の減少を意味することゝなるべし。獨佛二國に於ける都會の

人口と村落(一〇〇〇人以下の地方)の人口との増加の割合を挙げれば、左の如し。

地域	都市人口		村落人口	
	年	人口	年	人口
獨逸	一九一〇年	六〇、〇	一九一〇年	四〇、〇
	一九〇五年	五七、四	一九〇五年	四二、六
佛蘭西	一九〇〇年	五四、三	一九〇〇年	四五、七
	一八七〇年	三六、〇	一八七〇年	六四、〇
佛蘭西	一九〇六年	四三、〇	一九〇六年	五七、〇
	一九〇一年	四〇、九	一九〇一年	五九、九
佛蘭西	一八五六年	三九、一	一八五六年	六〇、九
	一八五〇年	二四、〇	一八五〇年	七六、〇

本邦に於ては、斯る統計表の據るべきものなきが故に、之を掲ぐることを得ずと雖ども、數市の人口を掲げて、其變化に就て、一言せん。

市名	明治三十一年末	明治三十四年末	明治三十七年末	大正二年末
東京市	一、四四〇、二二一	一、八二八、六五五	二、一八六、〇七九	二、〇五〇、二二六

大阪市	八二一、二三五	九九五、九四五	一、二二六、六四七	一、三九五、八二三
京都市	三五三、一三九	三八〇、五六八	四四二、四六二	五〇九、三八〇
名古屋市	二四四、一四五	二八八、六三九	三七八、二三一	四五二、〇四三
横濱市	一九三、七六二	三二六、〇三五	三九四、三〇三	三九七、五七四
神戸市	二一五、七八〇	二八五、〇〇二	三七八、一九七	四四二、一六七
仙臺市	八三、三二五	一〇〇、二三四	九七、九四四	一〇四、一四一
福岡市	六六、一九〇	七二、〇四七	八二、一〇六	九七、三〇三
吳市	—	六六、〇〇六	一〇〇、六七九	一二八、三四二
秋田市	二九、四七七	三四、三五〇	三六、二九四	三六、五六〇

以上の表に就きて見るに、東京及大阪の二市は、本邦の大都市として、十數年間に、非常の膨脹をなせるは明なり。又最近大阪市の膨脹率、東京市に比して、大なるは注意すべきの點なり。京都市は、美術、工藝、學術、宗教的中心なれば、相當なる發達をなすべきは勿論なるが、商工業の一中心として、勃興し來れる名古屋市の爲に、凌駕せられんとするに至り、横濱市及神戸市は、貿易

港として伯仲の間に在り。然るに、近年神戸市の横濱市を凌駕せるは、工業の發達に歸因せるものなるべく、仙臺市は、永く奥羽の重鎮たりしが、維新後暫にして、一時金澤市と共に衰頹するに至り、更に、其頹勢を挽回し、教育市として相當なる發達をなせど、之を九州に於て、曾て雄藩たり、更に近來商工業の盛なる福岡市に比すれば、人口増加の率遙に小なるを見るべし。吳市の僅に十數年にして、一漁村より、十萬以上の市となれるは、軍港たり、工場のある爲にして、秋田市の十五年一日の如く、殆んど人口の増加せざるは、商工業の見るべきなきに由ると云ふことを得べし。其他こゝに掲げざれど、其他の市も、商工業に於て、特に見るべきものありと思はるゝものは、其人口増加の率大に、又特に商工業の不振甚だしからざる限り、年々尋常の増加をなせるを知るを得べきが如し。

以上述べたる産業の革新は、經濟上の問題たるに止らず、又道德上、政治上、社會上各種の新問題を生じ、其解決を新時代に要求するに至れり。教育も亦此變遷に伴ひ、新なる問題を生じ、現在及將來に互りて、講究を要すべき事

となれり。

- 大日本文明協會 産業社會之進化 第二三章  
 近世歐洲文化史論 第九章  
 現代文明史 第十七章  
 關 一 工業政策 上卷 第一章  
 戸田 海 市 工業經濟 第一、三、四章  
 坂本 陶 一 都市及電氣鐵道 第二章  
 Carlson : Education and Industrial Evolution Chap. I.  
 Nelson : Encyclopedic.

#### 四 社會の兒童に對する義務

古の歌人は謠うて曰く、

白銀も黄金も玉も何かせんまされる寶子にしかめやも

と、こは、親として子を思ふ、人情の自然なり。其情に於ては、古今東西、異なるなきこと、誠に此歌の如しといふべし。

今の社會改善に留意するものは曰く、

兒童は、國家の寶なり。

と。此意義の存する所古今東西又異なるべきに非ざれど、事實に於ては、しかしらず。古は之を認めざりし憾なり。今日に於ても、歐米諸國は、之を社會の重要問題として、既に此意義を實現せんとしつつ、あれど、我國に於ては、之を思惟し之を講究すること、彼の如くならざるなり。而して、此問題たる、彼我共に講究すべき、今後の重要問題なりと云ふべし。

抑も、現代の社會状態に満足せずして、之を改善し、以て人類の安寧幸福を増進し、國としては、國民の安寧幸福を増進せんとする期圖は、何れの國何れの時代にも存せしが、前世紀以來特に、社會に關する研究旺盛なるに至り、社會萬般の状態につきて研究し、各種の改善を講ずるに至れり。其中に、兒童問題なるものあり、漸く、識者の注意を惹き、今や社會は、重要な問題として、之を認むるに至れり。

兒童問題とは、兒童を保護して圓滿に其成長發達を遂げしめ、危害を防ぎ、其安寧幸福を増進する方法を講ぜんとするの問題なり。此問題たる、初は、

僅に慈善家の注意し、實行する問題たるに過ぎざりしが、今や社會改善家の講究すべき重要問題となれり。之れ蓋し、兒童を保護するは、人道上當然の道たるのみならず、社會改善の方途としても、將來の社會を組成する兒童を保護し、其心身の發育を完全にし、其徳性を涵養するは、將來の社會を完全ならしむる所以たり、又既に陶冶性なき大人を相手として、社會改善の方法を講ずるよりも、寧ろ將來を期して、陶冶性ある兒童を感化する方、勞尠くして、其結果大なるものあるが爲なり。

人は總じて、現在を考ふる念切なれど、未來を考ふること薄し。現在に於ける生活にも、現在あり、未來あり、而して現在の生活に對して、宗教家は、來世の靈的生活を説く。今宗教の事は、暫く措きて論ぜず。單に、現世的生活につきて考ふるも、例へば一身一家の問題として、修學習業立身の途を講じ、治産勤儉老後の計をなし、子孫のために計るが如きは、未來を考ふるがためなり。丈夫或は子孫の爲に、美田を買はずとも、死後に名を留むるを期せん。之れ亦未來を思へばなり。人生未來を思ふときは、自己を向上せんがため



に、一層努力するに至るべきの理なり。しかるに人情動もすれば、現在の快樂を追求する事にのみ汲々たり、現在の生活を以て満足し、瞬間の我あるを知りて永續する我あるを思はざる事なきに非ず。彼の宵越の金を使はぬ流の生活主義は、實に、此現在主義の一端を表せるものなりとす。此に於て、道德は、吾人に與ふるに、現在の困苦を忍び、一時の快を捨てて、將來の幸福を求め、永遠の快を求むるの教訓を以てし、以て人生を完うするの途を教ふ。幸にして、人類の理智は、其教訓の教ふる所に従ひ、又目前の快樂のみを追求するもの、與ふる經驗を見聞して、益々其事の非なるを感じ、やゝ思慮あるものは、年齒漸く長ずると共に、一身一家の事に關しては、將來を思ひ、自己目前の快樂に左右せられて、行動をなすこと尠きに至り、場合によりては、自己を犠牲とすることもあるべし。而して、人は斯心あるが故に、自己の健康保全につとめ、名譽を重んじ、家を齊へ、産を治め、其子女を教育する等のことになすに至る。素より、此等の事たる、單に一身一家の將來を思ふ爲のみに基くものに非ずと雖ども、斯心は此等行爲にとりて、有力なる動機たることは

疑ふべからず。

以上述ぶる所は、一身一家の未來に關する問題なり。此點につきては、古來道德も、之を要求し、實際の生活も、人をして自ら其必要なるを認めしめしが故に、修身齊家の實行問題として、今日迄既に、幾多の方法の講ぜらるゝに至りしは、今茲に贅するを要せず。しかるに、近時斯心を移して、社會、國家の上に及ぼさんことを必要とするの聲旺盛なるに至れり。即ち人類をして、將來の社會を思ひ、現在の社會状態は、將來の社會に如何なる影響を及ぼすべきかを考へ、現代の人は自利心、我儘の行動を抑制し、現在の快樂を犠牲として、社會將來の利益を計らんことを要求するに至れり。

凡そ人は一身一家に對しては、前述したる如く、將來の爲、現在の快樂を犠牲とするの必要を知れど、其屬する社會に對しては、其未來を思ふこと、我家の未來を思ふが如く、又次代の人類を思ふこと、我子を思ふが如く、切ならざるものあり。蓋し之れ、人情の自然にして、二者同一ならんことを望むは、不可能の事たるべしと雖ども、今日の如く、總じて、社會の未來を思ふこと薄き

ときは、社會の安寧幸福を得る所以に非ずして、誠に人類の爲に悲しまざるを得ざるなり。

今日の兒童問題は、實に社會の將來を思ふの情より出で、自家の後繼者としての子孫に同情を表するのみならず、自己の屬する社會の後繼者としての兒童に對する同情を表せんとするものなり。而して大人に對して、民族未來の利益とする點に對し、現在の快樂を犠牲にせんことを要求するものなり。抑も今日、大人の兒童に對する行動を見るに、兒童を尊重するの念なく、同情なき行爲に出づること尠しとせず。而して、之れ多く、大人たる者、其利己心を満足し、其我儘を遂げんとするがためなり。例へば家庭にありて、其子女の前に、醉狂亂舞醜態を演ずるが如きもの、恐くは尠なかるべし。之れ家庭の歴史的に有する權威と、子女を思ふの情とは、傍若無人の狂態を演ずるを許さず。よし之をなすとも、後甚しき羞惡の情を起さしむるに至る。此の如くにして、大人は、其我儘を恣にすることを得ざるなり。しかるに、社會にありては、しからず。地方に至りては、市街の中央、絃歌相湧き、醉狂亂舞

の狀目前に映じ、甚しきは、いかがはしきものと相携へ嬉戯して、大道を濶歩するも、之を怪しむもの尠く、社會には、其人を反省せしめ、羞惡の念を起さしむべき權威固より有せず。たゞ、甚しく他人を妨害し、風儀を懷亂するが如き行爲に對し、僅に法律の制裁あるのみ。抑も此の如きは、兒童に對し、同情ある行爲と稱すべきか。幼少なる兒童は、直ちに之を模倣することをなさずとも、其精神上に及ぼす惡影響、決して尠きに非ざるべし。若し夫れ、人々其子女の手前を憚るが如く、社會の兒童を慮り、其將來を思ふときは、恐くは、斯る傍若無人の行爲をなすことを得べきに非ず。而して、社會皆此の如き考を有する時は、法律を待たずして、其人を反省せしめ、兒童の目前に於て醜態を演ずるを許さざるの權威を具ふるに至るべし。肉體的快樂を追求するは、古今東西人類の通性なりとも云ふべく、從て之に伴ふ弊は、永遠に之を除く事を得べきに非ざるべし。されど、我邦の如く、萬目環視の前に於て、恬然として、醉狂を極めずとも、兒童を憚り、兒童の將來を思ふだけにて、道德心を有せんことを欲す。右は風教に關する一例を擧げたるものなるが、其

他大人對兒童の間に、兒童のため換言せば、將來の社會の爲に、大人たる者其私慾を抑へ、現在の快樂を犠牲にせざるべからざるもの多々存すべし。泰西に於て、兒童問題に留意する者は、民族未來の利益とする點に對し、現在の社會は、利己的考を捨て、現在の快樂を犠牲とし、以て次代の社會の安寧幸福を増進せんとするの念は、其歸する所、兒童の權利を發達するにありとし、兒童の有する權利を社會に承認せしめ、或は法律により、或は其の方法により、其權利を保護し、以て兒童心身の發達を擁護せんとせり。兒童の權利は社會兒童の義務なり。而して兒童の權利として、今日未だ十分に、社會に認めらるゝもの尠しと雖ども、其重なるものを擧げ、社會の義務の存する所を明にし、兒童問題研究の一斑を述べんと欲す。

第一、兒童には、生命保存の權利あり、社會は之を保護するの義務を有す。抑も出産は、嬰兒の關する所に非ず。其出産を安全にするは、父母の任務なり。兒童は又誕生後と雖ども、其心身の發育微弱なる間は、自ら其生命を維持することを得るものに非ざれば、父母は、適當なる注意を拂はざるべから

ず。此事たる元、人類自然の愛情に關することにして、敢て權利義務の問題となすの要なしと云はん。何人もしかあらんことを望むべしと雖ども、社會多數の父母の中には、怠慢にして、其責を盡さざるあり、又其責を盡すことを得ざるものもあり。又生命保護の事たる、自己の子女のみに限れる問題に非ず。又其の途は、父母の愛情のみによりて之を完了するを得ざるものなきに非ず。要するに、社會對兒童といふ點より見れば、兒童の生命保護の事たる、單に父母の愛情博愛家の慈善にのみ頼るべきに非ずして、或は法律により、或は社會の施設に待つ所なかるべからず。之れ、今日文明諸國に於ては、兒童の生命保存、養育に關する權利を認め、社會をして、其の義務を負はしめ、道徳上は勿論、法律をも制定して、兒童の生命を保護する所以なりとす。今日の兒童問題は、社會をして、兒童の有する此權利を承認せしめ、之を尊重するの念を起し、之を保護するの途を講ずるを以て、其一條項となすものなり。

野蠻未開の社會にありては、兒童の有する生命保存の權利を認むること

なし。即ち野蠻人の多くは、生殺の權父母にあり。其の好まざる場合には、嬰兒を犠牲にして、敢て怪しむことなく、病兒不具者の如き、往々にして其生命を失ふに至るを常とす。文明社會にありては、道徳上其の非なるを認め、法律又之を禁止せざるなし。本邦の如き、今日尙時として墮胎、嬰兒虐殺、賈子虐待致死の事實を見ることなきに非ざるは、誠に人道に遺憾なりとせざるべからず。

概して、文明社會は、非人道的行爲なしと雖ども、其結果に於て、尙野蠻社會と同一なることをなさざるに非ず。即ち母の無智不注意なる、社會の怠慢なる等の原因に基き、死せずして可なるべき兒童の生命を失ひ、防ぐを得べき危害を蒙らしめ、例令死に至らしめずとも、不具癡疾とならしむるの例尠しとせず。春秋の筆法を以てせば、母と社會とは、子女の生命を奪ひ、或は不具たらしめたるなり。之れ、兒童問題は、今日の文明社會に對しても、兒童の生命保存の權利を尊重し、之を保護せんことを、社會の義務として、要求する所以なりとす。

第二は兒童の健康を保全するの義務なり。健全剛強なる身體を有することは、兒童現在に於て、修學習業上、必要なるのみならず、將來に於ける社會的職業的準備として、須要の條件なりとすべし。兒童は次代に於ける各種事業の活動者たり、經濟的生産者なり。而して社會文化の進歩、經濟的事情の變化等は、人類をして心身を勞せしむること、益多きに至るべし。次代に於ける社會的職業的新要求に應ぜんがために、社會は、兒童の健康を保全するの途を談じ、剛健なる身體を有せしめざるべからず。動もすれば、文明は、人の健康を損ひ、殊に女子の均齊なる發達は、減退するの恐あるが如し。社會は、兒童の健康保全を以て、其義務となし、兒童をして、健全なる發育を遂げしめ、又病者を救済し、兒童身體上の缺陷を回復すること極めて必要なりとすべし。兒童問題は、此義務の存することを、社會に認知せしめ、此義務を果すの途を講ぜんとするものなり。

凡そ兒童の生命及其健康は、見方により、種々の價值あり。之を社會的見地よりせば、兒童は、將來に於ける生産者たり、即ち生産的可能能力を有するも

のなるが故に、其の健康を保全し、剛強なる身體を有する兒童を多く有することは、生産的可能力を有すること大なることとなり、將來社會の生産力を増加することとなるべし。而して、社會は現在及將來、不健康者疾病者に要する、不生産的消費と徒勞とを省くことを得べし。斯る意義に於ける價值之を稱して、生命及其健康の經濟的價值と云ふ。次に分娩は、母たるもの大なる負擔なり。母は人類繼續種族保存のためには、此大なる負擔に耐へざるべからず。而して、母たるもの能く其負擔に耐へ、兒童の生産率、死亡率よりも多からんことは、其社會の維持上、必要なりとなすべし。母としても、不幸にして産兒を失ふとせば、無益に體力を消耗することとなるべく、又病兒を看護せざるを得ざる場合の如きも、消極的に心身を勞することとなるべし。此の如く見たる場合に於ける價值之を稱して、生理的身體的價值といふ。又兒童の疾病、天死は、母たる者の無智、醫術の不進歩、社會の迷信等に基くことなしとせず。故に、兒童の疾病、天死の事實中には、其社會文化の發達の程度を示すものあり。若し母にして、十分其の女子を保育するを得、醫

學衛生は進歩し、苟くも防ぐことを得べきの條件にあるもの、死を防ぎ、迷信の爲に、治療の期を失し、又は治療を受けざるが如きことなからしめんか。其社會に於ける死亡率と疾病者の數とは、減すべきの理なり。斯る見地より見れば、兒童の天死及疾病は、其社會文化の價值を現すものなりと云ふべし。我國の男兒は、將來皆護國の任に當るべき義務を有す。男兒は、將來に於ける此任務を遂行するに耐ふるの身體を有せざるべからず。斯る意義より見たる兒童健康の價值之を稱して、強兵的價值と稱すべきか。

此の如く兒童の生命及其健康の價值には種々あり。而して、之等の價值をして、眞に價值あらしむるを期するは、實に社會の義務なりとせざるべからず。我國の教育上、普通の教訓に於て、人命の貴重なるを説き、健康の人生に大切なることを云はざるにあらざれども、兒童の生命を保護し、其健康を増進するは、國家社會の富強を來す上に、大なる影響の存することを痛切に感ぜしむることは、未だし。又我社會は其義務を認め、之を果さんが爲に、何等の施設をなしつゝありやと云ふに至りては、之に答ふるの材料を有せ

ざるは、實に現時の状態なりとす。

第三には、兒童遊戯の權利を保護するの義務なり。若し天賦の權利ありとせば、兒童の遊戯をなすは、明に其一たるべし。東西古今を問はず、遊戯をなすことは、實に兒童の天性なり。而して、兒童の此天性を有することは、人類のために、誠に必要なることなりとす。即ち遊戯は、人類の遺傳的特質を保存するの用をなし、傾向にすぎざるものを、特質とし、力として發現するの任務を有す。又心身の成長發達を助長するは、云ふ迄もなく、道德的社會的價値の存することも、一般に人の認むる所なり。特に近時動的教育に於て、心の發育上、遊戯の必要を認むること大なるあり、徳性の涵養及社會適應の行動を養ふ上につきても、益々遊戯の價値につき、其意を深くするに至れり。昔日にありては、今日の如き價値を認むることはなかりしと雖ども、兒童の有する此衝動に打勝つことを得ずして、父兄は自然に之を許せり。しかるに、今日は大に其價値を認むるに至りしと雖ども、却て文化は其實行を妨ぐるに至れる點もなきに非ず。例へば、昔日兒童の自由に馳驅せし原野は、變

じて邸宅となりぬ。兒童は運動場を奪はれ、電線網の如く張られて、紙鸞を飛ばすの權利を奪はれたる等、昔日よりも、自由を制限せられたる點尠しとせず。又昔日にありては、遊戯を無用の閑事業と見做し、青少年の病氣に罹り、勤勉努力することを得ざるものには、保養上、其樂を與ふることを承認せしが、今や、之を無益の事とせずして、青少年幼兒各其程度に應じ、夫々の價値あることを認め、仕事の人生に必要なが如く、遊戯も亦此點に於て必須のものとなるに至れり。斯の如く、遊戯の價値を認むるに至り、兒童問題は社會の義務として、斯る價値ある天性を保護して、其價値を收得せしむることを社會に要求し、又文化の進歩に伴ひ、却て遊戯を妨ぐるに至りし事情に對し、適當なる施設をなし、遊戯の満足を青少年幼兒に與へんことを期圖するに至れり。現時歐米に於て、盛に唱道し、實行せらるゝ運動場問題の如き、即ち之が爲なりとす。

第四には、兒童の勞働を免除するの義務なり。兒童は、十分に成長する迄は、保護養育せられざるべからず。しかるに、其發育未だ十分ならざるもの

をして、労働に従事せしむる時は、身體の發育を妨げ、健康を損ひ、心力を減退せしめ、早くも、運命定まりて、自己向上發展の機會を失ふこととなり、心身の發達進歩不十分なる職工を作りて、社會及職業は、其力微弱なるに至り、道徳上よりも、幾多の弊害を生ずるに至るべし。此に於て、兒童問題は、兒童の労働を防止するの必要を唱道し、社會の義務として、一定の年齢に達する迄は、兒童をして労働に従事せしむることなからしめ、又職業の種類即ち危険なるもの、非衛生的職業等には、従事せしむることなからしめんとす。兒童の労働につきては、今日幾多の文明國に於て、既に法律を以て、兒童の權利を保護するに至れり。こゝに注意すべきは、兒童の労働を免除するは、怠慢を獎勵せんとするに非ずして、將來大に用ひんが爲に、先づ其力を養はんが爲なること之なり。

第五は教育の義務なり。教育の人類に必要なは、こゝに云ふを要せず。兒童は自ら自己を養育するを得ざると同じく、自ら自己を教育することを得るものに非ず。故に兒童を教育するは、其兩親及社會の義務にして、兒童

は之を受くるの權利を有す。社會は、兒童に對して、普通教育を授けて、其心身の普遍的陶冶をなすと共に、衣食の資を得るに必要な職業的堪能を得しむることをなさざるべからず。又特に道徳教育に重を置くは、獨り其個人の爲に必要なのみならず、社會の安寧を増進する上に、極めて必要なることなりとす。又社會に於ては、人類各其能に應じ、力餘れる者は、力少なきものを救ひ、心身に缺陷を有する者は、之が爲に、完全なる働をなすものを妨ぐるることなからんことを必要なりとす。之が爲には、教育は差別的方面に留意し、優者は益々之を助長し、心身の薄弱なるものと雖ども、出來得るだけ之を救済して、社會に於ける相應の職務をとるに耐へしめ、不良少年の如きものに對しては、其個人を感化するの途を講ずると共に、他人に悪影響を及ぼし、妨害をなすことなからしめんとす。留意する所なかるべからず。兒童問題は、社會の義務として、教育を普及すると共に、個別的に、心身の能力其他の事情に應じ、適切なる施設をなさんことを要求し、以て力強き社會を形成せんことを期す。

以上は社會に於ける兒童問題の認むる社會對兒童の義務其反面を云へば、兒童の權利の重なるものなり。而して此義務を履行せんが爲に、社會の施設すべき幾多の問題あり。現に歐米諸國に於ては、之を實施せるもの多ありと雖ども、余は本篇に於て、其方法をも詳細に述ぶるを目的とするに非ずして、唯社會は兒童に對する義務を有することを明にし、今日の兒童問題とは、如何なるものなるかに就き、其一端を述べんとするにあり。從て、所思既に盡きたりと雖ども、尙終に一言すべきものあり。

歐米諸國に於ける方法は、彼我社會組織に於て異なる點あるが故に、彼に則るの要なきものもあるべく、又則るべきものも、事情今遽に之を探るを許さざるものあらん。されど、我社會に於ても、所謂兒童は國家社會の寶なり、人類の親なりとの言を味ひ、より深き同情を兒童に注ぎ、眞面目に、兒童の幸福と安寧、即將來の社會の安寧幸福の増進を計らむとするの精神を有せんことを欲す。此精神にあらば、敢て法律の制裁を待たず、道德の講話を聞かずとも、日常諸般の事實に、其精神を發現すべき機會多々存すべしと思惟す。

例へば、人の子を養ひて、營養不良の状態に之を置くとせば、法律之を制裁するは勿論、社會其犯罪を指彈するに至るべし。しかるに、人乳哺育によらざる嬰兒の唯一の滋養とし、之によつて生命を維持することを得べき牛乳に對して、社會は何程の考を有するか。不良牛乳に對する法律の規定、検査の方法なきに非ず。されど、賈子虐待者に對するが如き、嚴峻なる態度を以て、不良牛乳販賣者に對するや否や。販賣者も亦事實に於ては、營養不良の状態に嬰兒を置きつゝ、自己は、賈子虐待者とは考へざるべく、社會一般も、さほどには考ふることなかるべし。兩者は其結果多少程度の別あるべく、又殘忍の行爲に對する普通一般の感も異なるべしと雖ども、兒童に對する同情尙強烈なるに至らば、社會は、不良牛乳に對して、今日の如き状態を以て、満足せざるに至るべし。歐米に於ては、嬰兒の生命保護上、善良なる牛乳を供給する方法を一重要問題とする、蓋し故ありと云ふべし。更に駄菓子屋の店頭を見よ。果して非衛生的のものなきか。法律之を取締らざるに非ず。されど、通行人は、一點兒童に對する同情を以て、之を眺めつゝありや。更に驚



くべきは、地方の洗湯屋を見よ。大人尙熱きを覺ゆる湯中に、生後日尙淺き嬰兒を入れ、平然として、其泣聲を聞きつゝあるの母あるに非ざるなきか。斯く事實を數へ來れば、自己の子に對してだも、其無智なるが爲に、自ら同情を缺くの行爲に出るものあり、社會の兒童に對しては、全く同情の存せざるものあり。如何に考ふるも、今日の社會は、眞面目に兒童の幸福を思ふの精神存せりとは、認むることを得ずと云ふも、過言に非ざるべし。

近時社會教育、通俗教育の聲漸く高く、其施設亦尠きに非ざるが如し、されど、吾人の寡聞なる前に述べ來れる兒童問題に觸るゝもの、甚だ尠きが如し。斯種の教育の如き、努めて、斯方面の研究に従事せんことを望む。兒童問題は、現在兒童の問題にして、同時に將來に於ける國民の問題なり。社會各方面の人、共力一致、之れが解決を計るは、實に今後の重要問題なりとす。

(Maugold: Child Problems, 參考)

## 五 職業案内

職業案内は、從來とても、何等かの形式に於て行はれたりと雖ども、産業的、教育的、社會的意義を有し、調査研究を伴へる組織の下に施設せらるゝに至りしは、實に最近のことなりとす。

職業案内とは、一言以て之を蔽へば、職を求むる青少年を指導案内し、所謂適材を適所に置かんとするの施設なりと云ふべし。而して、近世の社會は、何故に、斯る施設を要するに至りしやと云ふに、概ね、左に述ぶるが如き理由の存するに由るを知らざるべからず。

ミュンスタールベルヒ氏の云へるが如く、元來青少年は、自己の能力に就きて知る所尠く、若し他日、其長短所を知り得る時に達して、初て之を知るとせば、事既に遅し。自己の所長を顧みることなくして、妄りに、職業に従事し、其適せざるの故を以て、之を變更せざるべからずとせば、其勢力を徒費することゝなるべし。而して學校教育は、十分自己を發見せしむるの機を與ふること尠し。其偶々職業に對する興味を生ぜしむるが如く見ゆる場合なきにあらざれど、概ね偶然的理由に過ぎず。即ち、或は、教師の爲人、或は教法、或

は其他の事情に影響せられて、生徒は將來或種の職業に就かんとする興味を惹起することあれど、之れ眞に自己の才能に適するが爲に起りたる興味に非ざれば、其人の或職業に對するの適否を定むる條件となすことを得ざるなり。一例を擧ぐれば、自己の色盲たるを知らずして、水夫たらんとするの希望を抱くとしても、試験の結果は、不合格なるを免れざるべし。斯る事實は、又心的方面にも存すべし、而して色盲は、幸に検査せられ、其人は自己の不適當なる水夫たるを得ずして止みたれど、其他の場合には、何等試験せらるゝこともなきが爲、知らずして、不適當なる職に就くことゝなるべし。而して斯る短所を知らずして、職に就く者あると共に、又一面には、自己の長所を自覺せず、適所に入らざるが爲に、終生其適材を伸ばすことを得ざる者も存すべし。次に、青少年は、通例職業の外部的條件のみを知り、特に成功したる者の受くる報償に留意し、其内部に存する條件、勞働の價值困難等に就きては、明ならざるものありとす。斯く自己の能を洞察するの明を缺き、且職業に須要なる條件を理解するの能を有せざる青少年は、其職業を選択する

に、外部的、偶然的機會を基とし、或は僥倖を求め、或は徒に模倣し、或は速に賃銀を得んが爲、或は樂を求むる爲にし、結局其選擇を誤るに至るべし。

以上氏の所説の如き困難は、常に存する所にして、所謂適才をして適所を得しめんが爲には、先づ此困難を除去せざるべからず。しかるに、斯困難は、青少年自ら之を除去することを得べきに非ずして、成年の指導、識者の案内に待つ所なかるべからず。職業案内は、畢竟斯る指導をなすの要を認めて生じたるものと云ふべし。從て、次に述ぶるが如き意義を有せり。

今意義を述ぶるに當り、先づ注意せざるべからざるは、職業案内は、青少年に對し、其従事すべき職業を命じ、決定を與ふるものに非ざること之なり。此點に關し、ポストン職業局長ブルームフィールド氏云へるあり。曰く、吾人は何人に對しても、其従事すべき職業を命じ、又は決定を與へんとするものに非ず。職業を決定することは、家庭に於て、保護者のなすべき任務なり。決定は内部に生ずべく、外部より強制すべきものに非ず。職業案内は、職業に關する事實を分解し、分類しなどして、之を明瞭に提供するを以て、其任務

とす。而して、其選擇決定は、退て家庭に於て之を爲さしむべきものなりと。職業案内は、青少年をして、各其才能に應じ、適切なる職に就かしむる結果を生ずるが故に、職業の効果を大にし、且之に従事する個人の能率を自ら増進することゝなるべし。之れ、職業案内の有する職業的意義なりとす。ミユンスターベルヒ氏曰く、前世紀の終迄、米國民は、自國は無限の富を有せるものとし、之に安んじたりしが、最近に至り、反動を生じ來れり。即ち從來自國民の無責任にも、森林、鑛山、河川等の將來を考ふることなくして、富を濫費せることを覺りて、富を保存し、之を濫費することなからんことに注目するに至れり。而して、富を濫費するに至る原因は、多々あるべきも、仕事及労働の適否を考へず、偶然の方法に由りて、力を徒費せしむるを以て、其最たるものなりとの感を懷くに至れり。以上の感想を背景とし、米國には茲に二大社會運動を生ずることなれり。元來二者は、別箇の運動なれども、其向ふ所は、一なり、即ち社會的經濟的運動にして、之を根本的に解決せんが爲には、共に心理學に待たざるべからざる點は一なりとす。二大運動とは何ぞや。

一は職業案内にして、一は科學的管理法之なりと。氏の言によりて見るも、本問題の經濟的意義の存する點明なるべし。

次に職業案内の教育的意義を考察せん。學校教育に於ては前述したる如く、自己を知り、又職業を理解すること不十分なる青少年の個性に留意し、職業に關する知識を明確ならしめんことを期し、以て將來就職の準備に資し、又職業案内なる組織は、學校の觀察と連絡して、一層個人の長短所を自覺し、且、職業に關する内外の條件を明確に會得せしめ、兩親は、子弟の職業を選擇する場合、單に子弟の希望、自信、野心等に一任せずして、學校及社會の忠言を顧慮することゝなるが故に、結局、學校、家庭及社會は相互に協力して、子弟の將來を顧慮することゝなるべし。又從來、動もすれば、學校教育殊に職業教育に在りても、社會生活に入るの準備を與へたりと稱しつゝも、卒業生は、五里霧中に彷徨しつゝあるの觀なきに非ず。職業案内は、學校に在る間は、其才能に於て、如何なる方向に進むべき者なるかを十分に觀察し、社會に出ては、其進むべき方途を明瞭に自覺せしむるが故に、世人の所謂、學校と社

會との間に横はれる溝渠、自ら徹せらるることなるべし。ブルームフィールド氏によれば、米國に於て、七市の兒童に就き、中途退學して就職したる者の事情を調査せしに、三分の一は、眞の止むなき事情ありし者なりしも、他の三分の二は、必ずしも、しかするの要なかりしものなりしと云ふ。而して、若し、此等三分の二の兒童は、就職して、夫れ、適當なる發展をなすことを得ば、可なりと雖ども、職業に關する訓練足らず、指導を缺ける者なる點より考ふれば、適當なる機會を捕捉し得べしとはなすことを得ず、或は結局人生を徒勞するに過ぎざるに至らん。又同氏の言へるが如く、今日の時代は、フランクリンの轉々として、各種の職に従事したる時代とは異り、一外套を仕立つるにも、廿五種以上の分業あり、一分業は、各適當なる能力を要求するの時なり。従て就職者は特殊の技術の修練を要すべし。加之、職業に關する衛生及道德、經濟上の事情に關する報告等にして、就職者に會得せしめざるべからざる事項甚だ多し。而して、傭主の側より考ふるも、成べく訓練せられたる労働者を要するは、明なる事實なり。されば、學校と社會とは、協力して、

少年の、生活の壓迫なきに拘らず、早くも賃銀を得んことの爲に、妄に學校を去らんとする者を防止し、事情の許す限り、教育を繼續し、以て兒童の力を高むることを務めざるべからず。職業案内は、既に學校を去り就職したる者に對しても、其事情に應じ適當なる忠言を與ふるが故に、自然に、適切なる職業的修練を持續せしむることとなるべし。以上は、職業案内の有する教育的意義なりとす。

次に、社會的に如何なる意義を有するかを考察せん。從來求職者にして、適所を得ず、人生を徒勞するに至れる結果、社會は如何なる損害を蒙り、如何なる危険を感じつゝあるかは、茲に詳述するを要せざるべし。職業案内は、就職者をして、失敗過失を避けしむることを得るが故に、従て社會の受くる惡影響を減少することを得べし。

以上の意義を有して、施設せられたる職業案内は、ポストンに於けるものを、其嚆矢とすべし。パーソンズ氏は、學年末に於て、將に小學校を卒業せんとする、近隣の兒童に對して、其將來の企圖に就き試むる所ありしが、兒童は、

實際生活上須要なる點に關し、知る所甚だ尠く、其從事せんとする職業の特質に就ては、殆んど理解せざるものあることを明にし、茲に、個人毎に適切な助言を與ふるの要を認むるに至り、之を端緒として、氏は、一九八〇年、ボストン市に一事務所を設けて、卒業兒童に職業選擇上適切なる助言を與ふることとせり。其後米國の他の市に於ても、之を施設するあり、歐洲にも此企を見るに至れり。

職業案内に關する施設は、市により、其設置に異なる所あるは勿論なれど、今やボストン市當初の施設の如く、當局者より、卒業生に助言を與ふるが如き簡單なるものに非ずして、其企圖頗る進歩するに至れり。既に當初と雖も、パーソンス氏も其不十分なるを認め、將來に於て三方面の進歩を計るを必要とせり。即ち第一には、各種職業の客觀的條件を分析して、其眞髓を明にし、其經濟的、衛生的、技術的、社會的要素を吟味して、求職者に適切なる助言を與へ、求職者をして見込を立て、機會を捕へしむる上に裨益する所なかるべからず。第二は、學校をして、斯事業に關與せしむべし。即ち學校に於ては、

常に兒童の個性才能を観察して、職業案内の準備的材料を供給する所あるべし。第三個人の性行に就きては、當局者の前に展開せらるるよりも、一層正確に且緻密に、之を知ることを得る方法を求めざるべからずとせり。

ブルームフィールド氏は、有效なる職業案内には、次の如き條件を要すとせり。即ち(一)生徒又は求職者をして、自己の(イ)身體の狀況(ロ)將來の希望(ハ)生活の境遇事情を告白せしめ、此等を明瞭に理會する上に資し、(ニ)職業に就きては、(イ)其利、不利(ロ)就職上安全にして、且成功を收むるに須要なる準備(ハ)各種職業の成功に伴ふ報償(ニ)成功を進め行くに須要なる準備に關する知識を有し、(三)求職者に對して、訓練せられたる案内者の助言あり、(四)就職後も、尙教育の必要なるを悟らしむることとなり。第四の點と關聯して、氏は尠くとも、十六歳に至る迄、補習教育の強制を必要とせり。氏は又、十四歳は就職上最も危険なる時期なりとし、特に職業案内の要ありとせり。

氏の研究及經驗上、利益ありと認めたる事項を擧ぐれば、次の如し。(一)卒業せんとする學級に對し、職業上の講演をなすこと、(二)職業の相談相手たる

ことを得る様、教師を訓練すること、三學事監督者及教師と協力して、其任に當る職業指導者あるべきこと、(四)生徒の氏名、生年月日、住所、父母の希望、生徒の身體、生徒の將來の希望等を記録せるカードを備ふること、(五)大規模の學校にては、職業圖書館を施設すること、(六)此問題に就き、興味を有する人をして、(イ)兩親、生徒及教師にとりて、熟慮せしむること、(ロ)卒業生の有利なる職に就かんとするを補助すること、(ハ)同情を有し、長く補助を與ふることを忘れしめざること、(七)職業に關し、須要なる知識を載せたる小冊子を編纂すること之なりと。

現今職業案内の任務とする所は、之を大別して、四となすことを得べし。即ち一は、青少年の性質及才能等に關する研究なり。此點は、現今心理學の進歩の程度より見、又個人を調査すとしても、特に兒童は、自己を知らず、僅に知れることをも明瞭に發表することを得ざる程度に在るが故に、其正確なるを望まんとすは、非常に困難とする所なりとす。現今實施せらるゝ方法は、身體の狀況、希望、生活上の事情等に就き、當人の告白をきき、或は、學校の記

録に因りて、心身發達の經過、所長等を調査し、又特殊の職業に就きては、心理的實驗により、或は家庭の記録、兩親の記憶に徴して、其適否を査定する等のことをなすに過ぎず。パーソンス氏は、當人の習慣、情緒、傾向、希望、特徴、經驗等を徵せんが爲に、次の種類の問を設定せり。曰く、「君の態度をいかに思ふか、靜肅か、喧噪か、聽從的か、獨斷的か」、「君は他人の愉快ならんことを願慮するか」、「君は自然に無造作に微笑するか、又は愛嬌なき方か」、「君の言動は、真率か、親切か、誠意あるか、恭敬なるか」、「君の聲調は、自然なるか、叮嚀なるか、謙遜なるか、美はしきか、若くは、壓制的か、剛慢か、悲觀的か、反抗的か」、「君の注意、觀察、記憶、推理、想像、工夫、思考、分解、總合の働等は如何」、「人を能く處理することを得るや」、「繪を見て之を理解し得るや」、「君の意志は弱きか、屈從的か、無定見か、若くは、確乎か、堅固か、頑固か」、「人と共同し、人の共同せんことを好むか、等斯種の間は、青少年の性行を調査する上に、相當の效果なきに非ざれど十分なるものに非ず。若し、青少年の性質、才能等を十分明にせんが爲には、ミュンスタールヒ氏の云へるが如く、從來の主觀的自己觀察に代ふる

に、心理實驗室に於ける客觀的實驗を以てし、尙普通實驗心理學者の研究より進んで、實驗の結果を經濟活動に關する心理的要求に適用せんことを要すべし。最近能率に關する心理學の研究は、斯る要求に應ずるものにして、未だ研究の中途にありと雖ども、他日大成せらるゝの日あらば、職業案内の第一任務は、其力を借りて、正確なる効果を收め得るに至らん。

第二には、職業に關する準備をなさしめんとするにあり。ブルームフィールド氏曰く、職業案内は教育案内なりと。即ち職業案内は、出來得るだけ、才能を増進せんことを欲し、十分に熟するを待ちて、職業を選択せしめんことを期す。兒童は、其居住地に於て、自己の才能を發達せしむべき機關の存することを知らず、又自己の在學する學校に於ても、次年度に於ては、如何なる學科課程を履修することゝなるべきやをも知らざる者もなきに非ず、職業案内は、此等事情を明にし、如何に將來の準備を爲すべきかを知らしむるを任務とす。

第三には、職業に關する調査を行ひ、之を青少年に知らしむるにあり。各

種職業の調査も、容易の業に非ずと雖ども、一例を擧ぐれば、左記の如き事項を調査せんとするが如し。或職業を營む會社、工場名、其經營者、傭人の數、又賃銀に就きては、仕事の種類及年齢、最初の賃銀、増加率、應募者に就ては、應募の途、應募者の年齢、經歷、學歷、職業の性質に就ては、身體に關する條件、所要の堪能、仕事の順序、仕事に伴ふ心身の危險、職業の競争、職業の將來、出身學校の種別及得失、上達の機會、其他採用上の査定に就きての事項等に關すること之なり。

調査したる事項は、或は講演により、或は小冊子とし、圖書館を利用して縱覽せしめ、或は學校教師より適宜の機に於て、之を知らしむる等の方法あるが如し。

職業案内に圖書館を利用することに關し、グランドラビッツ中央高等學校長デービス氏の自己の學校に於て試みたる案あり。其要領を述べれば、左の如し。同校は、近世教育の公立學校に對する要求として、一面には、職業案内、一面には、道德案内の二あるを認め、之に應ぜんが爲、一新案を施設せり。

即ち職業に關する事項を作文の問題とし、其資料たるべき關係書冊を圖書館に備へ付け、之を閲讀せしむる様に誘導せり。第一年の前半に於ける一般題目は、人生に於ける成功の要素にして、成功したる男女の傳記を研究せしめ、其人物の品性及習慣等、其人をして成功せしめたる所以を會得せしめんことを務む。從て圖書館には、其目的に適合せる人物の傳記にして、特に平易簡明、十四歳の兒童の讀解し得る書冊を備ふ。而して、後半は己を知れ、を題目とし、自己の才能、趣味、習慣、機會に就き、自ら知る所を表明するに至る文を作らしむることを目的とし、圖書館は、又斯種の書籍を備ふ。第二年は世の中の仕事を中心思想とし、成べく廣く世の職業に關する知見を擴むる參考書を備へ、其書籍の選擇を慎み、教師及圖書係に對しては、其書籍の内容を知らんとを必要とせり。又書籍と共に職業に關して、記載したるカードをも備ふ。第二年の後半は、人生の仕事の準備、第三年の前半は、職業倫理、第四年は専ら職業の見地より社會的道德を研究せしむることとし、其前半は、「個人と社會」後半は、「個人と國家」を問題として調査せしむ。職業案内は斯く

英語科の教授に於て行はるゝ外、又別に教師あり、生徒の爲に、資料を蒐集し且學校と實業社會との間に立ちて仲介を爲すを任務とす。而して、斯る施設を試むること、既に數年、同校に於ては、其効果著しきものありと云ふ。

第四には、職業案内管掌者は、就職者及其傭主をして、満足せしめんが爲適材を適所に置く事に干與し、其結果に留意し、且結婚及家庭生活にも留意せざるべからず。即ち管掌者は、單に案内者に非ずして、人生に關する哲學者たり、又求職者の友人たらざるべからず。

以上述ぶる所によりて、職業案内の旨趣及施設事項の一端を察知することを得べし。今斯る施設は、本邦教育に於ても、必要なりや否やは、次で考ふべき問題なり。而して、之に先立ち、本邦には、斯る施設の存するや否やに就て知る所なかるべからず。

本邦夙に口入屋流の一職業あり。之れ一種の職業案内にして、或社會的意義を有すとはいへ、前述したる如く、社會的、職業的、教育的價值あるに非ざるのみならず。却て、自己の利益を圖らんが爲に、無智なる青少年を犠牲に



供するの弊尠からざるものありとす。近時宗教家、慈善家の設營になれる就職案内所流の如きは、將來改善を加へ、健全なる發達をなすに至らば、就職案内の眞義に副ふ事を得べきも、現在の程度に在りては、未だ不十分なる者あり。特に學校教育との連絡は、甚だしく不備なるが如し。教育的施設としては、徳川時代に於て、庶民教育の讀物として用ひられたる、往來式の讀物例へば、百姓往來、商賣往來、番匠往來の如きは、職業案内の意義を有するものにして、讀書の中に、職業を會得せしめんとする點は、前述したるグラント、ラビッツ案に似たりとも云ふべきか。明治以來の學校に於ては、各種専門學校中、特に實業學校の如き、其卒業生の爲に、就職口を周旋し、普通學校の如き、上級學校に進まんとする者の爲に、準備教育を施す等の事ある、素より、職業案内の要求の全部を満たすものに非ずと雖ども、其一端は、既に實施せられつゝありと云ふも、可なるべし。

近世の如き組織的職業案内は、本邦教育に於て、之を施設するの要なきや否やと云ふに、素より、其要あるは詳述する迄もなかるべし。抑も、産業の發

達今日の如くならず、又社會は父祖の職業を繼承したる時代に在りては、職業案内の如きものも、殆ど、其要なしと雖ども、學校の系統複雑となり、産業は革新せられ、職業の種類其數を増加し、人は各々其好む所に由りて、學校及職業を選択することを得る今日に在りては、近世の意義に於ける職業案内を要すること切なるものあり。しかるに、之なきが爲に、誤て高き教育を受け、或は不適當なる専門教育を受け、又は職業の選擇を誤る等結局人生を徒費し、累を社會に及ぼすの事實を生ずること尠きに非ざるが如し。前段に述べたる從來の施設は、僅に職業案内の一端に止り、且極て不備なるを免れざれば、本邦の現状に於ては、改善といふよりも、寧ろ新施設を要するの時に在りと云ふべし。

施設方案に關しては、本邦從來の教育には、據りて以て範とすべきものなく、余輩も施設の經驗を有せざるが故に、今的確なるものを提供すると難しと雖ども、成べく、實施し得らるる見込ある事項を擧げて、聊か卑見を述ぶる所あらんとす。而して、兒童の小學校を卒業するの期は、其職業生活に入る

の第一關門たり、且未だ其智能も低くして、最も案内を要する、重要な時期なるべしと思惟するが故に、専ら此時期に於ける方案に就て、考ふる所あらんとす。

小學兒童の將來は、先づ之を大別して、高級學校に入るものと、直に、社會實際生活に入るものとの二種とすべし。而して斯る區別の標準となるものは、第一は家庭の生活状態にして、第二は兒童心身の能率なりとす。學校は、兒童の家庭生活状態に應じて、進んでより高き教育を受けしむるに足るものと、否らざるものとを區別し、又其能力に於て、到底中學以上の教育を受くるも、發達の見込なきものを識別し、從來動もすれば、高級學校に入るものゝ爲にのみ便を圖るが如き教養の方法を一洗せざるべからず。而して高級學校に入らんとする者に對しては、更に、一層審に、家庭の事情、當人の身體才能等を考察し、適當なる忠言を與ふることを怠らざると共に、一面には、入るべき高級學校の種別、程度、性質を知らしむべき資料を與へ、個人毎に的確なる説明を加へ、由りて以て、進むべき方向を判斷せしむる上に資する所ある

べし。又卒業後直に、何等かの職業に従事すべき要ある者に對しても、一層家庭の事情、身體才能等に就きて考査し、又一面には、前と同じく、職業に關する理會を與ふる所なかるべからず。職業に關する理會とは、云ふに易く、其實甚だ難し。即ち廣汎なる各種の職業の現在、將來の狀態に就き、しかも、知能の發達未熟なる兒童に對して、明確なる知識を與へんことは、或は不可能なりと云ふを適當なりとせん。されど、其範圍を狭くし、其事項を尠くし、地方卒業生の入るべき職業の主要なるもの、しかも、此等職業の初歩の段階に要する事情條件を限り、適當なる忠言を與へ、以て選擇に資することは、必ずしも、不可能の事に非ざるべし。而して、斯る知識を附與するの時期は、最高學年に於てし、其方法は、教師の兒童に對する個人的忠告、一般的講話又は圖書縱覽等に由るべし。

以上の施設は、學校單獨に之を行ふことを得べきに非ざれば、先づ家庭と連絡し、保護者の希望又は子弟の所長等に就き、保護者の見る所を尋ね、學校の觀察したる材料を提供し、相互に懇談熟議を遂げて、徐に兒童將來の方向

を決せしめざるべからず。又職業に就きては、地方に於ける職業の組織、備主等との連絡を圖り、其要求を聴取し、又學校に於ける記録を提供して、參考に供する等のことをなすべし。現状に於ては、概して、備はんとする側に於ても、自己の職業の要素を分解して、明確なる觀念を有し、且之に適應すべき心身の特徴に就き、確實なる見解を有せりとも思はれざれば、先づ學校と職業關係者相互に會合して、職業案内に關する研究をなすを急務とすべし。而して斯種の會合は、特に之を設くるも可なれども、地方教育會中心となり、會員中に、教師は勿論、職業關係者、保護者を加へ、職業案内問題を討究實施することとを、一事業となさば、相當の効果を擧げ得べきに非ざるか。又外國の如く、職業局を市に設置し、職業案内の事務を擔任する組織をとることを得ば、可ならんも、容易に行はるべしとも思はれざれば、地方教育會をして其任に當らしむるも、亦一方案として可なるに非ざるか、又兒童に閱覽せしむべき職業に關する圖書も、今日は殆んど絶無なる如き状態にあれば、教育會に於ける職業に關する研究は、之を小冊子として、兒童の讀物たらしめ、又廣く

社會出版界をして、斯種の適當なる書冊を出版せしめんことを勸奨すべし。以上の如き方案は、職業案内としては、極て初歩の計劃たるに過ぎざれど、之を實行し、其効果を收めんが爲には、其根本問題として、教師をして、職業を尊重し、自己の教養する兒童は、將來何等かの職業に従事すべきものなることを念とし、所謂普遍的陶冶によりて與へられたる力は、其從事する殊別的職業に發現するに至るべきものなることを思ひ、一層個別的に適切なる教育を施すことを重んぜしめ、自己も各種の職業に關する知識を有せんことを、最肝要なりとすべし。動もすれば、兒童の將來を顧慮することなく、其個性に留意せず、又例へば、漠然と讀書力を養ひ、推理の働を高めて、所謂普遍的陶冶の意義に副へりとし、或は將來工場主となるか、或は労働者となるかは、人により、初より可能不可能の別あるべきを一齊に前者たれよと教訓する流の教育を以てしては、職業に對する明確なる觀念、之に従事するに、須要なる能力及自己の適否に關する自覺を得しむること、到底不可能の事たるべし。或は能力不相應に高きを望まば、却て最も教師の教育旨趣に該當するの結

果ともならん。教師先づ此の如き謬見を棄て、職業に對する同情見識を養ふことに留意せざるべからず。

## 六 少年労働問題

産業の革新は、年少者に對して、多くの職業を提供し、少年は、其心身の發育未だ十分ならざるに、早くも、職業に身を投じ、其多くの者は、誘惑多き都市の中に在り、人生の危機とも稱すべき青年期に臨みながら、無拘束、無監視の中に生活を過ごすの結果は、云ふ迄もなく、寒心戰慄すべきものたるを免れず。斯る事實に對して、其救済法を講ぜんとするは、是れ即ち兒童労働問題なりとす。今其梗概を述べれば左の如し。

一、少年労働の原因 少年労働は、昔日も存せざるに非ざりしも、近世、特に労働者の數を増加するに至りし原因は、概ね之を別ちて、(一)父母の態度、(二)少年の希望、(三)雇主の貪慾、(四)近世工業の事情、(五)世人の無頓着となすことを得べし。

生活に惱める両親は、其子女の稍、長ずるに及べば、早くも、若干の賃銀を得て、家計の手助をなさんことを望み、又子女の成長を待ちて、自己は、一日も早く、苦勞の域を脱せんことを望み、少年をして、労働に従事せしむるものあるは、古今東西、其例尠からざるべし。次に、両親は、前述の如き態度を有せずとも、子女自身に於て、皮相の觀察、淺薄なる希望の下に、早く職業に身を投ぜんとするに至る者も、之れなきに非ず。即ち都市熱に誘惑せられ、友人の爲す所を羨み、些少の賃銀を得て、之を自由にすることの愉快を思ひなどし、未だ教育を受けざるべからざるの時期なるに拘らず、早くも學校を去りて、職業に従事するに至るべし。特に、學校教育の兒童の要求に適合せざる場合に於ては、益々斯る傾向顯著なるを見るべし。米國の如き、小學校の上級に至りて、遽に兒童數を減ずる事實は、前述の如き原因に由る所大なりとし、學校の修業年限、教科課程に關する改革に就き、論議をなすものも尠きに非ず。本邦に於ても、少年労働は、第一の原因による者多く、第二の理由による者は、尠かるべきも、恐くは、大都市及其附近に於ける少年には、漸次、斯傾向を生ず

るに至るべしと思惟す。次に雇主の貪慾は、自己の利益のためには、少年將來の幸福を無視し、賃銀の低廉なるの故を以て、或種の職業に、少年を雇傭するを利ありとし、兩親及少年の就職の希望を利用し、更に進んで、少年を勧誘する者も之なきに非ず。第四に、近世産業の變革は、手工業變じて器械の作業となり、各種の分業を生ずるに至れり。器械によらざる場合に於ては、一製造品を製作するには、一人にして全工程を踐み、之を完成するには熟練を要するが故に、到底少年輩の能くする所に非ざれど、器械作業にありては、然らず。器械の補助者となり、其分業の種類によりては、熟練及體力を要すること、極めて少きもの之なきに非ざれば、之に當る者は、昔日の如く、熟練したる技術を有する成年たらざるも、可なることゝなれり。近世の器械工業は、實に此點より、婦人と少年とに、多くの職業を與ふることゝなれり。紡績工業の如きは、其顯著なる一例なりとすべし。若し、兩親及兒童は、大に希望を有すとも、之に與ふべき職業なしとせば、少年労働は成立せざれども、近世職業は、其位置を與へ、且喜んで之を歓迎すの傾向なきに非ず。第五には、社會の

少年労働に對すること無頓着に、時には無意識の間に、之を奨励するが如きことも之なきに非ず。例へば、價格低廉なる物品は、高價なるものよりも、自ら需用多きに至るを常とす。而して、其價格の低廉なるは、少年の勞銀低廉なるに職由すとせんか。世人は間接に、少年労働を奨励する所以となるべし。又若し、成年と少年と、同一の物品を販賣する際、世人は、恐くは、一種の同情を以て、少年の顧客となるべし。此の如きも、知らず識らず、少年労働を世に存立せしむる所以となるべし。近來我社會に行はるゝ、偽稱孤兒院の販賣部の如きは、世俗の同情心を利用せんとするの奸策なりとす。或は、未だ義務教育をも終へざる兒童たるを知らざるに非ざれど、其貧困なるの情を酌み、子守電信配達夫、給仕等に使用するが如き例も、之なきに非ざるべし。要するに、以上五種の原因中、何れが最も多く、少年労働を誘導することゝなるべきかは、地方により同じからざれど、兎にかく、斯原因たるべき事情の、近代多きに至りたるの結果、少年労働者の數を増加するに至れるは、明なる事實なりと言ふべし。

二、少年労働の状態 少年労働の状態に就きては、(一)職業別、(二)地方別、(三)年齢別、(四)其他の状態を考察するを要す。

第一少年の従事する職業の如何は、其健康及道德上に及ぼす影響、將來發展の見込ありや否や等に關することとなるべし。例へば、農業の如きは、少年の心身に及ぼす危害といふべきものなけれども、工業の中には、著しく其健康を害せしむるに至るものあり。或は商店の丁稚の如き、將來發展の見込あるも、新聞賣子の如き、永く其職業を執るも、何等將來の見込あるべしとも思はれず。故に、兒童の現在及將來の幸福を圖らんが爲には、此問題は、兒童は現在如何なる職業に従事するかを考察せざるべからず。第二には、少年労働を要する職業は、特に或地方にのみ行はれ、又産業の發達と共に、從來少年を要せざりし地方も、遂に又は漸次に、之を要する傾向を生ずることあるべければ、地方別分布に就きても留意せんことを要す。次には、労働者の年齢及其教育程度に留意すべし。之れ、一は、兒童心身に及ぼす影響を意味し、二には、労働の効率に關する問題となるべし。第四には、夜業労働、一定期

に行はれ、勢ひ労働の過度となるもの、家庭に於ける内職の如き、考慮すべき問題なり。家庭に於ける内職は、其種類によりては、最も幼弱なる兒童も、之に従事することを得、不完全不健康なる住家の中に行はれ、監督を缺くが爲に、兒童心身に及ぶの悪影響、尠からずとせらる。本邦に於ても、經木眞田、麥稗眞田の製作の爲、幼弱なる兒童は、著しく視力を害したる地方ありしが如きも、其一例なりとなすべし。

三、少年労働の結果 少年労働は、其結果として、何を齎すべきか。(一)身體の成長發達、(二)經濟、(三)社會、(四)道德等に及ぼすの影響に就きて考察するを要す。

身體の成長發達に關して、少年労働の與ふる結果は不良なり。兒童は、運動遊戯等の方便によりて、整齊なる發育をなし、健康を保護し、體力を増進せざるべからざるに、工場に於ける労働は、活動は活動なれど、身體の成長發達を助長する上に有効ならざるのみならず、却て有害の結果を與ふること尠からず。近世の労働は、昔日のに比すれば、一層體力を要すること大なるに、

少年労働は、此要求に反して労働者の將來に於ける能率を減少する基をなすこととなるべし。今其悪影響を列擧すれば、成長發達の時期として最も適當なる注意を要する場合に、不適當過度の労働をなすが爲に、兒童は、其成長發達を阻害せられ、特に青年期に入らんとする際、男兒は、其發達不良となり、女兒は、危険なる害を蒙ることとなるべし。又筋肉は緊張し、或部分は過度に發達し、間々營養不良の爲、貧血となり、又神経を過度に勞するの弊を生ずべし。而して、職業の種類によりては、常に起立の状態にあるか、若くは永く坐業をなさざるべからざる結果、女兒にとりては、骨盤に障害を生じ、若くは、姿勢を悪くし、胸部の發育を妨ぐる等のことあり。又塵埃の多き中に作業し、有毒の瓦斯を呼吸せざるべからざることを爲に、呼吸の上に悪影響を蒙り、寒熱の變化劇しく、又は濕氣多き作業を執る爲に、健康を害する等の場合尠からず。夜業は、以上の害毒を更に大ならしむることとなるべし。而して、此等のとたる、成年労働者に對しても、同じく非衛生的のことたるべしと雖ども、成長發達の中途にありて、其抵抗力弱き兒童と、既に發達したる

成年とは、其受くる結果に於て、同一ならざるは、今更之が説明を要せざるべし。之れ特に少年労働に就きて、憂慮せらるる、所以なりとす。

次に、少年労働の經濟的價値に就きて考ふるに、先づ、労働者の壽命を短縮することとなるべし。即ち健全なる身體を有する場合は、未永く労働に従事し得らるゝに拘らず、早くも労働に従事し、其健康を損ふが爲に、兒童の中に夭死し、又は壯年に及んで死亡するもの多きこととなり、結局經濟上の損失となるべし。又兒童は、概して思慮不十分なるが爲に、成年にとりては、比較的危険ならざること、兒童にとりては、屢々不慮の災害を來すことあり、特に其率女兒に多しと云ふ。而して、前述したる如く、身體の健康を損ふの結果は、労働者の能率を減ずることとなり、假令、夭死せずして、労働に従事し得るも、强健者の効率とは、比すべくもあらざるべし。又少年労働者は、十分職業的訓練を受けずして、職業に従ふものにして、其執る所の分業は、極めて單調なる性質の事なるが故に、兒童の興味を惹起せしむるに足らず、結局其職に對する熟練と興味とを缺ける労働者たるに過ぎざるなり。加之、少年勞

働者は、所謂移動労働者にして、真に其従事する職業の自己に適せるや否や、又有利なるや否や明ならず、時と場合とに因り、甲職より乙職に轉じ、遂に熟練を得るの機を失ふことなしとせず。特に女兒の如き、就職後數年の後には、結婚し、爲に其職を去ること稀なりとせず。斯る結果は、職工としての熟練を得て、勤績するを得ざることを證するものにして、經濟上より見れば頗る不利なりと云ふべし。

次に社會的價値より見れば、或は將來有爲の者も、少年労働に従事せば、其現存する制度の悪影響を受けて、遂に發展の見込なきに至らしめ、或は少數の雇主の爲には有利なるべけれど、多數の兒童を犠牲とするの結果となり、特に兒童を教育して、其心身を發達せしむることを得ざる爲に、公民たるべき者の能率を減少し、社會國家の爲に大なる不利を招くこととなるべし。又道德上より見れば、夜業に従事する者、特に街上に於て行はるゝ職業に従事する兒童は、自然に、各種の悪習慣に感染し、誘惑を受け、遂には、荒怠淫逸、無頼の少年となる者も尠からざるが故に、道德上の結果も亦不良なりとなすべし。

べし。

四、少年労働に對する國家の状態 前述の如く、少年労働には、各種の弊害を伴ふが故に、文明社會に於ては、國家の法律に由り、少年の労働に由りて受くる弊害を阻止し、少年の心身を保護せんことを期せり。而して、労働年齢に制限を加へ、心身に危害を及ぼす職業に就くことを禁止し、適當なる休養時間を與ふること等を以て、其眼目とせり。

本邦にも、労働者を保護せんが爲に、工場法あり。其中に、少年労働に關することあり。今其主要なる事項を擧ぐれば、概ね左の如し。即ち、労働年齢に就きては、滿十二歳未滿の者の工場就業をなすことを禁止するを本體とし、輕易なるものに限り、條件を付し、十歳以上の者の就職することを許可せり。工場法 第二條 而して輕易なる業とは、菓子製造、燃寸函貼、紙の折疊等の如く、心身に危害を與へざるものを云ふ。大正五年 商務省訓令第十號 就業時間に就きては、十五歳未滿の者及び女子には一日十二時間を超ゆる事なきを本體とし、午後十時より午前四時に互るの作業即ち夜業を禁止せり。工場法 第四條 現在に於ては、



(二)一時に作業を爲すことを必要とする特種の事由ある業務(二)夜間の作業を必要とする事由ある業務(三)晝夜連続作業を必要とする特種の事由ある業務の如き、例へば魚介、果實の罐詰に關する業務、新聞紙印刷の業務等に就きては、前條に據らざるを得ることとなしたれど、之すら施行後十五年後には、十四歳未満の者及二十歳未満の女子には、之を禁止すとせり。工場法第五條及施行規則第四條 又休養に就きては、十五歳未満の者及女子に對しては、月少くとも二回休日を設け、一日労働時間六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を設くべきことを規定し。工場法第九條 工業の種類に就きては、十五歳未満の者又は女子に對しては、危険なる業務に就き、又は、危険若くは衛生上有害なる場所に於ける作業を禁止せり。工場法第九條第十條施行規則第五條第六條 兒童の義務教育に就きては、之を保護せんが爲に、尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する者は、其雇傭に依りて兒童の就學を妨ぐることを得ず。小學校令第三十五條 とし、又尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する場合に於ては、工場主は、就學に關し、必要なる事項

を定め、地方長官の認可を受くべし。工場法施行令第二十六條 とせり。

五、少年労働と教育 少年労働に關し、或強制的規定を設け、或は慈善的組織を設くる等のことをなすは、國家及廣く社會の施設に待たざるべからざるも、教育も亦其一任務として、少年の幸福を保護増進する上に貢獻する所なかるべからず。即ち少年の労働に従事するに先立ち、出來得るだけ、其身體の成長發達を有効ならしむべき途を講じ、兒童の健康を増進し、又職業の選擇を誤らしめざるが爲に、職業に關する知識を明確にし、既に職業に従事するに及んでは、繼續補習教育の途を講じ、心身の發達を進むると共に、其從事する職業の効率を進むる上に、關係ある職業的知能を陶冶し、職業に須要なる性格の訓練に資する等、兒童少年をして自律的に、自己の幸福を保護し、向上發展をなすに須要なる修練を得しめざるべからず。假令外部より少年に對する保護監督ありとも、少年の内心にして十分陶冶せられざる時は、保護の目的を貫徹することを得ざるべし。而して、斯の如き内部的陶冶は、實に我が教育の任務とする所なりと云ふべし。(Mangold: Child Problems.)

## 七 徒弟問題

徒弟とは、少年の實地經驗ある人に就きて、職業の秘訣を了得し、且職業上必要な性格を陶冶せらるゝ一種の方法にして、其制度の如何は、職業上の堪能熟練を得しめ、職業上の性格を具備せしむる上に大關係あり。而して、今や舊制度漸く衰退し、之に代りて、産業の革新に應ずべき新制度十分に確立せられざるの状態にあり。少年勞働問題と密接に關聯して、識者の考慮すべき一問題なりとす。

一 舊徒弟制度 舊徒弟制度は、國により時代によりて、趣を異にし、又職業の種類によりては、細項を異にする者あるは、云ふ迄もなけれど、大體に於て、從來本邦に於て行はれ、今尙存する、商家の丁稚、工匠の弟子に就きて考ふれば、舊制度の特徴を知ることが得んか。即ち舊制度に於ては、一定の年限を定めて、主家に奉公し、又は弟子入をなし、其間は、主家に住み、衣食を供給せら

れ、主人及兄弟子は、職業を傳授し、丁稚もしくは弟子は、忠實に服従し、職業を修練しつつ、主家の用を辨ず。而して契約の如何によりて異れど、最初は、給銀を與へられざれど、次第に、些額の給銀を受くることとなるは、恐くは、最も普通の例となすべきものならん。斯くて、一定の期間を終ふるも、間々、尙主人の爲に働き、主家に同宿し、後漸く獨立の營業をなすに至る。

斯制度には、最も注意すべき三條件を具備せり。即ち第一には、兒童少年に對して、適當なる監督をなすの方法具れり。主人は、兩親に代りて、兒童を監督し、先輩たる者は、兒童の兄となりて誘掖し、職業に須要なる性格を陶冶し、身體及道德上の保護監督をなせり。第二には、今日の時代より見れば、固より不十分ながらも、職業に必要な一般的陶冶及特種の訓練を與ふることを得たり。例へば、主家に於て、若くは、主家の指定の下に、他人に就き、讀書を學習し、或は主人又は兄弟子に、就き、職業に關する技術を漸次に習得せり。第三には、主家は、徒弟の爲、將來の進路を開けり。即ち丁稚は、次第に番頭となり、又獨立の經營をなすに至る迄、又其後と雖ども、主家は之が援助を

怠らざりしなり。又工匠の弟子に就きても、其主人たる者、一人前の工匠たるの途を開き、積日の辛苦を空しからしめざることに努むる所ありき。以上の三點は、職業に従事せんとする者を養成し、將來の發展をなさしむる上に、極めて須要なる條件なりとすべし。而して昔日の制度は實に此條件を具備せしなり。

二、舊徒弟制度の衰滅　しかるに、今や産業の革新は、斯制度の成立と相容れざる點あり。舊制度は、主として商工業の經營法異なるに至りし結果に基き、次第に衰滅せんとするに至れり。

尙審に見れば、主人と徒弟との個人的關係は、個人の自由思想の發達に基き、昔日の如き情味を有せざるは、衰滅の一原因たるべし。即ち昔日に於ては、徒弟は、單なる雇傭關係に非ずして、主従關係たり。斯る關係あるが爲に、其契約も有効に行はれ、相互の間に親密なる情誼も存せしなるべけれど、個人の自由思想盛なるに至りては、徒弟は、昔日の如く、從順ならず。自己の爲に便なる場合は、主家を捨つるも意とせず。主人も亦之が爲に、自ら徒弟の

教養に不熱心なるに至れり。而して、主家の爲に、忠實ならざるは、獨り徒弟のみならず、婢僕に於ても同様の傾向あり。主従相互の間に存せる親密なる特種關係は今やなし。次に器械工業特に分業の進歩は、昔日の徒弟修養を重要視せざるに至れる一原因なりとす。即ち、工場工業と雖ども手腕の熟練を要せざるに非ざれど、一般に、手工業者の如く、重要なるに非ずして、或特種の技術を除けば、一般理解力の發達したる者の、給料労働者として、働く間に、次第に技術を了解するを得べき分業勤さに非ざれば、特に徒弟制度に由らざるも、職工を養成するを得べし。而して、又、一方生活難の爲に、子女をして賃銀を得しめんとする父母は、給銀なき徒弟たらしむることを欲せず。ここに相待ちて、徒弟の數を減ずることゝなれり。しかるに、工場工業に於ても、特種の技術に熟達せしむる要あるものは、徒弟の養成を要し、今尙殘存する手工業に於ては、勿論舊制度に於ける徒弟を要すれども、前述したる一般影響を受け、徒弟たらしんとする者、勤さに至らんとするが如し。次に主人も亦徒弟を見ること、廉價労働者の如く、且單に實用に適する一部分の

訓練を與へて早く之を使用せんことを欲し、又直接指導の任に當る成年職工は、其情誼に於て、昔日の兄弟子の如きことなく、利害關係に於て、交渉する等の原因に基き、徒弟教養は、着實熱心に行はれざることゝなれり。斯く、諸種の原因に由り、舊制度は、次第に衰滅せんとするに至れり。

三、新徒弟制度 舊制度の衰滅は、時勢のしからしむる所にして、之を復活すること困難に、又職業の種類によりては、昔日の儘に之を行ふは、或は無用のことなるやも計り難し。しかれども、今日手工業は勿論、工場工業の分業中にも、手工業的技術の特殊能力に依頼すべきものあれば、斯能力を附與すべき、何等かの方法具備せざるべからず。而して職業に須要なる性格を陶冶する要あることは、今尚昨と異なることなし。されば、時勢に相應したる徒弟制度存せざるべからず。抑も、今日の義務教育は、徒弟たらんとする者の爲にのみ、其の便を圖る者に非ずと雖ども、徒弟たる者にとりても、一般的に理解力を進むる上に効果を有せり。此點に於ては、昔日の徒弟制度の及ぶ所に非ざるべし。又實地の修練を與ふる爲には、徒弟教育の如きあり、又相

當の効果を有せり。されど、此種の教育を受くる者は、少數の者に止り、且實地に適切なる手腕熟練に於ても、必ずしも十分なりと云ふべからざるが故に、徒弟の養成は、單に學校教育にのみ依頼すべからず。多數の者に對し、又前述せる少數の者に對しても、徒弟の基本たるべき修練を與ふる組織あり。學校教育は、其補助者たらざるべからず。而して今日此制度十分に確立せず、往々名を徒弟養成の美名に借り、其實、廉賃少年労働者を取扱ふことゝ異らざる事實尠きに非ざるが如し。斯の如くにして、徒弟を修練する實舉らざるは、勿論、少年労働と同一なる悪影響を及ぼすに至れり。

新徒弟制度を確立せんが爲には、國家及社會相待ちて、徒弟の監督修練及進路を開くことに干與し、單に工場にのみ一任すべからず。即ち、或は、法律は徒弟を使用する者の資格、相互の契約、義務關係、労働の方法等を制定し、之を監督する途を定め、徒弟誘拐の取締を行ひなどし、社會は、徒弟の性格を養成する上に寄與する所あり、又職業に對する相當の進路を開く途を講ずる等の方法なかるべからず。而して、手工業者及工場に於ても、職業の進歩に

應じ、一層秩序的に有効なる修練を加ふるの要あるべし。

我工場法施行令は、第二十八條に於て、徒弟の具備すべき條件として、1. 一定の職業に必要な知識技能を習得する目的を以て業務に就くこと。2. 一定の指導者指揮監督の下に教習を受くること。3. 品性の修養に關し、常時一定の監督を受くること。4. 地方長官の認可を受けたる規程に依り收容せらるゝことを舉げ、同二十九條に於て認可を申請するには、1. 徒弟の員數、2. 徒弟の年齢、3. 指導者の資格、4. 教習事項及期間、5. 就業の方法及一日に於ける就業時間、6. 休日及休憩に關する事項、7. 品性修養に關する監督の方法、8. 給與の方法、9. 第三十條の規定に依り設くる規程、10. 徒弟契約の條項を具備すべしとせり。次に第三十條の規定とは、徒弟、未成年者及女子なる場合には、十五年未満の者又は女子に關する工場法の規定に準據して、危険を避け及衛生上の害を除くことを講ずべきこと之なり。以上各事項は、徒弟教育上重大なることにして、其内容の適否は、徒弟養成の効果の有無となるべし。現行法は、單に之のみにして詳細なる規定なし。尙第三十一條及

第三十二條に於て、徒弟教養の目的に副はず、有名無實なる場合には、少年労働として取扱ふことをも規定せり。

**四、徒弟養成と教育** 徒弟養成法は、既に一種の教育法なり。而して、此教育と學校教育は、如何なる關係ありやと云ふに、舊制度の衰頹以來、學校教育は、徒弟養成の一部を分擔するを要する程、其關係密接なるに至れり。即ち義務教育は、前にも述べたるが如く、徒弟たらんとする者にも、基礎の教育たり、技術の修練に對しても、徒弟學校の如きものあり。或は半日教授制により、半ばは、實地の修練を受け、半ばは、學校教育を受けしむるあり。或は補習教育を施して、實地の修練と過去に於ける學習とを一層有効ならしめんとするあり。或は初等教育の上級に於ては、兒童將來の運命を顧みて、職業的陶冶をなすべき要素を、今日よりも多く加へんとする者ある等、學校教育の干與すべき領分、漸次擴大せんとする傾向を生ずるに至れり。(戸田市工業經濟第十章 戸田市)

日本の社會第十五篇 大日本文明協會都市の兒童附録  
第五章 Mangold: Child Problems, Book II (chap. V)

## 八 學童營養問題

一問題の性質及由來 學童營養問題は、近世歐米に起れる兒童の幸福を保護増進せんとする社會問題中の一なり。兒童に對する社會の同情は近世著しきに至れるが、此問題の如きも亦其同情を實現せんとする一方途なりとす。而して最初は貧兒を救濟せんが爲に、慈善家の施設する事業たるに止りしが、漸次廣く社會問題となり、今や國によりては、國家問題として、之を取扱ふに至れり。

今此問題の由來を見るに、獨逸に於て、一七九〇年ラムフォト伯の經營を嚆矢とすべし。伯は無宿者の爲に一設營をなせしが、此設營を利用して、學童の爲に、温き食事を得しめんことを學校に勸奨せり。爾後七十年間の中に、温き晝食を學校に於て備ふることを以て、學校の義務と考ふるに至り、今や國家問題として、市の殆んど半數は、朝食及午食若くは其何れかを供給することゝなれりといふ。佛國に於ては、一八四九年、巴里に起れるを始とす

べし。即ち或種の剩餘金の使途に就き、講究の結果、之を學校辨當の爲に利用することに決定し、之を實行せり。而して佛國は一八八二年以來、學校基金の制を設け、其利子を以て、學童の爲に食事を供給するの經營を試み、學校内に割烹場を設くることゝせり。

英國に於ては、前世紀六十年頃、ビクトル、ユーゴのその自宅に於て、近隣の學童の爲に温き食事を給與せるを始とすべし。後一八六六年、貧兒給食會と稱すべき會組織せられ、更に爾後四十年間に此種の慈善會、相繼ぎて起り、一九〇五年に於て、此種の會數、倫敦内に一五四、英國全體を通じて、三六〇を算するに至れり。而して、一九〇六年、食事法案議會を通過し、其後佛國の如き組織行はれ、一九〇七年には、此組織をとれる市百を數ふるに至れり。英國に於て、此問題の痛く、國民の注意を惹くに至りしは、南阿戰爭の終らんとする頃、將官フレデリック、マウリスの警告、與りて力ありとす。氏は應募兵五人中、二人のみ合格すれど、他の三人は不合格者なる事實を挙げ、之れ國家の由々しき問題にして、其原因、其救濟法に就き、深く講究せざるべからざ

ることを國民に警告せり。此警告は國民を刺戟し、英王は調査委員を勅命し、國民體育に就て調査せしめらるゝことゝなれり。而して委員は、上は大學より、下は小學校に至る迄、各種學校の體育、特に當時の體操に就て調査したる結果、結局小學校に於ては、體操科及其教授に缺陷あるに非ざれど、之を行ふ兒童の身體不完全なるが爲に、體操科も效果尠く十分なる鍛練をなすことを得ざる憾あり、現に、エヂンバラに於ては、兒童の三〇パーセントは營養不良なるがため、體操は寧ろ有害なりと。而して委員は、一面營養十分なる爲、心身の健康可良なるに至りし事實の報告に依り、國民身體の缺陷は、適當なる食物の缺乏に基くことを以て、重要原因なりと結論し、少額の金を以て、學校辨當を支給すべき組織を設置すべきことを奨励せり。其後一年、別に國民體育に關する委員會組織せられ、各方面の人士を網羅し、英國國民身體の缺陷、其原因等に就て調査することゝなれり。斯く一方には、調査の會合あり、一方には、實地の施設をなし、漸次普及することゝなれり。

米國に於ては、一八五五年、紐育に於て、職工學校生徒有志の爲に、辨當を支

給せるを始とす。市學務監督マクスウエル、小學校兒童の爲に辨當を支給すべきことを奨励し、一九〇八年以降、市當局及有志は、一層力を盡して、之が奨勵をなすに至れり。而して、費府、市、俄古、其他の市に於ても、漸次、之を實施することゝなれり。

以上の外歐洲各國に於て、此運動漸次普及するに至り、國によりては、法律を設け、或は自治團體の設營とし、或は社會有志の問題として、之を取扱ひ、次第に、之を實施するもの多きに至れりと云ふ。

二、外國に於ける學童の生活狀態　歐米の如き生活程度高き國にありては、貧富の懸隔甚しく、其範圍廣く、且其極貧なる者は、我國などに存せざる程度のものであるべし。從て、學童營養問題の起るも、蓋し偶然に非ざるを知らざるべからず。以下述ぶる調査は、歐米に於ける學童の生活狀態を知るに足るべき資料の一端なり。而して此種の調査は、各都市に於てなされたるもの尠きに非ずと雖ども、一々之れを掲ぐるの煩を省き、二三の調査を借りて、例示することゝせん。

米國の例を擧げんに、一九〇四年、ロバート、ハンターの調査によれば、紐育のみにて、六七千の兒童は、飢えて、規定の仕事をなすに不適當なりと。又ジョン、スバルゴの一九〇六年發表したる調査は、十六校一二八〇〇人の學童の朝食に就て調査したるものなるが、其方法は、教師及其担任學級兒童につき朝食を喫し來りしかを問ひ、又朝食を喫し來りし者につきは、朝食の良否を判別し、牛乳、卵、肉、魚、肉、穀物、バター、ジャム、果物の何れをも有せざる者をして不十分なる者とせり。即ち單に珈琲又茶か、或はパン、菓子、漬物のみなるか、之等と茶、珈琲のみをとれるに過ぎざるものを不十分なる朝食者として、斯様の朝食をなせる兒童を校長に報告せり。但成べく、一時的、偶然的朝食を喫せざる者を判別し、之を缺食者とせざることに注意せり。此調査の結果は、一二八〇〇人中、九八七人即ち八%は、朝食を喫せず、一九六〇人即ち一五%は、不十分なる朝食をとれる者にして、合計二二%は、營養不良兒童なり。同氏の畫辨當に關する調査は、晝食を喫せざる爲、歸宅せず、運動場に殘れる兒童につき調査せるものなるが、精密なる結果を得ざりしかど、兒童中一

〇%乃至二〇%は、若干錢を有し、何物かを購求するものなることを知れり、次に購求する物につきて調査せしが、鹽漬パン類等にして、中には、賭事に其金を用ふる男兒童あることを發見せり。

レクステツカ一の、一九〇六年紐育に於ける調査によれば、職工學校一二、其生徒數一〇七〇七人中、朝食をとらざる者四三九人、珈琲又は珈琲とパンのみをとる者九九八人、貧血一三%、適當なる食物をとれる者僅に一八%に過ぎざりしと。

一九〇七年、紐育に於て學童保健委員の調査によれば、標準兒一四〇〇人中一四五人は、營養不良の徵候顯著なりしかば、その兒童の家庭に就きて調査せるに、何れも營養不十分なりき、而して、其後數ヶ月、九九〇人に就き、再調査をなせしが、一二八人即ち一三%は、營養不良の爲に苦しめるを發見せり。

一九〇九年、ドクトル、マザイ、ステルの紐育東部貧民の兒童一〇〇〇人(六歳—一二歳)につき調査したる際、四〇〇人は營養不良なりき。又一九一〇年、同市學校食事委員の調査によれば、市の下層社會の兒童を收容せる二校、



二一五〇人中二八三人即ち一三%は、營養不良にして、標準體重より九封度  
少かりしと。

市俄古に於ける、一九〇五年の調査によれば、五校五一三〇人中、食事の不  
十分なるもの一五八六人即ち三一%あり。一九〇八年の調査によれば、一  
二校一〇〇九〇人中、營養不良甚しきもの八二五人、粗食者三五三計一七  
三即ち一二%は、營養の不十分なるものなり。同年同市に於ては、又別に左  
の如き調査をなせり。

幼稚園	粗食率
幼稚園	●七〇
小學一年	一五・五
同二年	一四・〇
同三年	一一・〇
同四年	一〇・〇
同五年	九・〇
計	八・五

同五年以上

八五

六〇

計

一一七八

一二〇

獨國に於ては、七四市五〇〇〇〇の兒童に就き調査したるものあり。

而して其市は、地方の模式たる意義に於て、人口五萬より少く、主として人口  
一萬乃至二萬の市を選択せり。此調査によれば、

朝食

八〇% 珈琲のみ 多くパンなし。

一〇% 牛乳 牛乳及パンを用ふ。

五% 茶、コ、ア、パン

九% スープ、卵

一% 朝食を缺く。或市にては八%以上朝食を缺く。

晝食

多數 家庭又は學校にて、温き食事をとる。

五% 冬季も、冷き食事をなすものにして、工業地に特に著し。

夕食

半数 温き食事をとる。

一% 夕食を缺く。

其他此調査につき、注意すべき事項を挙げれば、二三市を通じ、二%の児童は、何等かの形式に於て、朝食に酒を用ひつゝあり。又四〇市、四%の児童は、晝食に、三六市、五二%の児童は、夕食に、酒を用ふるが故に、通計一八二九九人は、酒を用ひ居れること之なり。

又同國に於て、教師の調査によれば、其調査不十分なれど、一七〇〇〇〇の児童中、良食と認むべき者一二%、之に次ぎ普通なる者二三%、不良なる者五%あり。醫師の調査したるものによれば、二二市、二七四四〇の児童中、一四二二即ち四二%は、十分なる食物をとり、一三八二五即ち五〇%は普通、二一九五即ち八%は、不良なりと。

児童の粗食、營養不良は、父兄の收入と關係す。此點につき、チャビンの紐育市に於ける勞働者家族の生活標準に關する調査あり。左の如し。

歳入	家族	粗食	率
四〇〇—五九九	二五	一九	七六
六〇〇—七九九	一五一	四八	三二
八〇〇—八九九	七三	一六	二二
九〇〇—一〇九九	九四	八	九
一一〇〇以上	四八	〇	〇
計	三九一	九一	二三二

粗食児童の父兄の歳入に就き、一九〇九年、紐育學校辨當委員の調査によれば、粗食者二六二の場合、中一〇六即ち六九%は家庭の收入八二五弗以下にして、細別すれば、左表の如し。

歳入	數	率
八二五弗 以上	三三	三一
五〇〇—八〇〇	三八	三六
四〇〇—五〇〇	一一	一〇

四〇〇弗 以下

二四

二三

計

一〇六

一〇〇

而して此等の兒童中二六三の中九三%は、毎日朝食に茶若は珈琲のみを用ひ、四〇%は、一日二食にして、茶珈琲パンを食したるのみにて、夕食を待てり。一〇%は、母は家庭外に労働するため、内に晝食の用意なく、二三%は、家に晝食なき爲、他につきて何物をか購求し、三八%は、晝食の用意なく、しかも錢なき時は晝食をとらず、六八%は、通じて、晝夜なきを例とす。

家屋の室數も亦貧困状態を現はすものなるが、二一七の粗食家族につきて調査したるもの左の如し。

	家	率
一室一人より少きもの	一七	八
一室一—一五人	四七	二二
一室一五—二	六三	二八
一室二—二五	三九	一八

一室二五—三  
一室三人以上

三八  
一三

一八  
六

計

二一七

二〇〇

即ち四一%は、一室二人以上の割なり。而して室數としては、臺所をも算入せしが故に、寢室には尙多數の人員を入ることゝなるべし。

獨逸に於て、粗食甚しき者の原因に就き、醫師、教師有志者協力し、營養不良者二三〇〇〇人に就き、調査したるものによれば、一久しきに互る貧困者、  
 一、一家の生活を支持する者の病氣。 二、同上死亡。 三、失業。 四、失職。 五、家族過多。  
 六、少年労働。 七、母の戶外就業。 八、兩親の怠惰、亂醉。 九、兒童の早食、過食、病氣。 一〇、通學距離過度。 一一、雜。 例へば不慮の災難、母を失ふ等の十一項とし、之に對する場合を擧ぐるに左の如し。

項	場合數	率
一、貧困(二項 六項)	一四七二五	六二
二、雜	二七八六	一一

三、食慾缺乏	二九〇九	一一
四、母の外勤	一六五三	七
五、怠慢	一〇九三	五
六、通學遠距離	四四六	二
計	二三六一二	九九

以上の事實によりて見るに、假令貧困なるに非ずとも、妄りに無益の間食をなさしめ、爲に胃腸を損ひ、遂に食慾を失ふに至らしめ、或は所謂夫婦共稼をなすため、知らず、識らず、子女の營養を不良ならしめ、或は通學距離遠きに失して、惡結果を生ずる等の場合、何れの學校にも存するやも計り難し。

三、營養不良 營養不良とは、身體の組織を構成するに必要な養分、機能に勢力と生氣とを附與するに必要な養分を得ると能はざる場合に生ずる身體上の状態なり。而して、養分を得ることを得ざる原因には、養分たるべき食物を與へられざる場合、之を與ふるも、之を身體の組織及勢力に變化する機關に障害ある場合、又は過度の使用によりて組織を破壊する場合等

あるべし。尙細別すれば、一、食物の量及質に於て不十分不適當なること。二、消化不良、例へば早食、咀嚼不十分、飲料過多、茶、咖啡、酒などの刺激性の飲料を用ふるに原因するもの。三、淋巴腺組織の障害、特に結核性のもの。四、酸化不十分、例へば不潔の空氣を呼吸し、呼吸機關に障害あり、又は姿勢、帶の結方宜しからず、運動不足なる爲、十分空氣を呼吸するを得ざる場合。五、睡眠不足。六、過勞。七、發熱甚しき病に罹れる後などは、營養不良の原因たるべきものなりとす。

營養不良の状態にある者は、其心的活動は、生氣を缺き、疲勞速に、落付なく、注意散漫、持續力缺如するに至り、其體的方面に於ては、同じく生氣を缺き、抵抗力尠きが故に、病に罹り易く、些細の障害に遭ふも、恢復力遲鈍に、成長發達中の者は、成長發達阻止せらるゝことゝなるべし。

身長及體重の標準は、人種及氣候によりて異れど、營養の良否を測定する上に、簡單にして確實なる標準たりとす。概して、恒久的營養不良兒童は、身長、體重、握力等一切不十分となり、一時的營養不良兒童は、身長と體重との比

不十分なりとす。

一九〇七年ドクトル、レズリ、マツケンジ、及キャブテリン、フォスター二氏は、グラスゴーに於て、大規模かつ精密なる研究をなせり。即ち同市の殆んど全児童五歳より十五歳に至る迄の児童に就き、七二八〇〇の場合を調査せり。而して此調査の特徴は、児童を其住家の室數に應じて四類に分てること之なり。之によれば、室數に應じて、児童の身長及體重、各左の如し。

室數	平均體重(封度)	平均身長(吋)
一	五二〇(六、二四)	四六、五(三、八八三)
二	五五、五(六、六六)	四八、九(四、〇八三)
三	六〇、〇(七、二〇)	五〇、四(四、二〇八)
四	六四、九(七、八〇八)	五一、五(四、二九九)

貧血も亦營養不良に伴ひて生ず。倫敦の貧民窟に於て、七一六の場合を調査せる際、其中營養不良者中の九三%普通なる者の中八九%良好なる者の中五九%は貧血なりしとの事實によりて見るも、營養不良者中には、貧血

多きを知るべく、又ドクトル、ガストバーの八〇〇〇の場合を調査せる結果によれば、營養可良者二〇〇〇人には、貧血〇%普通の者四〇〇〇人には貧血三四%不良の者二〇〇〇人には貧血四九%ありしと云ふ。又前同様の事實を現すことを見るべし。

ドクトル、ブラオン、リツチーは、マンチエスター市に於て、六四一の異常兒を調査せるに、三二五は營養不良者たり、一一一は實に其度の甚しき者たり、即ち異常兒全體の六八%は營養不良なりしと云ふ。又一三九六人の児童中、一七四即一二%は營養不良にして、進級したる者の中に、九%落第生中の二五%は營養不良なりしと。一九〇八年、紐育に於て、一〇一二の異常兒中六〇%は營養不良者なりし等の事實によりて見るも、異常兒低能兒等には營養不良なるもの多きことを知ることを得べし。

ドクトル、ガストバーの營養不良と病人との關係を調査したる結果も亦留意すべし。氏は、八〇〇〇人につきて調査し、營養状態によりて之を五類に分類し、疾病ある者の最大率は、營養不十分、貧血質のものなることを結論

せり。今各病別数を省略し、其計及比を擧ぐれば左の如し。

種 類	疾病者人員	検査人員	百分比
營養可良	三六五	一〇八四	一八
同 普 通	一〇三九	二六二五	三九
同普通、貧血	六二七	一三八五	四五
同 不 良	六四四	一〇四五	六二
同不良、貧血	七八五	九六八	七九
	三四六〇	八〇三七	四三

四、營養状態に基く兒童の分類、營養状態を標準として、兒童を分類することは、最近學者の研究問題たり。或學者は、之を五種に分類して、優、良、可、弱、不良とせり。而して、斯る判断をなすの基本は、大體に於て、身體及體重を以て成長發達の表徴と見、筋肉及外部的組織の特質を全身營養の表徴とし、血色を以て血液循環の表徴とせんとするものなり。例へば、ドクトル、ホガルトの用義によれば、優は、體軀健全偉大筋肉の發育優秀、血色良好なる者にし

て、良は、體軀十分に發達し、筋肉の發達も良好に、血色淡紅色を帶べる者を稱し、可は、普通のものたり、弱は、短身矮軀發達阻止せられ、筋肉軟弱、血色黃白、不良は、歪形、甚軟弱、蒼白なる者を云ふ。

ガストバーは、個人毎に、身長及體重を測定し、顔面、筋肉、皮膚、粘膜、眼及髮等につき、營養上關係ある表徴を調査し、又齒の障害、アデノイド、貧血等、營養に關係ある疾病をも調査し、同一年齡別に、兒童を分類して、一良、二普通、三普通にして貧血、四弱、五弱にして貧血の五類とせり。

獨逸に於て、六八市、一七〇〇〇人に就きて調査したるものは、兒童を可良、普通、不良の三種に別ち、教師と醫師との見る所を異にすること、左の如し。

	可良	普通	不良
教師側	七三%	二二%	五%
醫師側	四二	五〇	八

五、兒童と食物 蛋白質、炭水化物及脂肪の食物の要素として、重要なるものなることは、茲に云ふを要せず。而して、兒童は若し單に大人の小なるも

のとせば、其小なるに比例し、一定の分量を攝取すれば可なれど、兒童は成長發達の途中にあるが故に、其成長發達に應ずるには、率に於て、大人よりも、多くの分量を攝取せざるべからず、尙又一般に兒童は、活動も旺盛なるが故に、其消費したる熱量を補充せんが爲に、大人よりも率に於て、多くの食物をとらざるべからず。之れ特に、兒童にとりて食物の大切なる所以なりとす。

兒童の食物は、所要量何程を以て適當とすべきか。歐米に於ける學者の所説多少區々なるが如し。或者は、大人平均體量七〇キログラム、又は一五〇封度として、蛋白質の所要量六〇—一五瓦なるべし。而して兒童は、發達年齢に應じて所要量異れど、概して、大人の四分の五を要し、又炭水化物に就ては、大人よりも四分の一乃至二分の一多きを要すとせり。ブライアントは十歳の兒童體量平均二七—二八キログラムの學校に於ける食物の標準として左表を掲げて比較せり。

一 トンジツヒ	脂肪	蛋白質	炭水化物	熱量	一キログラムと熱量	一キログラムと蛋白質
二三	四八	二八二	一五三一	五六	一、七	

二 フリスマン	四一	六〇	二二五	一五四〇	五五	二、一
四 クローレ	五七	六八	二八八	一五四〇	五五	二、一
四十五 専門家平均	四〇	六〇	二五〇	一六〇〇	五八	二、〇

(一は伊太利、程度下。二は瑞西、程度中。三は英、程度上。)

普通十歳の兒童體重六十封度は、蛋白質六〇瓦、脂肪四〇瓦、炭水化物二五〇瓦、計三五〇瓦、熱量一六〇〇カロリを以て適當なりと云へり。

以上は、歐米に於ける所説なり。本邦兒童は、其體重に於て、十歳の兒童は平均男六貫一〇匁、女五貫八九〇匁(文部省統計)にして、六〇封度即ち七貫二〇〇匁と比すれば、大なる差異あるが故に、無論食物の量に於て、尠かるべきは云ふを要せず。本邦に於ても、食物に關し學者の研究の世に公にせらるゝもの存すれど、吾人の寡聞なる、特に兒童の食物を對象とし、其年齢に應じて、的確なる標準に就きての研究の存するを聞かず。希くは、斯種研究の續々専門家によりて公にせられんことを。

六、學校に於ける食事 營養上の所要量定りても、更に適宜之を三食に配

分して、如何なる食料を用ひ、如何なる配合、如何なる料理法によるべきか。換言せば、献立料理法等の研究は、營養上重要なる問題たるべし。而して、家庭に於ける食事として、此等の問題を研究すると、學校食事問題として、之を研究するとは、同一なるものに非ずして、學校食事としては、原則上、家庭食事に於ける不十分不備なる點を補充することを努めざるべからざるが故に、歐米に於ける學校食事は、成べく、家庭に於て調べ難き肉類を供給し、蛋白質及脂肪を多からしめんことを旨とするが如し。今學校食事の朝晝夕三食に要する養分に就きて研究せられたるものを例示すれば、左の如し。

平均二七—二八キログラムの兒童の所要量  
イリスマン案

成分	朝			晝			夕			計
	蛋白質	脂肪	炭水化物	蛋白質	脂肪	炭水化物	蛋白質	脂肪	炭水化物	
蛋白質	一三五	一〇瓦	三七瓦	四〇	二六	一〇〇	七	五	九八	六〇
脂肪										四一
炭水化物										二三五

成分	朝	晝	夕	計
蛋白質	一三	三六	一五	六四
脂肪	一二	二六	一二	五〇
炭水化物	三七	一〇四	四五	一八六
カロリー	二八五	七九四	四六五	一五四四

成分	朝	晝	夕	計
蛋白質	一九	二九	二〇	六八
脂肪	二〇	一八	一九	五七
炭水化物	八六	一五四	四八	二八八
カロリー	三〇八	七九四	三四八	一四五〇

元來各兒の食物は、理想的に云へば其兒童の年齢、活動の狀態等に比例せ



ざるべからず。而して又各兒家庭の貧富に應じて、學校食事は、各其缺陷を補充せざるべからず。今朝食及晝食を學校に於てなさしめ、不十分なる夜食を家庭になさしむるものとして、良家の食事と同一の滋養量を攝取せしめんが爲には、學校食事は、三食左の如き配分(百分比)をなすべしと。表中家庭食事の配分量は、カップ案にして、學校食事は、ブライアント案なり。

	蛋白質		脂肪		炭水化物		カロリ	
	家庭	學校	家庭	學校	家庭	學校	家庭	學校
朝食	一〇	二三	一〇	二九	二〇	二三	二〇	二五
晝食	四〇	五五	五〇	四八	四〇	五〇	四六	五〇
夕食	五〇	二二	四〇	二三	四〇	二七	三四	二五
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

獻立につきては述ぶることを略す。

七 學校食事供給の方法 學校食事に要する費用は、全く公費を以て支辨し、特に之が爲に基本金を設くるあり。或は一部は公費、一部は父兄の負擔

とするあり。或は實費を以て安價に辨當を販賣するあり、其支出法、經營者によりて同じからず。

供給の設備に就きては、市内一定の場所に割烹場を設け、數學校に供給する組織をなすものあり。或は、學校内に割烹場を附設し、其學校の専有たらしむるあり。之れ亦區々なるが如し。

割烹の方法に就きては、適當なる監督の下に、全く料理人をして行はしむるあり。或は上級生をして干與せしめ、辨當支給に兼ねるに、割烹の練習をなさしめんとするあり。當事者の考によりて、其方法を異にせり。

其他細なる點につきては、元より設營者によりて異なるものあるは云ふを要せず。

八 學校食事と其結果 學校に於て、食事を供給すとせば、如何なる効果あるべきか。之れが例として、一九一〇—一九一一年、費府に於て行ひたる二回の實驗を述べん。其第一回の實驗は、二校三六二人の兒童中、一一四人は、屢々三錢辨當を購入し、二四八人は全く學校辨當を食せざるものにつき、六

ヶ月後に於て、身長、體重等の増加したる數を比較したるものなり。即ち左表の如し。

	體重	身長	握力	肺量
一	三四 <sub>時</sub>	一三六 <sub>時</sub>	四一八 <sub>時</sub>	一二五 <sub>立方</sub>
二	四八人	三二一	一〇七	三四三
三	二四八人	三二一	一〇七	一〇四七
差	〇、二三	〇、二九	〇、七五	二、〇九

第二回の實驗は、貧困の爲、營養不良なる者八〇人を選択し、之を二分し、三ヶ月に互り、一部は約五五回食物を給し、一部は給せずして、其結果を試験したるに、左の結果を得たりと云ふ。

	體重	身長	握力	肺量
被給與者	一七八 <sub>時</sub>	〇、九〇 <sub>時</sub>	三一九 <sub>時</sub>	一一九六 <sub>立方</sub>
不然者	〇、八〇	〇、六八	四、一三	五、四〇
差	〇、九八	〇、二二	〇、九四	六、五六

前二表の差は學校食事にによりて、實に兒童の取得したる發育の差なりと

す。尙該二組の二ヶ月後に於ける學業及操行の得點も異れりとして、表示する所によれば、左の如し。

	學業		操行	
	前	後	前	後
被給與者	六四、〇	七〇、一	九、五	六九、四
不然者	六四、五	六九、二	七、二	七四、二
差				
被給與者	六四、〇	七〇、一	九、五	六九、四
不然者	六四、五	六九、二	七、二	七四、二
差				

右は、如何なる方法によりて採點したるかを審にせず、且如何なる點迄、信憑すべきか、不明なりと雖ども、斯る實驗も存するとを紹介せんが爲に之を擧ぐることにせり。

九、結尾 從來、海外文明國に於ては、學校に於て辨當を支給し居れりとは、屢々洋行土産談として、紹介せられたれど、其詳細を紹介する者なく、從て歐米に於ける該問題の發達を知るに由なき憾なきに非ざりき。余は、教育の實際保健號の發行せらるゝに際し、Louise Stevens Bryant: School Feeding に據りて該問題の梗概を述ぶることとせり。余は、營養學に就きては門外漢な

れば、營養に關する記述中、或は不十分なる點、誤謬の點あらば、識者の是正を請はんと欲す。

本邦學校に於ては、或特種の地方を除く外は、恐くは、營養不良の兒童海外の如く多數存せざるべしと想像す。又特種の學校を除き、一般學校に於ては、朝食を缺かざるべからざる學童の數も、恐くは、海外の如く多數ならざるべしと雖ども、營養状態を顧慮せずして、普通兒に課すべき程度の學習を強制し、其成績の擧らざる原因を他に嫁せんとするが如き、ことなきか、或は或種の兒童に對しては、體操科は寧ろ無効よりも、一層有害なるが如きことなきか。とにかく、學童の營養状態は、今日よりも、一層専門的研究を待ちて、解決せらるべきもの存すべしと信ず。

滋養に富める食物と云へば、直に牛乳、牛肉などを用ひんとする流の獻立により、學童の營養問題を解決せんことを考ふとせば、その可否は別問題とし、百年の後と雖ども、村落兒童に對しては、實行せらるゝの機、恐らくは、なかるべし。こゝに於てか、本邦は本邦として、特種の研究を有せざるべからず。

要するに、我現状に於ては、遺憾ながら、營養と學童の發育、營養と學習等に關しては、極て漠然たる經驗的材料の僅に存する外、眞に研究と認むべきものなしと云ふも、過言にあらざるべし。従てその救濟法のごとき、特種貧民學校を除けば、殆んどこれを講究實施するものなきがごとし。學校衛生上、重要問題として、吾人の閉却すべからざるものなりとす。

### 九 教育上缺陷の見方

近時教育界に於て、教育上缺陷と認むべき點を擧げ、之に對する救濟法を講究し、以て斯道の發達に資せんとするあるは、喜ぶべき事なりと雖ども、所謂缺陷と稱するものも、如何なる見地に於て、しか認むべきものなるか、先づ其見地を明にするに非ざれば、甲の缺陷とする所、乙にとりては、必ずしも、しからず。又其救濟法と稱するものも、輕重緩急、異なるに至るべし。從來屢々現代教育の缺陷如何との問を受けたることもありしが、余は、其都度、斯る漠然たる問に對し、如何に答へなば、果して、其人を満足せしむるに足るべきか。

其人は、如何なる見地に立ちて、此問を發せるやを明にせざる爲的確なる答をなすを得ざるを憾とせり。

余は、今茲に缺陷には、種々の見方の存することに就て、一言せんと欲す。理想より見れば現實は缺陷に盈てり。獨り教育に限らず、如何なる方面に於ても、或理想ありとせば、其理想に達せざるものに、缺陷ありとせざるべからず。しかるに、理想なる者は、現實に伴ふ影の如く、我一步進めば彼も亦一步前進し、或發達進歩の段階には、夫々未達の理想界あるべきが故に、理想の目より見れば、現實は、結局常に缺陷に盈てる事となるべし。此意義に於ては、缺陷は永久消滅するものに非ざるべし。而して、其缺陷の種類と價值とは、其時代、國及人々の描ける理想の種類高下によりて批判せられざるべからず。

此意義に於て、缺陷を認め、現在に満足せず、常に理想を追ひて前進せんか、個人としては、自己の人格を完成し、向上發展の努力を生じ、國民としては、其國運を發展せしめ、人としては、社會の安寧幸福を増進することとなるべし。

主義を異にすれば他主義のものに缺陷あり。世に新らしき女と稱する者あり。此等の人々の目より見れば、女子舊來の習慣、其教育の如きは皆悉く缺陷に非ざるはなかるべし。又封建時代に養成せられたる婦人より見れば、明治大正の新教育を受けたる女子の長所も、缺陷と見ゆべく、況んや新しき女に對しては、嘔吐を禁ずる能はざる感あるべし。二者は婦人に對し、根本的に其見解を異にせる者なり。相互の目に映ずる缺陷は、其眼鏡の色を異にするに因る。

實業家の目より見れば、今日の教育は尙一層實利的、實際的なるべきを要求すべく、人格主義の人より見れば、實利實益を重んぜざるを以て、必ずしも、缺陷とせざるべし。又科學者は、或は哲學的思辨を無益のこととなすべく、哲學者は、思辨の重んずべきを云はん。人は人生に對する見解を異にし、學問を異にし、主義主張趣味等を異にすれば、自己と傾向を同じくせざる他人のなす所を以て缺陷となすことなきに非ず。

技術家は、動もすれば、他流の人のなす所を缺陷と認むる傾なきに非ず。

學校に於ける技能教授に於て、甲教員は乙教員の教授を評して、一種の癖ありと云ひ、乙は又甲を評して癖ありと云ひ、技能科教員の交迭ある毎に、新任者は前任者の與へたる癖を矯正せざるべからずといふを常套とす。癖とは或缺陷なり。余輩は曾て云へり。何れの學校も、皆此の如しとせば、技能科の教員は、癖を兒童生徒に授け、新任者は之を矯正して、又新に癖を傳へ、後任者亦此の如くし、兒童及生徒は、何れの時か、眞の技能を授けらるゝかと。流儀を異にすれば、斯の如く、他のなす所を缺陷とするの弊なきに非ず。

以上の場合に於ける缺陷は、果して眞の缺陷なりや否や。之を決せんとせば、宜しく第三者の公平なる批判に待つ所なかるべからず。又通理通論の示す所に従はざるべからず。

燈臺下暗くして缺陷よばりする者あり。例へば、教育上、或施設の既に自己の府縣郡等に行はるゝを知らずして、偶々他府縣を視察し、その目に映じたる施設に感服し、新に其施設を移して、以て其府縣郡等の缺陷を補はんとするものなきに非ず。又海外を視察して歸朝する者、其始め自國にあるや、

多く國內教育の實際を視察したることなかりしが、或は教育に對しては、門外漢なりしたため、既に或事項の國內に於ても、施設せらるゝを知らず、海外に至りて初めて之を見聞し、之を移して、以て自國教育の缺陷を補はんとする者なきに非ざるべし。此の如きは、燈臺下暗きための缺陷にして、缺陷必ずしも缺陷に非ざるなり。

妄に共通網羅を旨として缺陷と稱する事あり。學校の施設經營、教育の方法等は、必ずしも、共通劃一なるべきものに非ず。その土地の事情、學校の性質等に應じて、異らざるべからず。近時動もすれば、自己の事情を深く顧慮せずして、他地方に行はるゝ一切の事項を網羅することに努め、他の地方に實施せらるゝことを行はざるを以て、自己の缺陷なるかの如く思惟するものなきに非ず。此に於て、村落小學校は、徒に都市小學校の施設を模倣し、優良兒に對する教育法を、優劣混淆の兒童に適用する等の弊を生ずるに至る。

他に存する事、自己に存せずとも、必ずしも缺陷に非ず。用なきものは、之

を行はざるこそ、至當なるべく、單に、其種類の尠きを遺憾なるものゝ如く思惟し、事實用なきことをも網羅せんとするあらば、之れ却て缺陷なりと云ふべし。

自己の缺陷を共通の缺陷と思惟する者あり。教育上或進歩の域に達したる甲地方に於ては、當然なすべき事として既に、實施せるにも拘らず、進歩の遅れたる乙地方に於ては、まづ之を實施せざるとなきに非ず。斯る場合に於て、乙地方は、現代教育の進歩に照し、當然なざるべからざる缺陷を有せり。而して、其缺陷たる、現代通有の缺陷に非ず、自己の不進歩に基づくものにして、二者は其種類を異にせり。しかるに、動もすれば、之を混同し、乙地方の程度にある者、其缺陷を、恰も現代教育通有の缺陷なるかの如く考ふることなきに非ず。缺陷を缺陷として考へ、これが救済法を講ずるは、何れの意義に於てすとも、可なる如しと雖ども、明瞭に自己の立場を了解して、しかる後救済法を講ずるは、尙更に可なりとすべし。

知らざるは缺陷か、知つて行はざるは缺陷か、行ふも徹底せざるは缺陷か。

教育上の新方法と稱するもの、日に月に唱道せらるゝ種類尠しとせず。之を知るは知らざるに勝れりと雖ども、單に知れるの故を以て、缺陷なしと云ふべからず。其人の位置場合等によりては、必ずしも、知らずとも可なることもあるべし。

又知れることなりとも、必ずしも行ふの要なきこともあるべし。知れることは、何事もこれを行はざるべからずとするは非なり。新主義新傾向と世間の稱するものは、何につけても、早く之を知り、事情の如何を問はず、之行はざるは、缺陷なるかの如くに思惟するものあるは、吾人の見る所を以てせば、誤れりと云はざるべからず。斯く誤れる意義に於て、缺陷と數へらるるものも存せざるか。

既に知り、既に行ふべきものとして、實行し、其結果に於て徹底せずとせば、其事の行ふべきものたる限り、之れ明に缺陷なり。しかも、救済上大に力を盡すべきの缺陷なりとすべし。しかるに、世人は往々知らざるを責め、知つて行はざるを咎むれど、行ふて徹底せざる點に、大なる缺陷の存することを

顧慮せざることをなさに非ざるか。例へば、新主義新方法などの唱道せらるるとせば、逸早くその傾向に投合して、調査研究物と稱するもの出づ。之れ知れるを證し之を行はんことを示すものなれど、未だ行ひたるに非ざれば、一種の案たるに過ぎざるなり。もとより、其調査研究に對しても、缺陷の有無を詮索すること必要なれど、調査研究物と稱する書類あれば、往々にして、教育の効果を收得したるか如く、思惟する傾なさに非ざるなきか。抑も知るは頭なり。知つて、行ふべきを行ふは胴なり。行ふて徹底するは尾なり。首尾連絡貫通したるものゝ上に、初て缺陷の有無を詮索するを至當なりとなすべく、頭胴のみに就て、なすべきに非ず。

恒久不變的方面と進歩變化的方面とを區別して缺陷を明にせよ。教育には恒久不變的方面と進歩變化的方面との二面あり。例へば、我國體を尊重し、國民性の特色を維持せざるべからざるが如き教育は、時代に關せず、永久に之を行ふべきものにして、恒久不變的ならざるべからずと信ず、此方面に於ては、教育は保守的ならざるべからず。保守的なるは、此場合缺陷に非

ずして常態なりとすべし。

しかるに、一方には、時勢の進運、學術の進歩に伴ひ、教育の施設方法等、日に新なるものなかるべからず、此方面に於て、教育は變化的なるべく、變化せざる教育には、缺陷ありと云はざるべからず。

こゝに注意を要するは、教育の事業は、假令變化を加ふとしても、初學者の文章を作成するが如く、意に満たざる點を、容易に抹削改竄するが如くなすことを得べきに非ず。又子供の折紙細工の如く、幾度も疊直すことを得べきものにも非ず。眞劍勝負に於て、刀を動かす以上は、彼を切るか、我切らるかの結果となるを思へば、容易に刀を動かすことを得ざると同じく、確實に其結果を見込み、人の子を賊ふ恐なきこと明瞭なるに非ざる限り、輕卒に變化を加ふことを得べきものに非ざるなり。

現時缺陷と稱する中に、單に進歩的方面の一面にのみ注目し、又變化を加ふるに當り、慎重を缺くの嫌なきに非ざるか。單に言論を以て社會に立つ者は、直接實行の結果に對する責任を負ふとなきが故に、自由に、放膽に、各種

の論議をなすことを得べしと雖ども、實行の責任を負ふ者は、其影響直に人の子に及ぶが故に眞に時勢の要求と認め、又是以上の定説の存するに非ざる限り、速に新に就き、舊を捨て、變化を加ふべき者に非ず。一外國博士の論議あれば、本邦數十年の經驗實驗も、何等の價值なく、悉く缺陷なるかの如く思惟する者あるに至りては、邦國教育の幸とする所に非ざるなり。

以上缺陷の見方につき種々の見地の存することを云へり。尙他にも存するなるべし。而して前にも云へるが如く、見方によりては、缺陷必ずしも缺陷に非ず。缺陷とすること、却て缺陷なることなきに非ざるべし。しかば如何なる意義に於て缺陷を見、之を救済するを可とすべきか。吾人實行者のとるべき見地に就て一言せん。

吾人は、言論の方面に於ては、何人も自己の思惟する立場より、各種の缺陷につきて論議するを妨げずと雖ども、實行の方面、即ち國家教育の主義方針の下にあり、法の範圍に於て、人の子を實地に教育する任に在る小學教師たるものは、近きより出發し、必ずしも多きを求めず、先づ自己の職責上、密接の

關係ある範圍に於て、其缺陷とする點を發見し、之が救済に努力する所あり、漸次其他に及ばんとを望む。而して此意義より見、左の數條は、缺陷の有無を反省すべき主要條目なりとす。

- 一、教育勅語の御旨趣を了解し、其御旨趣を達する方法と努力とに於て缺くる所なきか。
- 二、現行法の範圍に於て、なすべきことをなしたるか。其實行の結果、現行法の不備不完と認むべき點なきか。
- 三、各種の施設に關し、廣く自他を比較したるか、他に於ける施設の由來、及其實行上の經過等を明にし、自己の事情に照合し、採るべきものなきか。
- 四、教育の救済方法に關することは、教師の自由なれば、成べく、日新の方法を採るを可とすべし。されど、之をとるに當り、定説たるを確め、其効果あるを證する實驗又は經驗の存する事明に、或は之あることを豫想するに足り、又從來自己のとれる方法との利害を比較する等、十分に考慮をなさんことを肝要なりとす。斯く考慮を用ひ、比較討究したる後に、

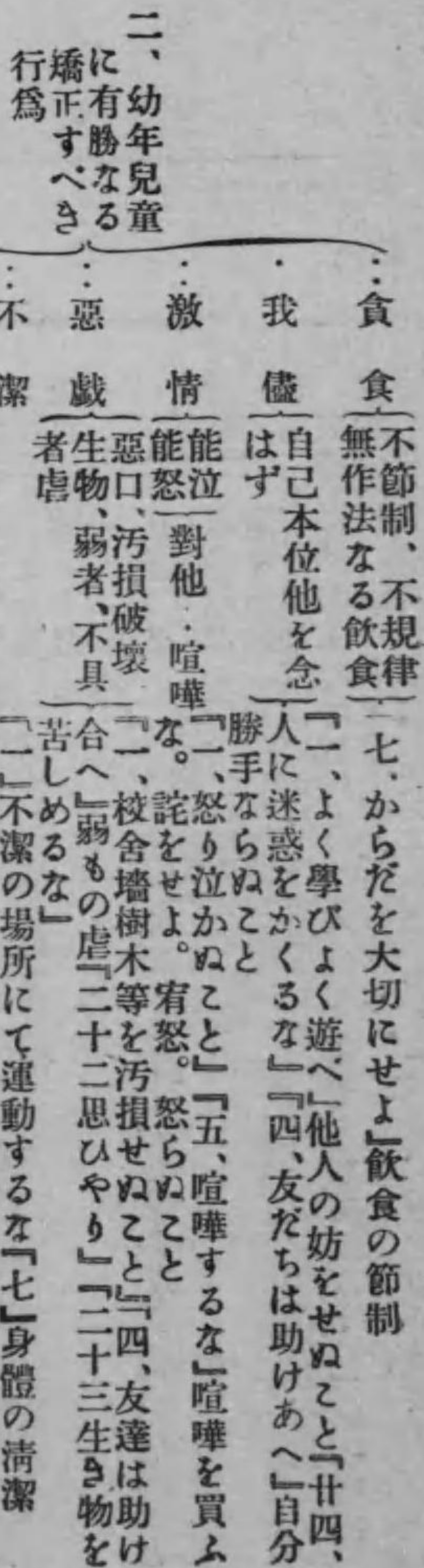
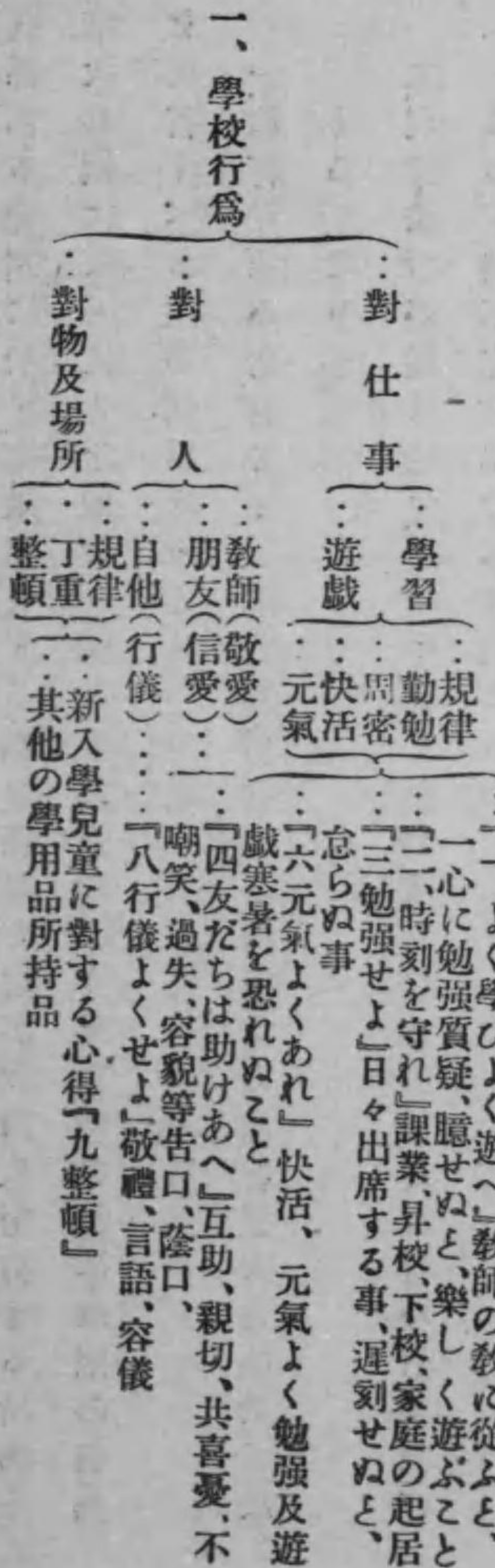


救済を要する缺陷なきに非ざるか。

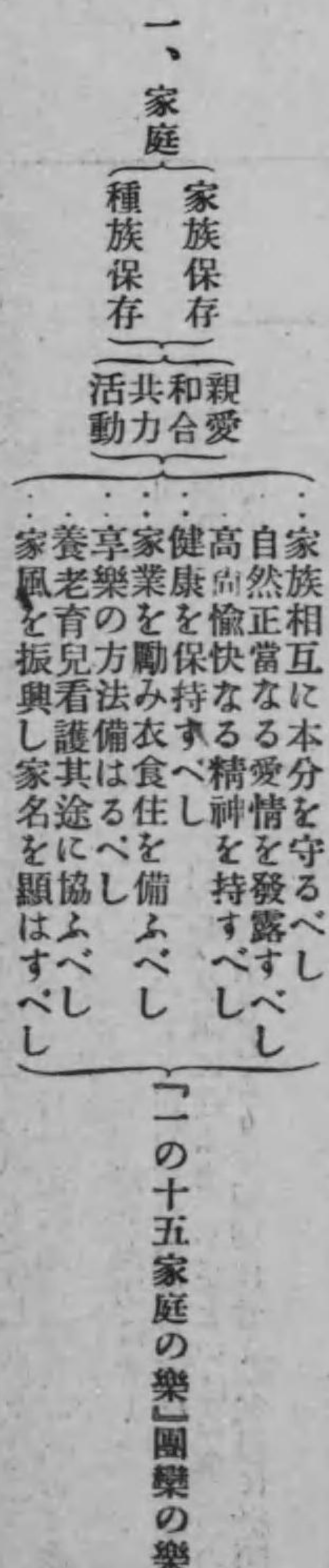
五、教育の効果擧らずとなすは、如何なる點か。斯る點ありとせば、之れ方法の罪か。運用宜しきを得ざるのためか。或は努力足らざるの故か。直に其方法を捨つるよりも、先づ、其他の點に於て考察するの要なきか。

### 一〇 修身科教材義務及徳の分類

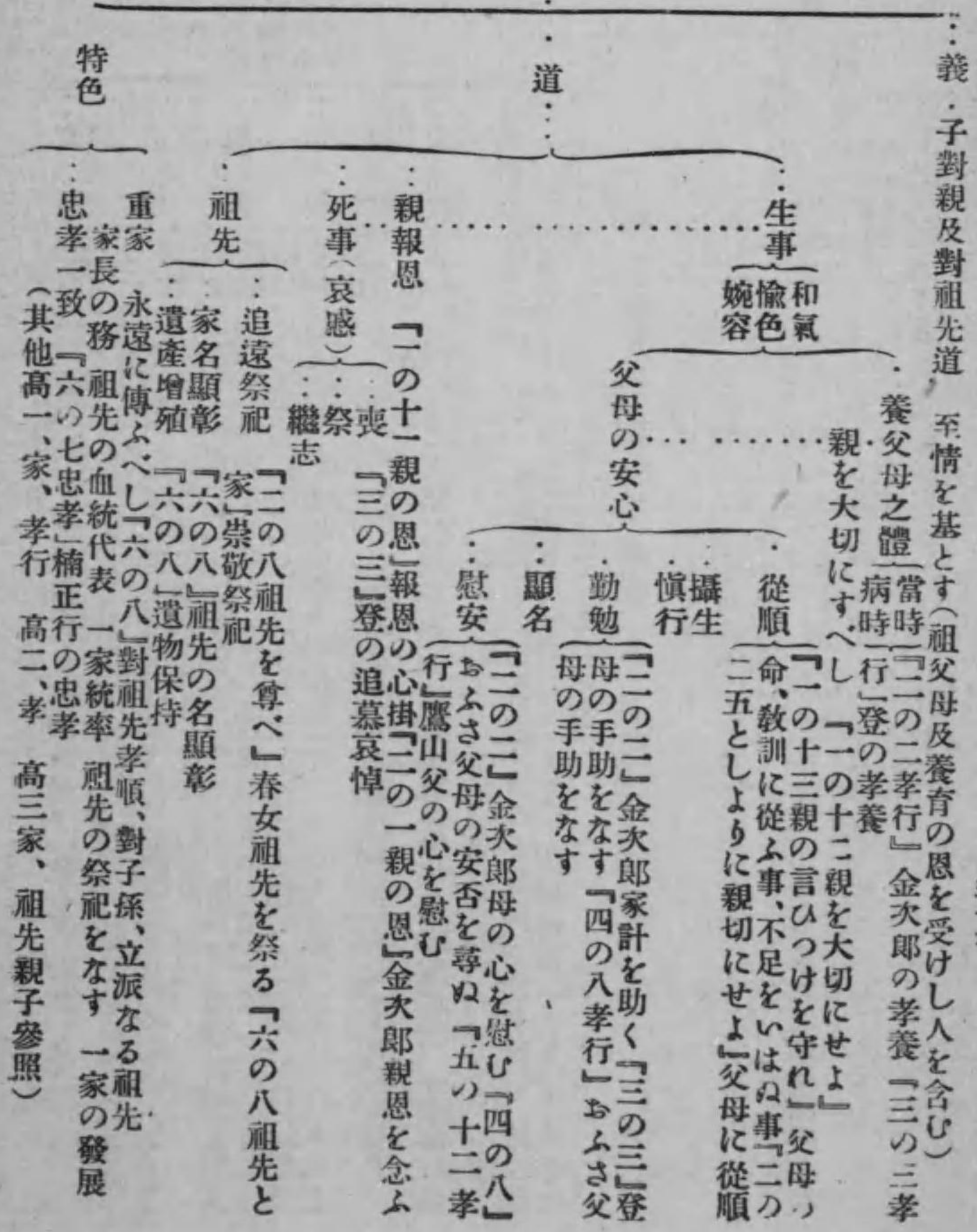
#### 第一 學校に於ける心得



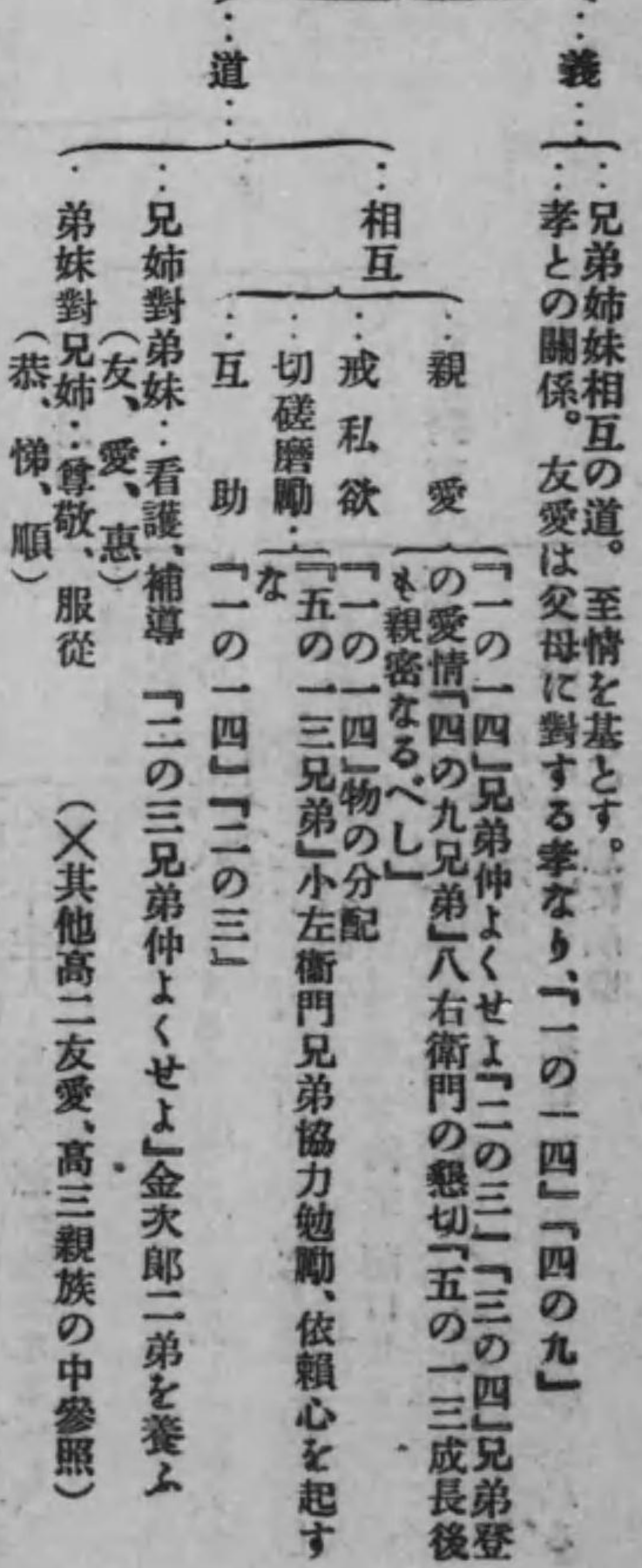
#### 第二 家庭に於ける心得



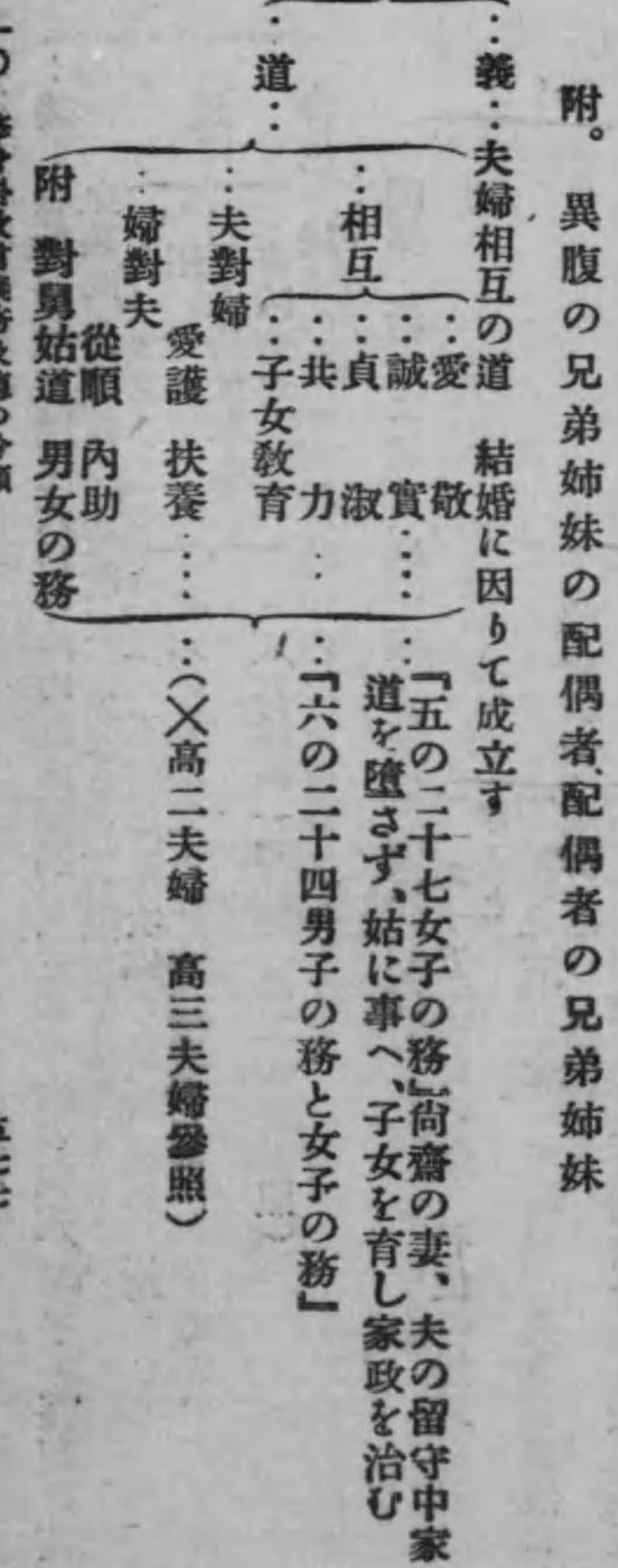
二、孝道



三、友道



四、和道



外篇 一〇 修身科教材義務及徳の分類

五、淑睦

義：血統近き者（民法六親等内の血族配偶者、三親等内の親族、養子と養親及其血族間）の關係（祖先敬慕 同一血族の觀念を基とす）  
 親和：一、二の五親類（金次郎の親類、親和相助）  
 相助：一、二の五親類（金次郎の親類、親和相助）  
 道：正長幼尊卑序  
 吉凶慶弔：一、二の五親類（金次郎の親類、親和相助）  
 特色：民族の共同親和（特種の民族關係）  
 （×其他高一親類 高二親族參照）

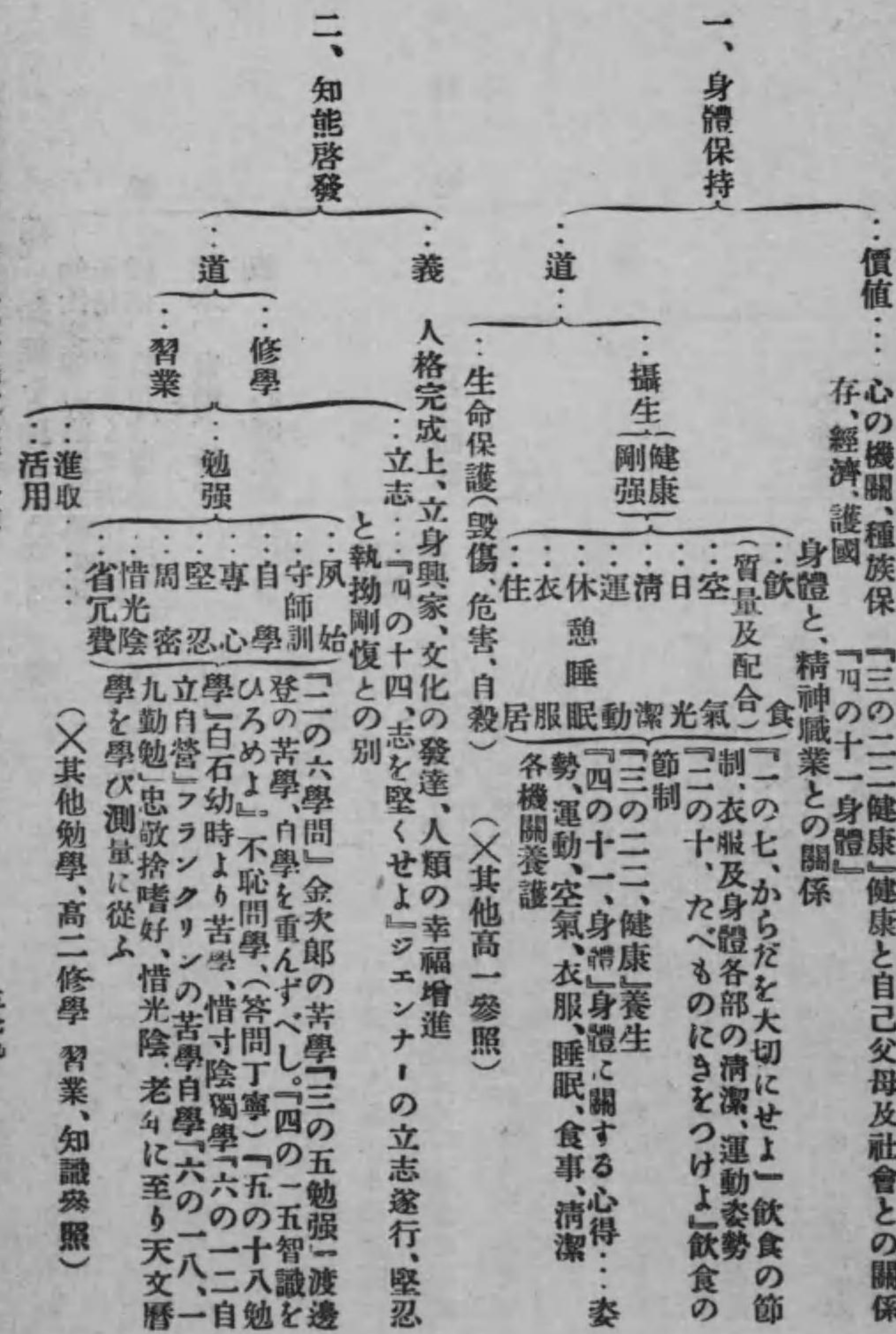
七、主人と召使

主人對召使  
 慈悲親切 賤侮、惡口を戒む  
 禮を以て正す  
 寛大 「二の九」寛大なるべし  
 教導 「五の八」油斷する勿れ 自ら率先して雇人を使ふべきこと  
 從順 「五の二」主人と召使 主命を速に行ふべし  
 誠實 「四の十」召使 主人大事に奉公「五の二十」主人と召使 忠實、盡誠、不侮主、陰口せず  
 主家の爲を計る 「四の十」非常の場合「五の二〇」主家の物尊重、内事を漏さず、惡例を主家の兒女に示さず  
 報恩 「四の十」非常の場合「三の十九」恩を忘れるな 主恩に酬ゆ

召使對主人  
 主家の爲を計る 「四の十」非常の場合「五の二〇」主家の物尊重、内事を漏さず、惡例を主家の兒女に示さず  
 報恩 「四の十」非常の場合「三の十九」恩を忘れるな 主恩に酬ゆ

關係：約束に基く、準家族（純職業的破備關係と稍趣を異にす）  
 「一の十五」家庭の樂 召使の無理を云はぬこと  
 「二の九」召使をいたはれ、荒き言葉遣に賤侮、惡口を戒む  
 「四の十」召使 主人は同情を有すべし、五の二十主人と召使 慈悲親切なるべし、言葉遣 利己心を戒む

第三、自己に對する心得



附。知能を啓發せざるの弊

- 知性才能の活動遲鈍萎縮
- 先見の明なく考慮不精確
- 輕信、盲信、疑惑、迷信
- 輕舉、盲動、放托

「四の十六、迷信を避けよ」迷信の害  
 「六の二十、迷信を避けよ」忠敬不惑  
 「四の十五、知識をひろめよ」義家兵法を學んで危地に陥らず

義：正心誠意自己修養

體慾

（攝生に關する各事項參照）「五の十七、習慣」定信の制慾  
 （「人の物と自分の物」の中につき關係事項參照）

三、持己

克己節制

- 物慾
- 名聞
- 嗜慾
- 激情
- 偏性
- 存誠、慎獨
- 持敬、謹慎
- 周密、規律

心の修養

「一の十六、わるいすゝめに従ふな」惡戯の勸誘  
 「六の十八、勤勉忠敬の制慾」  
 「三の十三、堪忍」重成怒を抑ふ「四の十四、志を堅くせよ」  
 「二の十七、克己」後光明天皇偏性に克ち給ふ  
 「四の十七、正直」慎獨、人の見ぬ所なりとて惡を行はず、隱喰、過を人に嫁せず「六の十三、獨を慎め」林子平の慎獨、行善は人道を完くせんが爲なり、行を二にせず「三の七、正直」アシンクトンの正直  
 （禮儀に關する各事項參照）  
 「一の十一」起居飲食の規律「三の六、規律」登の自省課目「五の八、油斷するなかれ」清正の用意周到、油斷と失敗「六の十三、規律」正しくあれ」フランクリンの規律正しき生活

四、自支

義：生計の道を立て一身を支持す  
 自立自營（自支の原則）  
 道：勤、勉（職業）、忍耐  
 立志、勤勞

（其他高一至誠、正直、勇氣、反省、質素、禮儀、高二恭儉參照）

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

四、自支

義：生計の道を立て一身を支持す  
 自立自營（自支の原則）  
 道：勤、勉（職業）、忍耐  
 立志、勤勞

（其他高一至誠、正直、勇氣、反省、質素、禮儀、高二恭儉參照）

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

四、自支

義：生計の道を立て一身を支持す  
 自立自營（自支の原則）  
 道：勤、勉（職業）、忍耐  
 立志、勤勞

（其他高一至誠、正直、勇氣、反省、質素、禮儀、高二恭儉參照）

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過

習慣

力廉

反省、改過